

全国経営協会員法人限定資料

法改正を踏まえた法人経営の確立に向けて

社会福祉法改正ハンドブック

社会福祉法改正関連通知集

平成 29 年 2 月 28 日

全国社会福祉法人経営者協議会

制度・政策委員会

～社会福祉法人制度改革特命チーム～

社会福祉法改正関連通知集 目次

【経営組織のガバナンスの強化】

- 社会福祉法人定款例（社会福祉法人の認可について 別紙2）…………… 1
（雇児発 1111 第 1 号・社援発 1111 第 4 号・老発 1111 第 2 号／平成 28 年 11 月 11 日）
- 社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて…………… 18
（事務連絡／平成 28 年 11 月 11 日）
- 社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する Q&A について…………… 31
（事務連絡／平成 29 年 1 月 24 日）
- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について… 33
（事務連絡／平成 28 年 11 月 11 日）
- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A（平成 29 年 2 月 6 日改訂）… 72
（事務連絡／平成 29 年 2 月 6 日）
- 社会福祉法人制度改革における理事等の解任について…………… 99
（事務連絡／平成 28 年 6 月 20 日）
- 社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について…………… 100
（事務連絡／平成 28 年 6 月 20 日）

【社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画】

- 社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について…………… 102
（雇児発 0124 第 1 号・社援発 0124 第 1 号・老発 0124 第 1 号／平成 29 年 1 月 24 日）
- 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について… 156
（社援基発 0124 第 1 号／平成 29 年 1 月 24 日）
- 「社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A（vol.1）」について…………… 160
（事務連絡／平成 29 年 2 月 13 日）

【地域における公益的な取組】

- 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について…………… 185
（社援基発 0601 第 1 号／平成 28 年 6 月 1 日）

項目別 Index

項 目	該当頁
【経営組織のガバナンスの強化】	
定款の記載事項の種類	p1
評議員及び理事会における法定決議事項	p1
租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるに当たっての留意点	p21-23
租税特別措置法第 40 条の特例の適用を前提としない定款変更の取り扱い	p32
残余財産の帰属の限定	p98
評議員の特殊関係者	p39-40
理事の特殊関係者	p47-48
監事の特殊関係者	p50-51
理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準	p65-66
理事総数に占める職員の割合の制限の廃止	p91
理事長の職務代理規定の廃止	p92-93
理事の資格要件「施設の管理者」の施設の範囲	p93
評議員会の決議の省略	p44
評議員会の議事録の記載事項	p44-45
理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略	p54-55
理事会の議事録の記載事項	p55-56
内部管理体制の基本方針の参考例	p58-59
理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任の免除	p67-68
【社会福祉充実残額と社会福祉充実計画】	
社会福祉充実残額の算定式	p107
「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定メルクマール	p110-113
大規模修繕費等の工事の判定メルクマール	p176
主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例	p121、177
社会福祉充実事業に活用する社会福祉充実残額の範囲の特例	p125
社会福祉充実計画原案に係る財務の専門家	p125、180
【地域における公益的な取組】	
「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」との関係	p192

別紙2

社会福祉法人定款例

<説 明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任 意 的 記 載 事 項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条） ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号） ・ 重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号） ・ 多額の借財（法第45条の13第4項第2号） ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号） ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号） ・ コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ ・ 競争及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項） ・ 計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項） ・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項） ・ その他の重要な業務執行の決定	・ 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条） ・ 理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★ ・ 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条） ・ 理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★ ・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項） ・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項） ・ 定款の変更（法第45条の36第1項）★ ・ 解散の決議（法第46条第1項第1号）★ ・ 合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★ ・ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項） ・ その他定款で定めた事項 ★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害児入所施設の経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（ハ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人介護支援センターの経営

（ハ）保育所の経営

（ニ）障害福祉サービス事業の経営

（ホ）相談支援事業の経営

（ヘ）移動支援事業の経営

（ト）地域活動支援センターの経営

（チ）福祉ホームの経営

（備考）

- （１）具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- （２）児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- （３）上記記載は、あくまで一例であるので、（１）、（２）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- （４）市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) (1) から (3) までは掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 福祉サービス利用援助事業

(8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

(9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

(5) (1) から (3) までは掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(9) 共同募金事業への協力

(10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施

(11) 日常生活自立支援事業

(12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

（備考）

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

（備考一）

確定数とすることも可能。

（備考二）

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいものとする。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

（備考）

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第 31 条第 5 項）。

（評議員の任期）

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（備考）

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項）。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、（〇月及び）必要が

ある場合に開催する。

（備考）

定時評議員会は、年に 1 回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第 45 条の 9 第 1 項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4 月～6 月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後 3 ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第 45 条の 9 第 2 項）。

（招集）

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3 分の 2 以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

（1） 監事の解任

（2） 定款の変更

（3） その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第 45 条の 9 第 6 項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第 45 条の 9 第 7 項に基づき、3 分の 2 以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び＜会計監査人並びに＞職員

（役員＜及び会計監査人＞の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

（１）理事 ○○名以上○○名以内

（２）監事 ○○名以内

２ 理事のうち一名を理事長とする。

３ 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

＜４ この法人に会計監査人を置く。＞

（備考）

（１）理事は６名以上、監事は２名以上とすること。

（２）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（３）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（４）会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（５）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にすることがあること。

＜例＞理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

２ 理事のうち１名を、会長、○名を常務理事とする。

３ 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員＜及び会計監査人＞の選任）

第一六条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

２ 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２ 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

３ 理事長及び業務執行理事は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（備考）

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能である（法第 45 条の 16 第 3 項）。

＜例＞

3. 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員＜及び会計監査人＞の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第 45 条）。

法第 45 条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第二条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

（備考三）

費用弁償分については報酬等に含まれない。

（職員）

第二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（備考一）

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
 - (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
 - (3) その他理事長が適当と認める者
- (運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二十六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二十七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟（ 平方メートル）

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地（平方 メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成

し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）〇〇の事業

（２）〇〇の事業

２ 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（注１）具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

（注２）上記記載は、あくまで一例であるので、（注１）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

（注３）公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

（備考二）

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

（１）〇〇業

（２）〇〇業

２ 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（備考）

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

（収益の処分）

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

（備考）

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三十九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（備考）

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員、会計監査人は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

〃

〃

〃

//
監 事

//
評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

事 務 連 絡

平成 28 年 11 月 11 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて

社会福祉法人制度改革において、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）により、経営組織の見直し等が行われるところですが、それに伴い、各社会福祉法人においては定款の変更が必要となります。

今般、定款変更に係る事務の取扱いについて、別添のとおりまとめましたので、お示しいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る 事務の取扱いについて

社会・援護局 福祉基盤課

平成 28 年 11 月 11 日

(注) 現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて

所轄庁が定款変更の認可をする際には、下記の点に留意すること。

- 現行の社会福祉法人定款準則についても、例示であったが、今回、その点を明確化する観点から、社会福祉法人定款例と名称を変更したものである。
- 社会福祉法人定款例は、各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載しており、定款変更認可時の確認においては、定款において定めることが必要な事項が書かれているか、又はその内容が法令に沿ったものであるかを確認すること。なお、定款例における記載事項の区分は以下のとおりである。
 - ・ 必要的記載事項 → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
(参考) 法第31条第1項各号
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 社会福祉事業の種類
 - 四 事務所の所在地
 - 五 評議員及び評議員会に関する事項
 - 六 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項
 - 七 理事会に関する事項
 - 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
 - 九 資産に関する事項
 - 十 会計に関する事項
 - 十一 公益事業を行う場合には、その種類
 - 十二 収益事業を行う場合には、その種類
 - 十三 解散に関する事項
 - 十四 定款の変更にに関する事項
 - 十五 公告の方法
 - ・ 相対的記載事項 → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
 - ・ 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

○ また、定款変更認可時の確認については、関係法令・通知等並びに定款例の各条項の記載例及び備考について留意するとともに、別紙の「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関する Q&A」を参考とすること。

○ なお、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるに当たっては、下記の点に留意すること。

(租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるに当たっての留意点)

1. 個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされる(所得税法第 59 条第 1 項第 1 号)。

一方、これらの財産を社会福祉法人を含む公益法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられている(租税特別措置法第 40 条第 1 項)。

(参考) 社会福祉法人に係る租税特別措置法第 40 条の適用の件数は 70 件程度 (H26. 7. 1~H27. 6. 30) である。

2. 社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項について、下記のとおり整理したので参考とされたい。

なお、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意することが必要である。

(1) 当該適用を受けるにあたっては、社会福祉法等における規定を遵守するほか、次に掲げる事項が定款に規定されていることが必要となる。

① 社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号で定める親族等特殊関係者に関する規定が規定されていること。

② 残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。

③ 評議員の定数(現在数)は、理事の定数(現在数)を超える数であること

④ 重要事項の議決のうち、以下の事項については、

- ・ 理事会における理事総数(現在数)の三分の二以上の多数による同意又は承認
- ・ 評議員会の承認

を必要とすること。

「事業計画及び収支予算」

「基本財産の処分」

「臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)」

「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」※公益事業・収益事業を行う法人に限る。

⑤ 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第二条

第十五号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の同意を得ることを必要とすること。

（２）具体的な記載例については、下表を参照すること。

対象条項	留意点
第五条（評議員の定数）	評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること。
第六条（評議員の選任及び解任） 第１項・第２項	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第〇条（評議員の資格）	定款例第六条の次に以下の条項（例）を設けること。 （評議員の資格） 第〇条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはならない。
第八条（評議員の報酬等）	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第一〇条（権限）	評議員会の決議事項として、定款例で示すもののほか、「事業計画及び収支予算」「臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）」「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」「解散」を追加すること。 ※公益事業・収益事業を行う法人に限る。
第一三条（決議）	定款例を参考に定めること。
第一五条（役員＜及び会計監査人＞の定数）第１項	定款例の備考（１）を踏まえて、定めること。
第十六条（役員＜及び会計監査人＞の選任）第１項	定款例を参考に定めること。
第〇条（役員の資格）	定款例第一六条の次に以下の条項（例）を加えること。 （役員の資格） 第〇条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはならない。 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。 （注）監事の人数が６人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはならない。」でも可。

第二一条（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）	定款例を参考に定めること。
第二六条（決議） 第1項	定款例を参考に定めること。
第二八条（資産の区分） 第1項・第2項	定款例を参考に定めること。
第二九条（基本財産の処分）	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第三一条（事業計画及び収支予算） 第1項	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第三二条（事業報告及び決算） 第1項・第2項	定款例を参考に定めること。
第三五条（臨機の措置）	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条（公益を目的とする事業） 第〇条（収益を目的とする事業）	公益事業・収益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条（保有する株式に係る議決権の行使）	第三七条の次に以下の条項（例）を加えること。 ＜例1＞ 第〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。 ＜例2＞ 第〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。
第三六条（解散）	定款例を参考に定めること。
第三七条（残余財産の帰属）	残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。
第三八条（定款の変更） 第1項	定款例を参考に定めること。

社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関する Q&A

(目次)

評議員選任・解任委員会	8
問1 定款変更の審査において、評議員選任・解任委員の候補者の名簿を確認する必要があるか。(定款例第六条関係)	8
問2 平成28年度中に評議員選任・解任委員会を設置することになるが、そのためには定款における評議員選任・解任委員会に係る条文が今年度中に効力を発する旨附則等で定める必要があるのか。(定款例第六条関係)	8
問3 定款例で示されている評議員選任・解任委員のうち「事務局員」を「職員」と定めてもよいのか。(定款例第六条関係)	8
問4 評議員選任・解任委員会において外部委員が1名の場合であっても、定款例で示しているとおり、決議においてその者の出席及び賛成を条件とすべきなのか。(定款例第六条関係)	8
評議員	9
問5 経過措置により評議員の数を4名以上とし、経過措置後は7名とする場合、定款においてどのように定めればよいのか。(定款例第五条関係)	9
問6 理事の定数を定款において6名以上8名以内と定めた場合、定款における評議員の定数を7名以上9名以内とすることは可能か。.....	9
役員	9
問7 職員が理事となる場合、日頃業務にあたっているので、業務執行理事とすることが必要か。(定款例第一五条関係)	9
問8 第四十五条の二十四第四項で準用する一般法人法第一百四十一条で規定する理事、監事又は会計監査人の責任の免除規定について、どのように定めればよいのか。.....	9
問9 第四十五条の二十四第四項で準用する一般法人法第一百五十五条で規定する責任限定契約は定款においてどのように定めれば良いか。.....	9
評議員会、理事会	10
問10 評議員会及び理事会の招集は当初から理事長以外の理事が招集する旨定めても問題ないか。(定款例第一二条及び第二五関係)	10
問11 評議員会及び理事会において議長を置くことや、議長となった者の議決権の行使について、定款に規定しても差し支えないか。(定款例第一三条及び第二六条関係)	10
問12 定款例において、「臨機の措置」については第三十五条において「理事総数の三分の二以上の同意が必要」とされているが、予算に係る理事会の決議についても同様のものとしなくてもよいのか。(定款例第三一条関係)	10
問13 定款例において「理事総数の三分の二以上の同意が必要」とされている事項について、「特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と定めてもよいのか。(定款例第三五条関係)	10
会計監査人	11

問 14 会計監査人に関する条文の定款変更手続き如何。(定款例第一〇条、第一五条、第一六条、第一八条、第一九条、第二〇条、第二一条関係)	11
その他	11
問 15 今回の改正における定款の効力を発する日について、附則にどのように定めれば良いか。.....	11
問 16 評議員、理事、監事又は会計監査人の選任に係る条文において、従来のように「理事長から委嘱する」旨定めなくてもよいか。.....	11
問 17 定款例第三条第二項は社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に関する条文であり、必要的記載事項ではないのか。また、定款例のように具体的な取組の内容を記載しなければならないのか。(定款例第三条関係)	11
問 18 定款において定めが必要である評議員の報酬等の額については、一人あたりの報酬等の額を定めてもよいのか。(定款例第八条関係)	12
問 19 理事又は監事の報酬等について、定款例のように別途評議員会で定めることとせず、定款において定める場合、どのように記載すべきか。(定款例第二一条関係)	12

評議員選任・解任委員会

問 1 定款変更の審査において、評議員選任・解任委員の候補者の名簿を確認する必要があるか。
(定款例第六条関係)

(答)

1. 名簿により審査する必要はない。

問 2 平成 28 年度中に評議員選任・解任委員会を設置することになるが、そのためには定款における評議員選任・解任委員会に係る条文が今年度中に効力を発する旨附則等で定める必要があるのか。(定款例第六条関係)

(答)

1. 今回の法改正に係る定款変更の効力は、改正法附則第七条第二項に基づき、平成 29 年 4 月 1 日から発するものであり、評議員選任・解任委員会に係る条文も同様である上に、平成 28 年度における評議員選任・解任委員会の設置は、改正法附則の第九条に基づき、新社会福祉法第三十九条の規定の例により実施するものであることから、附則等により効力を早める必要はない。

(参考)

○改正法附則

第七条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があったときは、同項に規定する定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。

第九条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第三十九条の規定の例により、評議員を選任しておかななければならない。

○社会福祉法

(評議員の選任)

第三十九条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

問 3 定款例で示されている評議員選任・解任委員のうち「事務局員」を「職員」と定めてもよいのか。(定款例第六条関係)

(答)

1. 可能である。

問 4 評議員選任・解任委員会において外部委員が 1 名の場合であっても、定款例で示しており、決議においてその者の出席及び賛成を条件とすべきなのか。(定款例第六条関係)

(答)

1. 監事や職員等の法人内部の委員だけでなく、外部委員によってもなお適当と判断されることが重要であり、外部委員の出席及び賛成を条件とすることが適当である。

評議員

問 5 経過措置により評議員の数を4名以上とし、経過措置後は7名とする場合、定款においてどのように定めればよいか。（定款例第五条関係）

（答）

1. 定款の本則において、評議員の定数を7名と定め、附則において「第〇条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。」とすることなどが考えられる。

問 6 理事の定数を定款において6名以上8名以内と定めた場合、定款における評議員の定数を7名以上9名以内とすることは可能か。

（答）

1. 可能である。ただし、評議員の現在数は理事の現在数を常に超えていなくてはならない。

役員

問 7 職員が理事となる場合、日頃業務にあたっているので、業務執行理事とすることが必要か。（定款例第一五条関係）

（答）

1. 日頃の業務執行は職員という立場で行っているものであり、業務執行理事としなくてもよい。

問 8 第四十五条の二十第四項で準用する一般法人法第百十四条第一項で規定する理事、監事又は会計監査人の責任の免除規定について、どのように定めればよいか。

（答）

1. 以下の例を参考に定めること。

（責任の免除）

第〇条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

問 9 第四十五条の二十第四項で準用する一般法人法第百十五条で規定する責任限定契約は定款においてどのように定めれば良いか。

（答）

1. 以下の例を参考に定めること。

（責任限定契約）

第〇条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業

務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

2. なお、「あらかじめ定めた額」は、責任限定契約書において定めることなどが考えられる。

評議員会、理事会

問 10 評議員会及び理事会の招集は当初から理事長以外の理事が招集する旨定めても問題ないか。
(定款例第一二条及び第二五関係)

(答)

1. 評議員会及び理事会の招集は本来すべての理事に備わっている権限であり、理事長以外の理事が招集する旨定めてもよい。

問 11 評議員会及び理事会において議長を置くことや、議長となった者の議決権の行使について、定款に規定しても差し支えないか。(定款例第一三条及び第二六条関係)

(答)

1. 可能である。ただし、議長の議決権は可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意することが必要である。

問 12 定款例において、「臨機の措置」については第三十五条において「理事総数の三分の二以上の同意が必要」とされているが、予算に係る理事会の決議についても同様のものとしなくてもよいのか。(定款例第三一条関係)

(答)

1. 法令上特に規定はないが、法人運営上、評議員会の承認を得るものとすることや、理事総数の三分の二以上の同意とすることが望ましい。

問 13 定款例において「理事総数の三分の二以上の同意が必要」とされている事項について、「特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と定めてもよいのか。(定款例第三五条関係)

(答)

1. 法人の運営における重要な事項について、理事総数の三分の二以上の同意を要する旨定款例において示しているが、法令上には制限はなく、通常の理事会決議事項（特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって議決）としても問題ない。

会計監査人

問 14 会計監査人に関する条文の定款変更手続き如何。(定款例第一〇条、第一五条、第一六条、第一八条、第一九条、第二〇条、第二一条関係)

(答)

1. 会計監査人の条文に係る定款変更については、次の2つの方法によることなどが考えられる。
 - ・ 会計監査人の設置義務基準に該当することが見込まれる法人については、今回の法改正に係る平成28年度中の定款変更の際に会計監査人に係る条項についても定め、定款変更申請を行うこと。
 - ・ 会計監査人の設置義務基準に該当するか否かが平成28会計年度の決算が確定するまで判断ができない法人については、平成29年度の定時評議員会において、会計監査人選任とあわせて、会計監査人に係る定款変更を議決後、定款変更申請を行うこと。

その他

問 15 今回の改正における定款の効力を発する日について、附則にどのように定めれば良いか。

(答)

1. 適用日については、改正法附則に基づき、一部異なるものもあるが、附則においては、「この定款は、平成29年4月1日から施行する。」と定めることが適当である。

問 16 評議員、理事、監事又は会計監査人の選任に係る条文において、従来のように「理事長から委嘱する」旨定めなくてもよいのか。

(答)

1. 評議員、理事、監事又は会計監査人の委任契約は適正な選任手続と法人からの申込み及び本人の就任承諾によって成立するものと考えられるため、そのような定めは不要である。
2. なお、被選任者との委任契約(就任日等)を明確にするものとして、従来のとおり、就任承諾書を提出してもらうことが適当である。

問 17 定款例第三条第二項は社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に関する条文であり、必要的記載事項ではないのか。また、定款例のように具体的な取組の内容を記載しなければならないのか。(定款例第三条関係)

(答)

1. 「地域における公益的な取組」は、社会福祉法第二十四条第二項においてすべての社会福祉法人の責務として規定されているので、定款での定めが無くとも当然にその効力は及ぶものである。
2. 当該条文を定款において定める場合において、具体的な取組が決定している場合のみ、定款例で示すように記載すればよい。
3. なお、社会福祉充実計画に伴う地域公益事業の実施に当たり、定款上、事業を追加する必要がある場合には、社会福祉充実計画の承認申請とあわせて、定款変更を行うこととなる。

問 18 定款において定めが必要である評議員の報酬等の額については、一人あたりの報酬等の額を定めてもよいのか。(定款例第八条関係)

(答)

1. 可能である。その場合、「一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で」と規定すること。

問 19 理事又は監事の報酬等について、定款例のように別途評議員会で定めることとせず、定款において定める場合、どのように記載すべきか。(定款例第二一条関係)

(答)

1. 評議員の報酬等と同様に総額の範囲について定めることが適当である。

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 24 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する
Q&A について

今般、社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する Q&A について、別添のとおりまとめましたので、お示しいたします。

なお、改めて、租税特別措置法第 40 条の適用に関する事項は各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意いただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

本事務連絡については、国税庁と協議済みであることを申し添えます。

【社会福祉法人からの問合せへの対応】

問 1 過去に租税特別措置法第 40 条の適用を受けていた法人が、失念等により、租税特別措置法第 40 条の適用を前提としない定款例に沿った内容の定款に改正した場合に、直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることになるのか。

(答)

直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることはなく、税務署等からの指摘の際に、租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款へ改正すれば取り消されない。

【所轄庁監査の際の対応】

問 1 租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款に改正したにもかかわらず、監査において、理事等について、親族等特殊関係者（4～6 親等以内の親族等）が 3 分の 1 を超えて含まれていることが判明した場合には、どのように対応すべきか。

(答)

1. 法人においては、社会福祉法等に基づく親族等特殊関係者（3 親等以内）の制限については遵守しているが、租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款に改正したため、親族等特殊関係者（6 親等以内）の制限に抵触することになった場合には、直ちに文書指摘等を行うことはせず、次回の評議員会で理事を選任し直すよう助言することが適当である。
2. なお、評議員・監事においても、直ちに文書指摘等を行うことはせず、法人における準備期間を考慮して、一定期間の猶予を設けることが適当である。

事 務 連 絡

平成28年11月11日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」（平成28年6月20日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）について、別添のとおり、改訂しましたので、送付いたします。

なお、本事務連絡については、現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得ることを申し添えます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について
(経営組織の見直しについて)

社会・援護局 福祉基盤課

平成 28 年 6 月 20 日

(平成 28 年 11 月 11 日改訂)

(注) 現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。

(目次)

第1章 社会福祉法人の機関設計	1
第2章 評議員及び評議員会	2
(1) 評議員の選任及び解任	2
(2) 評議員の資格等	2
(3) 評議員の任期	6
(4) 評議員に欠員が生じた場合の措置	6
(5) 評議員会の権限	6
(6) 評議員会の運営	6
第3章 役員	11
第1節 理事	11
(1) 理事の選任及び解任	11
(2) 理事の資格等	11
(3) 理事の任期	12
(4) 理事に欠員が生じた場合の措置	12
(5) 理事の権限等	12
(6) 理事の義務等	13
第2節 監事	13
(1) 監事の選任及び解任	13
(2) 監事の資格等	14
(3) 監事の任期	15
(4) 監事に欠員が生じた場合の措置	15
(5) 監事の職務及び権限等	15
第4章 理事会	17
(1) 理事会の権限等	17
(2) 理事会の運営	17
(3) 内部管理体制の整備	20
第5章 会計監査人	24
(1) 会計監査人の選任及び解任	24
(2) 会計監査人の資格	24
(3) 会計監査人の任期	25
(4) 会計監査人に欠員が生じた場合の措置	25
(5) 会計監査人の職務及び権限等	25
(6) 会計監査人の設置義務について	25
(7) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用	27
第6章 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	29
(1) 評議員の報酬	29

(2) 理事の報酬	29
(3) 監事の報酬	29
(4) 会計監査人の報酬	29
(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準	29
(6) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表	30
第7章 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任	31
(1) 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任	31
(2) 理事、監事、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任	32
第8章 計算	33
第1節 会計帳簿	33
(1) 会計帳簿の作成及び保存	33
(2) 会計帳簿の閲覧等の請求	33
第2節 計算書類等	33
(1) 計算書類等の作成及び保存	33
(2) 計算書類等の監査等	33
(3) 計算書類等の定時評議員会への提出等	34
(4) 会計監査人設置社会福祉法人の特則	34
(5) 計算書類等の備え置き及び閲覧等	34

第1章 社会福祉法人の機関設計

今日、措置から契約への移行など福祉サービスの供給のあり方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められる。特に、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公益性を備えた社会福祉法人の役割は重要なものとなっている。

改正前の社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織については、社会福祉法人制度発足当初以来のものであり、今日の公益法人等の運営に求められるガバナンスを十分に果たせる仕組みとはなっていない。

他方、平成18年の公益法人制度改革においては、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人について新たな機関設計が導入され、役員等の権限・義務・責任の明確化、評議員会による理事等を牽制監督する仕組みの導入、会計管理の専門機関である会計監査人制度の導入といったガバナンスを強化する措置が講じられている。

このため、社会福祉法人についても、高い公益性・非営利性を担保するため、公益法人制度改革を参考に、法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化を図ることとした。

第2章 評議員及び評議員会

社会福祉法人の評議員会については、これまで、措置事業、保育所等を経営する事業、介護保険事業のみを行う法人を除き、その設置を求めていたが、法律上、評議員会の設置は任意であり、また、諮問機関として位置付けられているため、理事等の執行機関に対する牽制機能が十分働かないという課題があった。このため、公益法人制度改革を参考に、評議員会に役員の選任・解任や定款変更等法人の基本的事項について決議する権限を与え、これを通じて理事等を牽制監督する役割を担わせることとした。

こうした評議員・評議員会の重要な役割を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）は、評議員の選任・解任、資格、兼職禁止等に関する規定を置いている。

（1）評議員の選任及び解任

ア 評議員の選任及び解任方法について

評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされている。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられる。

イ 最初の評議員の選任について

評議員については、平成29年4月1日までに、あらかじめ、法第39条の規定の例により選任しておかなければならないとされている（改正法附則第9条第1項）。このため、社会福祉法人においては、同日までに、上記アの趣旨を踏まえた評議員の選任方法を記載した定款の変更を行った上で、当該変更後の定款に基づき評議員を選任しておくことが必要である。なお、あらかじめ選任した評議員の任期は平成29年4月1日から開始し（同条第2項）、平成29年3月31日において評議員である者の任期は、同日において満了することとなる（同条第3項）。

（2）評議員の資格等

ア 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

- ・ 社会福祉法人の評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、以下（イからエ）の要件に適合し、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

イ 評議員の欠格事由

評議員となることができない者は、次に掲げる者である（法第 40 条第 1 項）。

- ① 法人（同項第 1 号）
- ② 成年被後見人又は被保佐人（同項第 2 号）
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 3 号）
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 4 号）
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第 5 号）

ウ 評議員の兼職禁止

- ・ 評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできない（法第 40 条第 2 項）。

エ 評議員の特殊関係者

- ・ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第 40 条第 4 項及び第 5 項）。
 - ・ 特殊の関係がある者は、以下の内容である（社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 168 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 2 条の 7 及び第 2 条の 8）。
- ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該評議員又は役員に雇用されている者
 - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
 - ⑥ 当該評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。
 - ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

※ 業務を執行する社員を含む。

⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員

※ 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人

⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である、評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分之一を超えて含まれる場合に限る。）

- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

オ 評議員の員数

- ・ 評議員の数は、理事の員数を超える数としている（法第 40 条第 3 項）。ただし、一定の事業規模を超えない法人（平成 29 年 4 月 1 日より前に設立された法人に限る。）については、平成 29 年 4 月 1 日から 3 年間、4 人以上としている（改正法附則第 10 条）。
- ・ この一定の事業規模は、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人（平成 28 年度以降のサービス活動収益の額は考慮しない。）としている。また、平成 28 年度中に設立された法人については、サービス活動収益が 4 億円を超えることは想定されないことから、経過措置の対象としている。（社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 349 号。以下「整備政令」という。）第 4 条）。

カ 評議員の確保の支援について

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日から、全ての社会福祉法人に対して評議員会の設置が義務付けられ（法第 36 条）、各法人は、同日までに、あらかじめ、評議員を選任しておかなければならないこととなる（改正法附則第 9 条第 1 項）。
- ・ この場合、評議員は、小規模な法人などでは、評議員の候補となる人材に関する情報が不足する、あるいは、地域における人材が限られるなどの要因によりその確保が困難となることも想定される。
- ・ このため、社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行うことが求められる。
- ・ 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおりである。

なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、上記の事情により、平成 29 年 3 月 31 日までの選任に間に合わなかった場合においては、

所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応することとされたい。

(ア) 地方自治体が行うべき支援

- ・ 所轄庁は、社会福祉法人を指導監督し、適正な運営を確保することに責任を有する立場にあることから、法人からの評議員の確保に関する相談に応じて必要な支援を行うことが求められる。なお、所轄庁は、法人を指導監督する立場にあることから、支援に当たって法人の自主性・自律性を阻害することがないように配慮することが必要である。
- ・ また、所轄庁及び所轄庁に該当しない都道府県においては、(イ)に定める社会福祉協議会が行う取組を支援することが求められる。具体的には、地域の各種団体に対し、広く人材の情報の提供に係る協力要請を行うとともに、得られた情報を社会福祉協議会へ提供することが考えられる。

(イ) 社会福祉協議会に期待される取組

- 市区町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会は、法第 109 条第 1 項第 4 号又は法第 110 条第 1 項第 1 号に基づき、評議員の確保に関し、以下の社会福祉法人に対する支援を行うことが求められる。

I 市区町村社会福祉協議会については、以下のような取組を行うことが考えられる。

- ① 担当者（部署）を決定し、社会福祉法人から要請があった場合には、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報を提供する。
- ② 地域の状況等に応じて、以下の取組を積極的に行う。
 - ・ あらかじめ社会福祉法人のニーズ等を把握するため、社会福祉法人に対する説明会や調査等を行う。なお、施設連絡会等を設置している場合は、当該連絡会の取組として実施する。
 - ・ 評議員の候補者となり得る地域住民への説明会の開催等により評議員会制度に係る理解の促進を図る。

II 都道府県・指定都市社会福祉協議会については、以下のような取組を行うことが考えられる。

- ① 担当者（部署）を決定し、管内の市区町村社会福祉協議会に対する支援を実施。特に、専門職団体等と連携し、必要な情報を市区町村社会福祉協議会に対し、情報提供。
- ② 社会福祉法人からの要請にも対応できるよう相談窓口を設置。
- ③ 福祉関係団体等を通じた社会福祉施設関係者への周知。 等

(3) 評議員の任期

- ・ 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第41条第1項）。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができる（同項ただし書）。
- ・ ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能である。
- ・ なお、現職の評議員の任期は、平成29年3月31日において満了することとなる（改正法附則第9条第3項）（(1)イ参照）。

(4) 評議員に欠員が生じた場合の措置

- ・ 平成29年4月1日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する（法第42条第1項）。
- ・ また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる（法第42条第2項）。

(5) 評議員会の権限

- ・ 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。
- ・ 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。
- ・ なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。

(6) 評議員会の運営

- ・ 改正法により、定款変更や合併・解散など法人運営の基本ルールや、決算の承認など事後的な法人運営の確認は評議員会が最終的な決定を行うこととなるが、その評議員会の招集やこれらの事項に係る議案の提案等は、理事、理事会が行うことが原則である。具体的な手続は以下のとおり。

ア 評議員会の招集

(ア) 評議員会の招集権者

評議員会の招集権限は、原則として理事にある（法第45条の9第3項）。

なお、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項（以下「議題」という。）及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる（法第 45 条の 9 第 4 項）。この請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合等には、評議員自らが所轄庁の許可を得て評議員会を招集することができる（法第 45 条の 9 第 5 項）（P10 オ③参照）。

（イ）招集事項の決定

評議員会を招集するには、まず、①評議員会の日時及び場所、②議題、③議案といった招集事項を理事会の決議により定めることが必要である（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 181 条。）。なお、議案については、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）としている（施行規則第 2 条の 12）

（ウ）招集通知

次に、招集事項を記載した招集通知を評議員会の日の一週間前（定款による短縮が可能）までに、各評議員に対して書面で発出することが必要である（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 182 条第 1 項）。通知は、電磁的方法によっても可能であるが、その場合には評議員の承諾が必要である（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 182 条第 2 項）。

なお、評議員の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、評議員会を開催することができる（法第 45 条の 9 第 10 項において準用する一般法人法第 183 条）。

イ 評議員会の決議

- ・ 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない（法第 45 条の 9 第 9 項）。
- ・ また、議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められない。これは、評議員には、理事と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており（法第 38 条、民法第 644 条）、このような評議員によって構成される評議員会が執行機関に対する牽制・監督を行う機関として十分にその機能を果たすためには、相互に十分な討議を行うことによって決議を行うことが必要であるからである。
- ・ ただし、出席者が一堂に会するのと同様の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められる。なお、この議決権の行使に関する規律については、理事会と同様である（P18 第 4

章（２）イ参照）。

ウ 評議員会の決議の省略

- ・ 理事が議題について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 194 条第 1 項）。
- ・ この場合、同意の意思表示をした書面又は電磁的記録を、評議員会の決議があったものとみなされた日から十年間、主たる事務所に備え置かなければならない（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 194 条第 2 項）。
- ・ なお、議題の全てについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなされる（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 194 条第 4 項）。

エ 評議員会の議事録

- ・ 評議員会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- ・ 議事録は、評議員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならない（法第 45 条の 11 第 2 項）。また、評議員会の日から 5 年間、議事録の写しを従たる事務所に備え置かなければならないが、当該法人が当該議事録を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所での備置きは不要である（同条第 3 項）。
- ・ 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、次の請求をすることができる（同条第 4 項）。
 - ① 議事録が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - ② 議事録が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法（施行規則第 2 条の 3）により表示したもの（当該事項を印字した紙等）の閲覧の請求又は謄写の請求
- ・ 議事録は、書面又は電磁的記録により作成し（施行規則第 2 条の 15 第 2 項）、下記の事項を内容とするものでなければならない。
 - （ア）通常の評議員会の事項（同条第 3 項）
 - ① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

- イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき< 会計監査人が、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について意見を述べたとき>
- ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき< 会計監査人を辞任した又は解任された者が、辞任後又は解任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べたとき>
- ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
- ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- クホ 計算書類及びその附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時評議員会において意見を述べたとき>
- クヘ 会計監査人が出席要求に基づき定時評議員会に出席した意見を述べたとき>
- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- ⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(イ) 評議員会の決議の省略の場合の事項（同条第4項第1号）

- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名
- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(ウ) 評議員会への報告の省略の場合の事項（同条第4項第2号）

- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

オ 評議員の権限

評議員個々についても、以下の権限が付与されている。

① 議題の提案権

- ・ 評議員は、理事に対して一定の事項を議題とすることを請求することができる（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第184条）。
- ・ ただし、この請求は、評議員会の日々の四週間前（定款による短縮が可能）までにしなければならない。

- ・ これは、評議員会は、招集通知に掲げられた議題以外の事項については、決議することができないため（法第 45 条の 8 第 2 項）、評議員会の日の一週間前までに発出する招集通知に議題を記載できるようにする必要があるからである。

② 議案の提案権

- ・ 評議員は、評議員会の場合において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第 45 条の 8 第 4 項で準用する一般法人法第 185 条）。
- ・ この場合、法第 45 条の 8 第 4 項において準用する一般法人法第 186 条において、「評議員は、理事に対し、評議員会の日の一週間前までに、議案の要領を招集通知に記載して評議員に通知することを請求することができる」と規定されていることから、評議員が議案を提案する場合は、評議員会における議論を有益なものとするため、事前に他の評議員や執行機関である理事において十分な検討時間を確保することが法の趣旨である。

③ 評議員会招集権

- ・ 評議員会の招集権限は、原則として理事にあるが（法第 45 条の 9 第 3 項）、評議員は、理事に対し、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる（法第 45 条の 9 第 4 項）。
- ・ また、評議員会の招集の請求後、以下のいずれかに該当する場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる（法第 45 条の 9 第 5 項）。
 - i 請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - ii 前項の規定による請求があった日から 6 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
- ・ この場合、所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。

第3章 役員

第1節 理事

(1) 理事の選任及び解任

- ・ 社会福祉法人制度においては、改正法により、評議員会が必置の議決機関として位置付けられ、理事の選任・解任の決議は評議員会で行うこととなった（法第45条の4第1項）。理事等の選任・解任の手続など評議員会の運営の詳細は第2章（6）参照。
- ・ なお、解任については、次のいずれかに該当する場合に限り、評議員会の決議によって、解任することができることとしている（法第45条の4第1項）。
 - ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(2) 理事の資格等

ア 理事の欠格事由

- ・ 理事の欠格事由は、評議員と同様である（法第44条第1項において準用する法第40条第1項）。

イ 理事の資格要件

- ・ 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）
 - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）

ウ 理事の特殊関係者

- ・ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下このウにおいて「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはならないこととしている（法第44条第6項）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人である。
- ・ 特殊の関係がある者は、以下の内容である（施行規則第2条の10）。
 - ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該理事に雇用されている者
 - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

※ 業務を執行する社員を含む。

- ⑦ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

（３）理事の任期

- ・ 理事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第４５条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。
- ・ また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。

（４）理事に欠員が生じた場合の措置

- ・ 平成２９年４月１日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する（法第４５条の６第１項）。
- ・ また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる（法第４５条の６第１項）。

（５）理事の権限等

- ・ 以下の①から③に掲げる理事は、それぞれ以下に定める職務及び権限等を有する。

① 理事長の職務及び権限等

- ・ 理事長は、理事会の決定に基づき（法第４５条の１３第２項第１号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第４５条の１６第２項第１号）。
- ・ 具体的には、理事会で決定した事項を執行するほか、法第４５条の１３第４項に掲げる事項以外の理事会から委譲された範囲内で自ら意思決定をし、執行する。
- ・ そして、対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第４５条の１７第１項）。
- ・ なお、業務執行とは、契約にサインすることや、事業費支出の決済など、理事長等の法人の機関が行う行為が法人の行為と認められるような行為をいい、代表するとは、法人の機関が法人の名前で第三者とした行為が法人の行為とみ

なされることをいう。

- ・ 理事長は、3 か月に 1 回以上（定款で、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第 45 条の 16 第 3 項）。

これは、理事会による理事長の職務の執行の監督の実効性を確保するためである。

したがって、この報告は現実開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない（法第 45 条の 14 第 9 項において準用する一般法人法第 98 条第 2 項）。

② 業務執行理事の職務及び権限等

- ・ 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができる（法第 45 条の 16 第 2 項）。
- ・ 業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない（法第 45 条の 17 第 2 項）。
- ・ 業務執行理事は、理事長と同様、3 か月に 1 回以上（定款で、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第 45 条の 16 第 3 項）。また、この報告は現実開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。

③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等

- ・ 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じて、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第 45 条の 13 第 2 項第 1 号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第 2 号及び第 3 号）する役割を担うこととなる。

（6）理事の義務等

- ・ 理事には、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務が課されている（法第 38 条、法第 45 条の 16 第 1 項並びに法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 84 条及び第 85 条）。
- ・ また、特別背任罪（法第 130 条の 2）及び贈収賄罪（法第 130 条の 3）等の罰則が設けられている。

第 2 節 監事

（1）監事の選任及び解任

- ・ 監事の選任及び解任は、理事と同様、評議員会の決議による（法第 45 条の 4 第

1 項)。

- ・ 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（法第 43 条第 3 項において準用する一般法人法第 72 条）。

（２）監事の資格等

ア 監事の兼職禁止

- ・ 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができない（法第 44 条第 2 項）。

イ 監事の資格要件

- ・ 監事には、次に掲げる者が含まれなければならない（法第 44 条第 5 項）。
 - ① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第 1 号）
 - ② 財務管理について識見を有する者（同項第 2 号）

ウ 監事の特殊関係者

- ・ 監事には、各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第 44 条第 7 項）。
- ・ 特殊の関係がある者は、以下の内容である（施行規則第 2 条の 11）。
 - ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該役員に雇用されている者
 - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
 - ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ※ 業務を執行する社員を含む。
 - ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
 - ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

(3) 監事の任期

- ・ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。
- ・ また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。

(4) 監事に欠員が生じた場合の措置

- ・ 監事に欠員が生じた場合の措置は、理事と同様である（P12 第1節（4）参照）。

(5) 監事の職務及び権限等

ア 監事の権限

- ・ 監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し、事業の報告を求め、また、社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができる（法第45条の18第2項）。
- ・ 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できる（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条2項）。
- ・ その際、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条3項）。

イ 理事への報告義務

- ・ 監事は、①理事が不正の行為をしたとき、②理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、③法令・定款に違反する事実があるとき、④著しく不当な事実があるときには、その旨を理事会に報告する義務を負う（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第100条）。これは、理事の法令定款違反等について、理事会による是正を促す趣旨である。

ウ 理事会への出席義務

- ・ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条）。これは、監事が出席することにより、理事会の議論を把握し、理事の業務執行の監督につ

なげるとともに、理事会において法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを防ぐ趣旨である。

エ 評議員会に対する報告義務

- ・ 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条)。

第4章 理事会

(1) 理事会の権限等

- ・ 改正法により、理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

ア 理事会の組織

- ・ 理事会は、全ての理事で組織される（法第45条の13第1項）。

イ 理事会の職務

(ア) 業務執行の決定

- ・ 理事会は、社会福祉法人の業務執行に関する意思決定を行う（法第45条の13第2項第1号）。

(イ) 理事の職務執行の監督

- ・ 理事会は、理事の職務の執行を監督する（法第45条の13第2項第2号）。

(ウ) 理事長の選定および解職

- ・ 理事会は、理事長の選定及び解職を行う（法第45条の13第2項第3号及び同条第3項）。

ウ 理事に委任することができない事項

- ・ 社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列举されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている（同条第4項）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。

(2) 理事会の運営

ア 理事会の招集

(ア) 理事会の招集権者

- ・ 理事会の招集権限は、原則として各理事にある（法第45条の14第1項本文）。ただし、定款の定めまたは理事会の決議によって、特定の理事を招集権者と定めることができる（同項ただし書）。
- ・ この場合、招集権者以外の理事は、招集権者に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる（同条第2項）。この請求のあった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事

会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる（同条第3項）。

（イ）招集通知

- ・ 理事会を招集する者は、理事会の日の原則として1週間（定款による短縮が可能）前までに、理事及び監事の全員に通知を発しなければならない（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条1項）。
- ・ 通知の方法については、評議員会の招集の場合と異なり、限定はなく、書面でも口頭でもその他の方法でも差し支えない。また、議題を通知することも必須ではない。
- ・ なお、理事及び監事の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条2項）。

イ 理事会の決議

- ・ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款による引上げが可能）が出席し、その過半数（定款による引上げが可能）をもって行う（法第45条の14第4項）。理事会の決議の公正を期する必要があることから、決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない（同条第5項）。
- ・ また、理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められない。これは、理事には、評議員と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており（法第38条、民法第644条）、理事会は、このような理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場であるからである。
- ・ ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められる。

ウ 理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条）。

- ・ 理事の提案につき、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる。
- ・ これは、議決権を行使することができる理事の全員が、決議の目的となる事項についての提案に同意の意思表示をし、かつ、監事も当該提案に異議を述べない場合には、会議を開催しなくても、各理事及び監事が当該議案を決議することについてその責任を伴う十分な意思表示を行っているものと認めることができ、また、提案に全員が賛成であるならば、討議を省略することによる理事会機能の形

骸化という弊害のおそれも少ないと考えられるためである。

- ・ なお、理事会決議の省略を行うに当たり、あらかじめ定款の定めが必要とされるのは、理事会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという理事会制度の重大な例外を認めるものだからである。
- ・ 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、理事会決議の省略と同様に、当該事項の理事会への報告を省略することができる(法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条)。ただし、法第46条の17第9項の規定による業務の執行状況に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略することができない(法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条2項)。

エ 理事会の議事録等

- ・ 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- ・ 議事録が書面で作成されているときは、出席した理事(定款で署名又は記名押印しなければならない者を出席した理事長と定めた場合には、当該出席した理事長)及び監事が署名又は記名押印しなければならない。(法第45条の14第6項)。
- ・ 議事録が電磁的記録で作成されている場合には、電子署名により行わなければならない(同条第7項。施行規則第2条の18)。
- ・ 理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される(同条第8項)。
- ・ 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。理事会の決議を省略した場合における提案につき理事全員が同意の意思を表示した書面または電磁的記録(以下、議事録と併せて「議事録等」という)も同様である(法第45条の15第1項)。
- ・ 評議員は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、債権者は理事又は監事の責任を迫及するため必要があるときに限り、裁判所の許可を得て、次の請求をすることができる(同条第2項、第3項)。
 - ① 議事録等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - ② 議事録等が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法(施行規則第2条の3)により表示したもの(当該事項を印字した紙等)の閲覧の請求又は謄写の請求裁判所は、債権者が議事録等の閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その許可をすることができない(同条第4項)。
- ・ 議事録は、書面又は電磁的記録により作成し(施行規則第2条の17第2項)、下記の事項を内容とするものでなければならない。
 - (ア) 通常 of 理事会の事項(同条第3項)
 - ① 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は会

計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

- ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ハ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 監事が招集したもの
- ※ 理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には、②の記載は不要。
- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - ロ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ハ 理事会で述べられた監事の意見
- ⑥ 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
- ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- ⑧ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

(イ) 理事会の決議の省略の場合の事項（同条第4項第1号）

- ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(ウ) 理事会への報告の省略の場合の事項（同条第4項第2号）

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 内部管理体制の整備

ア 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる（法第45条の13第4項第5号及び第5項）。なお、一定の事業規模を超える法人は、会計監査人設置義務対象法人と同様であり、前年度の決算における

法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である（整備政令による改正後の社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。）第13条の3）。

イ 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか以下の内容である（施行規則第2条の16）。

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ウ 法人における作業については、以下のとおりとなる。

- ① 内部管理体制の現状把握
 - ・ 内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認
- ② 内部管理体制の課題認識
 - ・ 現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定
- ③ 内部管理体制の基本方針の策定
 - ・ 法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定
- ④ 基本方針に基づく内部管理体制の整備
 - ・ 基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

(参考例)

内部管理体制の基本方針

本〇〇福祉会は、平成〇〇年〇月〇日、理事会において、理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本〇〇福祉会の基本方針を以下のとおり決定した。

1 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款、評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 業務を執行する理事等で組織する経営戦略等に関する会議体（以下「経営会議等」という。）を定期的又は臨時に開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議する。
- ④ 「理事職務権限規程」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、経営会議等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款及び規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑦ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2 リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及び規程を整備し、役割権限等を明確にする。
- ② 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護に関する諸規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や当協会内の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理については、内部監査部門が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び経営会議等に報告する。
- ⑤ 当会の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、経営会議等で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 大規模自然災害、新型インフルエンザその他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

3 コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに定款及び当会の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンスに関する規程等を定める。
- ② 当会のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するた

め、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。

- ③ 当会の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を経営会議等に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事の職務を補助するものとして、独立性を有するスタッフを配置する。
- ⑥ 理事又は職員等は、当会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑦ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

第5章 会計監査人

会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査とは、社会福祉法人が作成する計算書類を対象として、外部の独立した第三者としての会計監査人が監査を行い、計算書類の適正性について保証を与えるものである。

これにより、財務情報の信頼性の向上、ガバナンスの強化だけではなく、業務の効率化、効率的な経営の実現にも資するものである。

（1）会計監査人の選任及び解任

ア 会計監査人の選任

- ・ 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する（法第43条第1項）。
- ・ 理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。

イ 会計監査人の解任

- ・ 会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の4第2項）。
 - ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ・ 理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。
- ・ 監事は、上記①から③のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の5第1項）。

この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（法第45条の5第3項）。

（2）会計監査人の資格

- ・ 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法第45条の2第1項）。
- ・ 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない（同条第3項）。

具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができない。

(3) 会計監査人の任期

- ・ 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第 45 条の 3 第 1 項）。
- ・ 定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（第 45 条の 3）。

(4) 会計監査人に欠員が生じた場合の措置

- ・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（法第 45 条の 6 第 3 項）。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は、(2) の会計監査人と同様である（法第 45 条の 6 第 4 項）。
- ・ なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要である。

(5) 会計監査人の職務及び権限等

- ・ 会計監査人は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成する義務を負う（法第 45 条の 19 第 1 項及び第 2 項）。
- ・ 会計監査人は、その職務を適切に行うため、会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧謄写できるほか、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し会計に関する報告を求めることができる（同条第 3 項）。
- ・ また、その職務を行うため必要があるときは、当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる（同条第 4 項）。
- ・ 会計監査人は、職務を行うに当たっては、監査の公正を期すため、当該社会福祉法人の理事、監事又は当該社会福祉法人の職員である等の関係のある者を補助者として使用することができない（同条 5 項）。

(6) 会計監査人の設置義務について

ア 会計監査人設置義務対象法人の基準

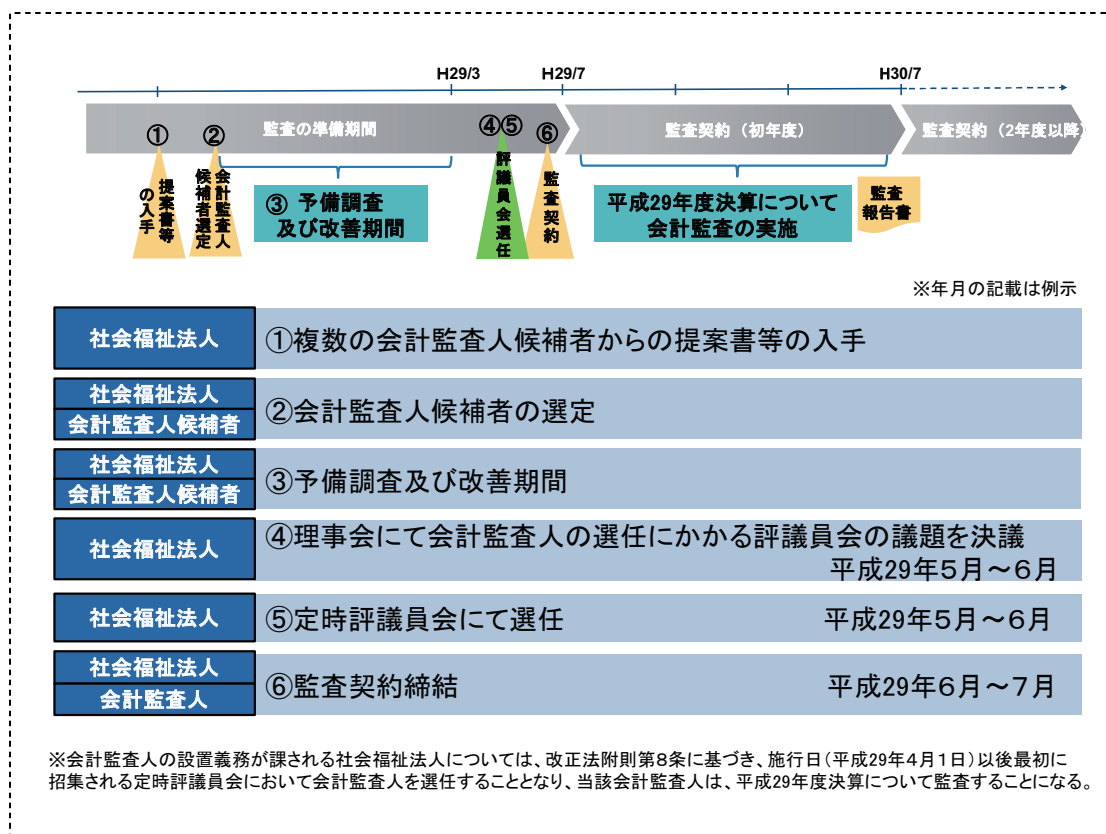
- ・ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が 30 億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第 3 号第 1 様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が 60 億円を超える法人である（施行令第 13 条の 3）。
- ・ なお、会計監査人を設置する法人は、会計監査人の設置に関する定款変更を行うことが必要となる。
- ・ 平成 29 年度以降、収益 10 億円超程度の法人において、会計監査の導入に伴う課題・メリットを整理し、周知すること等を通じ、10 億円超での実施に向け

た環境整備を図っていく予定である。

イ 会計監査人の選任等の流れについて

- 会計監査人の選任に当たっては、会計監査人を設置する年度（例：平成 29 年度）の前年度（例：平成 28 年度）から、下記のとおり、準備作業等が必要になるので、法人においては、当該前年度（例：平成 28 年度）における法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益計・法人単位貸借対照表における負債の部合計を適切に見込んだ上で、会計監査人の設置が円滑に行われるよう、対応することが求められる。
- 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいが、平成 29 年度の会計監査人の選任については、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などによる取扱も可能とする。
- その際、下記スケジュール例を参考にし、複数の会計監査人候補者から提案書等入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討[※]のうえ、選定すること（選定基準のイメージは、別紙のとおり）。
[※] 価格のみで選定することは適当ではないこと。
- 複数の会計監査人候補者から提案書等入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

（スケジュール例）平成 29 年度設置対象法人の場合



ウ 監査証明範囲の設定について

- ・ 今般の会計監査人制度の導入は、法人としてのガバナンスの強化、財務規律の強化の一環として導入するものであり、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類（第1様式）並びにそれに対応する附属明細書及び財産目録の各項目とする。具体的には以下の通りである。
 - ① 法人単位の計算書類（法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書）（施行規則第2条の30第1項第2号）
 - ② ①に対応する附属明細書（借入金明細書、寄附金収益明細書、補助金事業等収益明細書、基本金明細書及び国庫補助金等特別積立金明細書に限る。）の項目（施行規則第2条の30第1項第2号）
 - ③ 法人単位貸借対照表に対応する財産目録の項目（施行規則第2条の22）
- ・ その際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。

エ 監事が会計監査人に求める監査に関する報告について

- ・ 監事は、会計監査人に対して、必要があるときは、監査証明（会計監査報告）のほか、その監査に関する報告を求めることができることとなっている（法第45条の19第6項で準用する一般法人法第108条第2項）。そのため、会計監査人は、監事に対して、監査証明（会計監査報告）のほかに、その監査に関する報告を行う責務がある。

（7）会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用

会計監査人を設置しない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましい。

(別紙)

社会福祉法人〇〇会会計監査人選定基準のイメージ

(基準制定の目的)

第1条 この会計監査人選定基準は、社会福祉法人〇〇会（以下、「法人」という。）が複数の会計監査人候補者（以下、「候補者」という。）から提案書等を入手した際の候補者選定の基準を定めるもの。

(選定基準項目)

第2条 次の各号に掲げる事項に対する評価を行うものとする。

- 一 監査の実施体制等に対する評価
- 二 監査に要する費用に対する評価
- 三 監査の実績等に対する評価
- 四 監査の品質管理体制に対する評価

2 前項第1号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- 一 当該法人に対する監査の基本方針及び考え方（着眼点や重点項目）
- 二 主要な監査手続及び監査要点
- 三 法人本部及び施設等を監査するチーム体制
- 四 監査スケジュール
- 五 監査の責任者及び担当者の経歴及び実務経験等
- 六 監査の指導的機能に対する考え方
- 七 監査のサポート体制
- 八 監事、内部監査担当部門との連携に関する考え方

3 第1項第2号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- 一 監査報酬見積費用総額（見積り及び積算の方法を含む。）
- 二 監査日程(日数)の大幅な変更が生じたときの処理方法

4 第1項第3号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- 一 監査実績
- 二 社会福祉法人に対する監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
- 三 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に対する監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
- 四 当該法人が実施している事業と類似の事業を実施している組織の監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
- 五 日本公認会計士協会又は公的機関における社会福祉法人制度に関係する部会等への関与実績

5 第1項第4号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- 一 品質管理の体制（日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針等に即した品質管理を行っているかなどを評価）
- 二 会計監査人候補者に関して公認会計士法に基づく処分がある場合はその内容とこれに対して取った措置（過去〇年間）

第6章 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

(1) 評議員の報酬

- ・ 評議員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）は定款で定めなければならない（法第45条の8第4項において準用する一般法人法第196条）。無報酬の場合には、その旨定めることとなる。

(2) 理事の報酬

- ・ 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条）。

(3) 監事の報酬

- ・ 監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）。
- ・ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議（全員一致の決定）によって定めることとなる（同条2項）。
- ・ また、監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる（同条3項）。
- ・ 無報酬の場合には、その旨定めることとなる。

(4) 会計監査人の報酬

- ・ 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には監事の過半数の同意を得なければならない（法第45条の19第6項において準用する一般法人法第110条）。

(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

- ・ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこととしている（法第45条の35第1項）。
なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに（法第45条の35第2項）、公表しなければならない（法第59条の2第1項第2号）。
- ・ 具体的には、以下①から④までのとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項である（施行規則第2条の42）。

- ・ なお、無報酬とする場合には、その旨役員等報酬基準に定めることとなる。

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

- ・ 常勤・非常勤別に報酬を定めること。

② 報酬等の金額の算定方法

- (a) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。
- (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
- (d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

③ 支給の方法

- ・ 支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。

④ 支給の形態

- ・ 支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。

（６）理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表

- ・ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成 29 年度以降の現況報告書に記載の上、公表すること。

第7章 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任

(1) 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任

ア 損害賠償責任

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負う（法第45条の20第1項）。
- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人と法人との関係は、委任に関する規定に従うため（法第38条）、任務を怠ったとは、法人に対する善管注意義務違反（理事の場合は、忠実義務違反（第45条の16第1項）も含まれる。）である。
- ・ なお、評議員には、業務執行権がなく、評議員会という会議体の構成員としての任務を行うものであることから、個々の評議員の任務懈怠により法人に直接損害が発生するケースは少ないと考えられる。

イ 損害賠償責任の免除

(ア) 総評議員※の同意による免除

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する責任は、原則として総評議員の同意がなければ免除することができない（法第45条の20第4項で準用する一般法人法112条）。

※ 「総評議員」とは、定款上の評議員定数や評議員の出席者数ではなく、評議員の現在員数のことである。

(イ) 評議員会の特別決議による一部免除

- ・ 法人に対する損害賠償責任を負う理事、監事又は会計監査人が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、理事、監事又は会計監査人が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に以下の数を乗じた額（(ウ)において「最低責任限度額」という。）を超える部分については、評議員会の決議により免除することができる（法第45条の20第4項で準用する一般法人法第113条第1項）。

① 理事長 6

② 業務執行理事 4

③ 理事、監事、会計監査人 2

- ・ これは、理事が軽微な過失により多額の損害賠償責任を負担することをおそれて業務執行が萎縮するのを防止するためである。
- ・ 理事、監事又は会計監査人の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の同意を得なければならない（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第113条3項）。
- ・ なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、評議員会の決議による責任の一部免除は認められていない。これは、評議員は業務執行を

担わないことから実際に賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ、総評議員による責任免除に加え、これよりも軽い要件による免除の制度を認める必要がないからである。

(ウ) 理事会の決議による一部免除

- ・ 社会福祉法人においては、理事、監事又は会計監査人の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、その賠償責任を負う額のうち最低責任限度額を超える部分について理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができる（法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般法人法第 114 条第 1 項）。
- ・ この旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合、又は定款の定めに基づく理事、監事又は会計監査人の責任の免除について理事会に議案を提出する場合には、いずれも監事の同意を要する（同条 2 項）。
- ・ なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、(イ) 同様、一部免除に関する定款の定めは認められていない。

(2) 理事、監事、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人は、本来、社会福祉法人に対して任務を負うにすぎず、第三者に対しては一般の不法行為（民法第 709 条）責任以外の責任は負わないと考えられる。
- ・ しかし、理事、監事、評議員又は会計監査人の任務懈怠によって損害を受けた第三者を保護する観点から、職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には、第三者に対して責任を負うこととしている（法第 45 条の 21 第 1 項）。
- ・ なお、評議員は、業務執行を行う立場ではないため、第三者に損害を与えることは多くないと考えられるが、評議員も法人と委任関係にあり、善良な管理者としての注意をもってその職務を行わなければならない者である以上（民法第 644 条）、悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合の責任に関する規定を設けているところである。

第8章 計算

第1節 会計帳簿

(1) 会計帳簿の作成及び保存

- ・ 社会福祉法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない（法第 45 条の 24 第 1 項）。会計帳簿は後日紛争を生じた場合の重要な資料となり得るため、その閉鎖の時から 10 年間保存しなければならない（同条第 2 項）。

(2) 会計帳簿の閲覧等の請求

- ・ 社会福祉法人の評議員は、計算書類の承認等を行う評議員会の構成員として、社会福祉法人の経理の状況を会計帳簿等から正確に知る必要がある。このため、評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる（法第 45 条の 25）。
 - ① 会計帳簿又はこれに関する資料が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求。
 - ② 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法（施行規則第 2 条の 3）により表示したものの閲覧又は謄写の請求。

第2節 計算書類等及び財産目録

(1) 計算書類等及び財産目録の作成及び保存

- ・ 法第 45 条の 27 第 2 項及び法第 45 条の 34 第 1 項において、社会福祉法人が各会計年度において作成すべき書類として、計算書類等（①貸借対照表、②収支計算書、③事業報告、④①～③の附属明細書）、⑤財産目録が規定されている。
- ・ また、計算書類等（上記③及びその附属明細書を除く。）は後日紛争を生じた場合の重要な資料となり得るため、その作成後 10 年間保存しなければならない。

(2) 計算書類等及び財産目録の監査等

- ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに財産目録は、監事の監査を受けなければならない（法第 45 条の 28 第 1 項、施行規則第 2 条の 40 第 2 項）。
- ・ さらに、会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、会計監査人の監査を受けなければならない（法第 45 条の 28 第 2 項、施行規則第 2 条の 40 第 2 項）。この場合、監事は会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について報告することをもって、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録に対する監査報告に代えるものとする（施行規則第 2 条の 31、第 2 条の 40 第 2 項）。
- ・ 監事及び会計監査人の監査を受けた計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を受けなければならない（法第 45 条の 28 第 3 項、施行規則第 2 条の 40 第 2 項）。

(3) 計算書類等及び財産目録の定時評議員会への提出等

- ・ 理事は、監事の監査（会計監査人を置く場合は、会計監査人の監査も含む。）を受け、さらに理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに財産目録を定時評議員会に提出しなければならない。
- ・ 定時評議員会に提出された計算書類及び財産目録は、定時評議員会の承認を受けなければならない（法第 45 条の 30 第 2 項、施行規則第 2 条の 40 第 1 項）。事業報告については、評議員会への報告で足りることとしている（法第 45 条の 30 第 3 項）。

(4) 会計監査人設置社会福祉法人の特則

- ・ 会計監査人を置く社会福祉法人においては、一定の要件を満たす場合には、(3)にかかわらず、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けることを要せず、定時評議員会においてその内容を報告することで足りることとしている（法第 45 条の 31、施行規則第 2 条の 40 第 1 項）。
- ・ 一定の要件は、以下の要件を満たしていることである（施行規則第 2 条の 39）。
 - ア 計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見が含まれていること
 - イ 会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと
 - ウ 特定監事^{※1}が特定理事^{※2}及び会計監査人に対して監査報告の内容を通知すべき日までに通知せず、当該通知すべき日に監事の監査を受けたものとみなされた計算書類でないこと。

※1 会計監査報告の内容の通知を受ける監事として定められた監事。当該通知を受ける監事を定めていない場合は、全ての監事。

※2 会計監査報告の内容の通知を受ける理事として定められた理事。当該通知を受ける理事を定めていない場合は、監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事。

(5) 計算書類等及び財産目録の備置き及び閲覧等

- ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）を定時評議員会の日の 2 週間前の日から 5 年間主たる事務所に備え置かなければならない（法第 45 条の 32 第 1 項）。また、従たる事務所においても、その写しを 3 年間備え置かなければならないが（同条第 2 項）、当該法人が計算書類を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要である（同項ただし書）。
- ・ 財産目録を毎会計年度終了後 3 月以内に 5 年間主たる事務所に備え置くとともに、従たる事務所においても、その写しを 3 年間備え置かなければならない（法第 45 条の 34 第 1 項）。なお、当該法人が財産目録を電磁的記録によって作成し、従たる

事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所で
の備置きは不要である（同条第 5 項）。役員等名簿、報酬等支給基準、事業
の概要等も同様である（法第 45 条の 34 第 1 項第 2 号から第 3 号まで）。

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項 について」等に関する Q&A

社会・援局 福祉基盤課

平成 28 年 6 月 20 日

(平成 28 年 11 月 11 日改訂)

(平成 29 年 2 月 6 日改訂)

※本質疑応答集においては下記の略語を用いる。

「改正法」：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）

「法」：社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（注）現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。

(目次)

評議員選任・解任委員会	1
問 1 評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じその都度設置することができるものなのか。	1
問 2 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。	1
問 3 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。	1
問 4 評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。	1
問 5 評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。	1
問 6 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。	1
問 7 評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。	2
問 8 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員になることは可能か。	2
問 9 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。	2
問 10 理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。	2
問 11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。	2
問 12 評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。	2
問 12-2 評議員が評議員選任・解任委員会の委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」(問 10)とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかな場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 1 同旨】 ...	3
問 12-3 評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 2 同旨】	3
問 12-4 新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも 2 回開催することが必要なのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 3 同旨 (修正)】	3
評議員の兼職禁止	3
問 13 現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。 ..	3
評議員の特殊関係者	5
問 14 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。	5
問 15 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。	6
問 16 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でない B 法人の役員又は職員が就任することは可能か。	7
社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	8
問 17 当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。	8
問 18 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。	8
問 19 評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。	8
問 20 共同評議員会の開催は可能か。	8
問 21 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。 8	

問 22 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27 において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。	8
問 23 当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。	9
問 23-2 嘱託医は評議員になることは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 4 同旨】	9
評議員会	9
問 24 評議員会で役員の選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「Aを役員として選任する件」という議題について、評議員が「Bを選任する」という議案を提案することは可能か。	9
問 25 評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。	9
問 26 評議員会において、役員の再任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するのか。	10
問 27 「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。	10
問 28 軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。	10
問 29 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P10 において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。	11
問 29-2 定款例（案）第一四条の備考において「議長」とあるが、その選任方法如何。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 5 同旨】	11
問 29-3 評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 6 同旨】	11
問 29-4 定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しなければならないのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 7 同旨】	11
役員	12
問 30 関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。	12
問 31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。	12
問 32 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。	12
問 33 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事を選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。	13
問 34 理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。	13
問 35 理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にするということか。	14
問 36 株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者（執行役員）とすることは可能か。	14
問 37 監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。	14
問 38 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事にな	

.....	14
問 39 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直し)」P27 において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。.....	15
問 39-2 業務執行理事は必ず置く必要があるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 8 同旨】.....	15
問 39-3 改正法第 40 条第 3 項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされているが、現在、理事が 10 名、評議員が 21 名で、平成 29 年 4 月 1 日から、評議員を 7 名とする場合(定款上 7 名)、それに合わせて、理事の定款上の人数を 6 名としたときには、同日で任期のある理事は定時評議員会の終結時まで任期が有効であるため、理事が 10 名となり、定款に違反することになるがどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 9 同旨】.....	15
問 39-4 現行の社会福祉法人審査基準では、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならないこととされているが、改正法において全法人に評議員会の設置が義務付けられたことに伴い、理事総数に占める職員の割合に制限はなくなるものと考えて良いか。また、法第 44 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が法人内にいて、評議員で承認されれば、理事は全員法人の職員でもよいのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 10 同旨】.....	15
問 39-5 「理事長の職務代理者」についての規定が定款例ではないが、従来と同様の取り扱いをすることは可能か(理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する等)。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 11 同旨(修正)】..	16
問 39-6 理事の構成について、「施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」とされているが、施設とは何か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 12 同旨(修正)】.....	17
会計監査人	17
問 40 会計監査人の設置義務は、施行日(平成 29 年 4 月 1 日)以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用とされているため、会計監査人による監査は平成 29 年度決算から必要となるものであり、平成 28 年度決算については監査不要と理解してよいのか。.....	17
問 41 社会福祉法第 45 条の 2 において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。.....	17
問 42 当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。.....	18
問 43 当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。.....	18
問 44 会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由(監査法人の倒産等)により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。.....	19
理事会関係	19
問 44-2 平成 29 年度の新理事による理事会の開催(理事長の選定等)について、新評議員による定	

時評議員会（決算、新役員等）と同日に開催しなくてもよいのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 13 同旨】	19
問 44-3 監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 14 同旨】	19
任期関係	20
問 44-4 現評議員の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任（再任）しても、数日後の 3 月 31 日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了していれば、現行制度に基づく評議員の選任までは行う必要はないと考えてよいのか。一方、現理事の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合はどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 15 同旨】	20
問 44-5 「平成 29 年 4 月 1 日時点で在任する役員の任期は、最初に招集される定時評議員会の終結の時まで」となっている。最初に招集される定時評議員会後まで任期がある役員の任期は、その定時評議員会の終結の時まで短縮されると理解しているが、定時評議員会前に任期が満了する役員についても任期は定時評議員会の終結の時まで再任手続等を行わなくても自動的に延長されるという理解で良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 16 同旨】	20
問 44-6 評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 17 同旨】	20
報酬	20
問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。	20
問 46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということを意味するのか。	21
問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が 1 名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。	21
その他	21
問 47-2 定時評議員会の 2 週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているが、定時評議員会で修正等があることも考えられるため、備え置く計算書類に「定時評議員会の承認前であり、今後修正等があり得る」と記載したほうが良いのか。また、定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 18 同旨】	21
問 47-3 組合等登記令第 3 条第 3 項（資産総額の変更登記は毎事業年度末日から 2 ヶ月以内）は改正されるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 19 同旨（修正）】	22
問 47-4 定款例（案）における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 20 同旨】	22

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A

評議員選任・解任委員会

問 1 評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じその都度設置することができるものなのか。

(答)

1. 評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当である。

問 2 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。

(答)

1. 常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。

問 3 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

問 4 評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。

(答)

1. 適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。
2. その際、出席委員又は委員長を置く場合には委員長の署名又は押印がされていることが適当である。
3. また、評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会の議事録と同様に、10年間保存しておくことが適当である。

問 5 評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。
2. この場合、特定の理事が委員を選任とした場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、理事会において決定することが適当である。

問 6 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。

(答)

1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから（法第31条第5項）、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

問 7 評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。

(答)

1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効（法第 31 条第 5 項）とする法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。
2. 他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。

問 8 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員になることは可能か。

(答)

1. 事務局員に法人の職員（介護職員等を含む。）になることは可能である。

問 9 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。

(答)

1. 監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員 1 名を委員とすることが適当である。

問 10 理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。

(答)

1. 理事については、理事又は理事会による評議員の選任・解任を禁止した法第 31 条第 5 項の趣旨を踏まえ、認められない。
2. 評議員については、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。

問 11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。
2. ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3 名以上とすることが適当である。

問 12 評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。

(答)

1. 評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。
2. その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。

問 12-2 評議員が評議員選任・解任委員会の委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」(問 10) とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかな場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 1 同旨】

(答)

1. 法人の判断で、次の評議員にならない者を選任・解任委員にすることは差し支えない。

問 12-3 評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 2 同旨】

(答)

1. 可能。ただし、社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにすることが適当である。

問 12-4 新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも 2 回開催することが必要なのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 3 同旨 (修正)】

(答)

1. 定款変更認可後に②の理事会を開くことが適当であるが、定款変更の認可を前提として、評議員選任・解任委員会設置に係る議案を①と同じ理事会で審議することも可能である。
2. ただし、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定については、所轄庁の定款変更の認可後が適当であるが、制度改正に伴う今年度の手続に限り、例えば、定款変更の申請後一定期間を経過しても所轄庁の認可がない等、平成 29 年 3 月 31 日までに新たな評議員の選任を行うことが困難な場合には、定款変更の認可を前提として、認可前に評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定を行うことも差し支えない(評議員に関する定款上の規定が法令及び通知等に違反している場合を除く)。

評議員の兼職禁止

問 13 現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。

(答)

1. 新制度の評議員については、牽制関係を適正に働かせる観点から、理事との兼務は認められていない(法第 40 条第 2 項)。このため、現職の理事が施行日に評議員に就任する場合には、施行日の前日までに理事を辞職する必要がある。
2. 当該理事が辞職することにより、施行日以後法律又は定款で定めた理事の員数が欠けることとなる場合には、施行日までに代替りの理事が就任しなければならない。

この場合、当該代替りの理事の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされる(改正法附則第 14 条)ため、4 月 1 日から 3 月末までを会計年度と

している法人で、定時評議員会を毎年６月末に行っている法人を例にすると、その任期は、平成 29 年 6 月末までとなる。

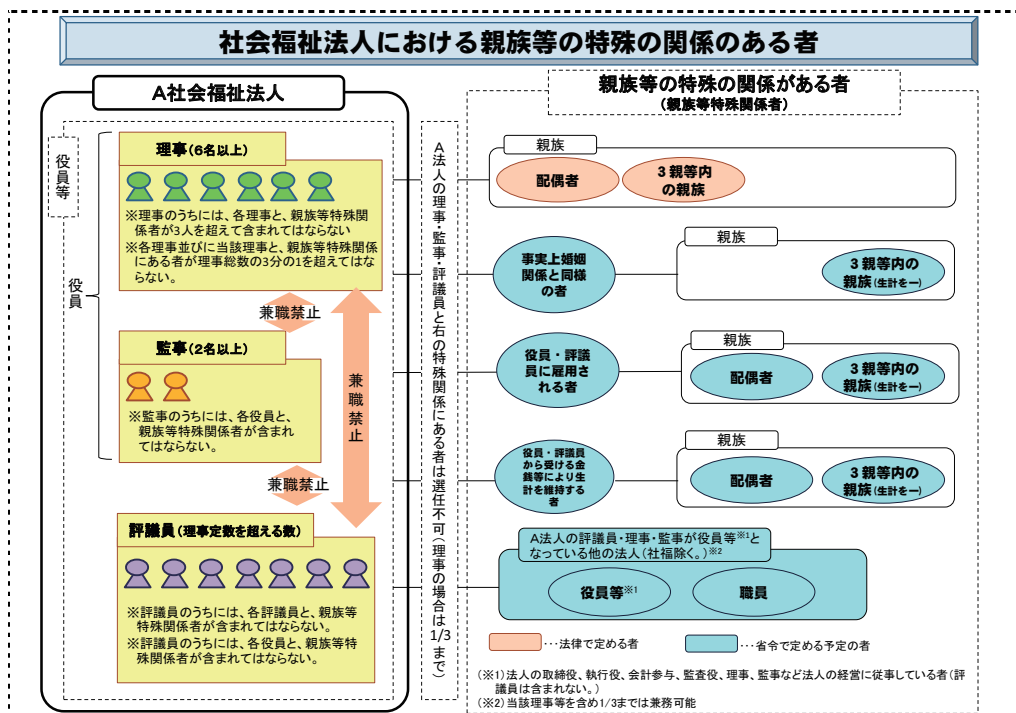
3. 代わりの理事については、施行日以後最初に招集される定時評議員会において新制度の理事として再任されうる者を、あらかじめ選任しておくことが望ましいと思われる。

評議員の特殊関係者

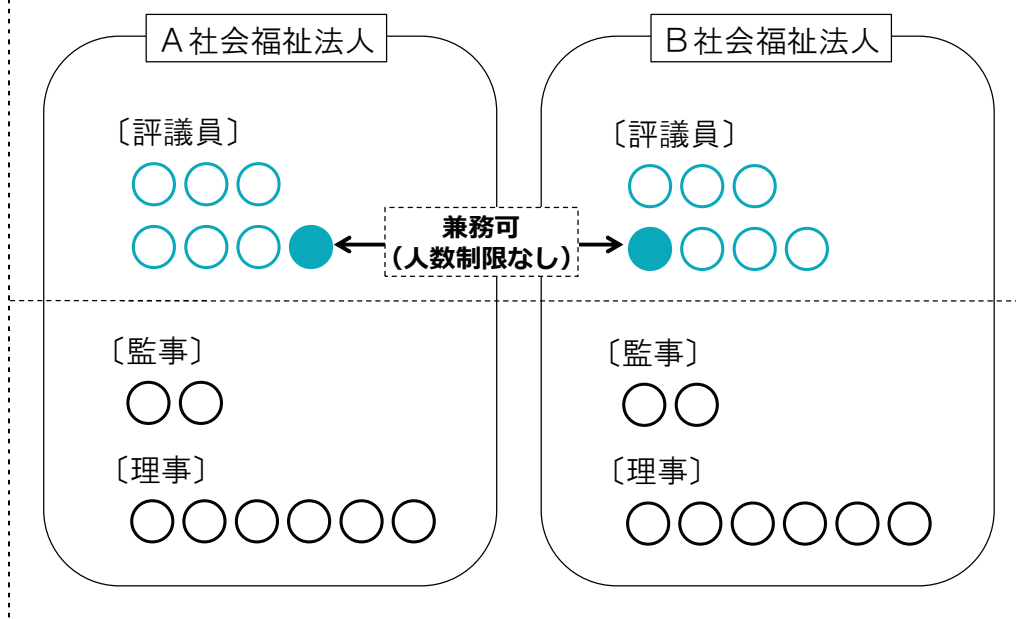
問 14 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

1. 人数に制限なく兼務可能である。



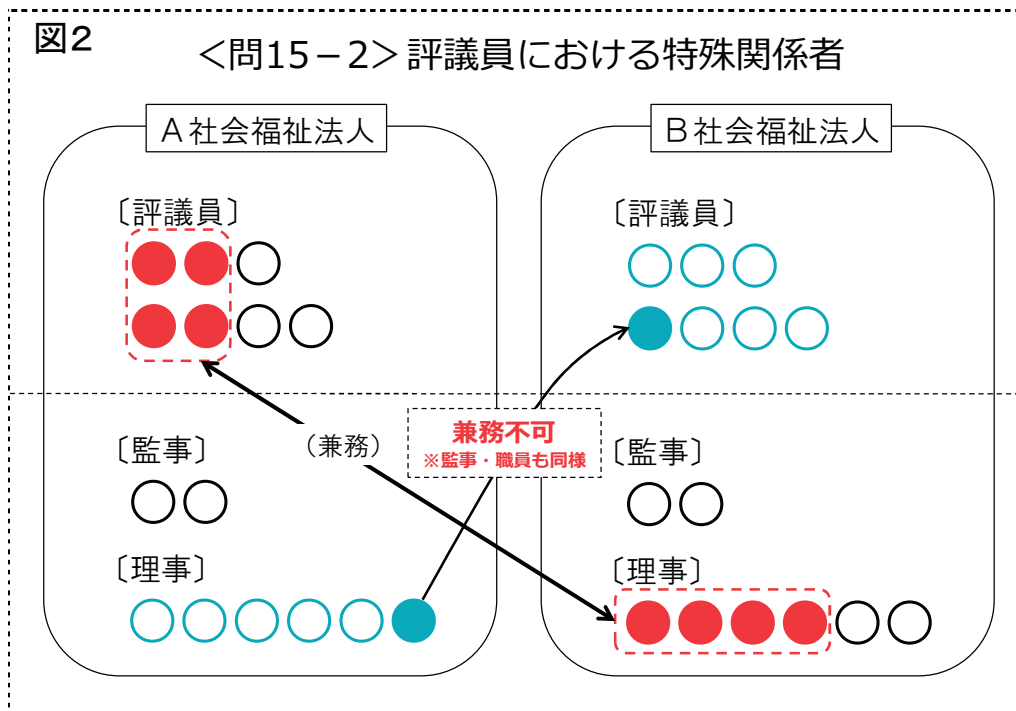
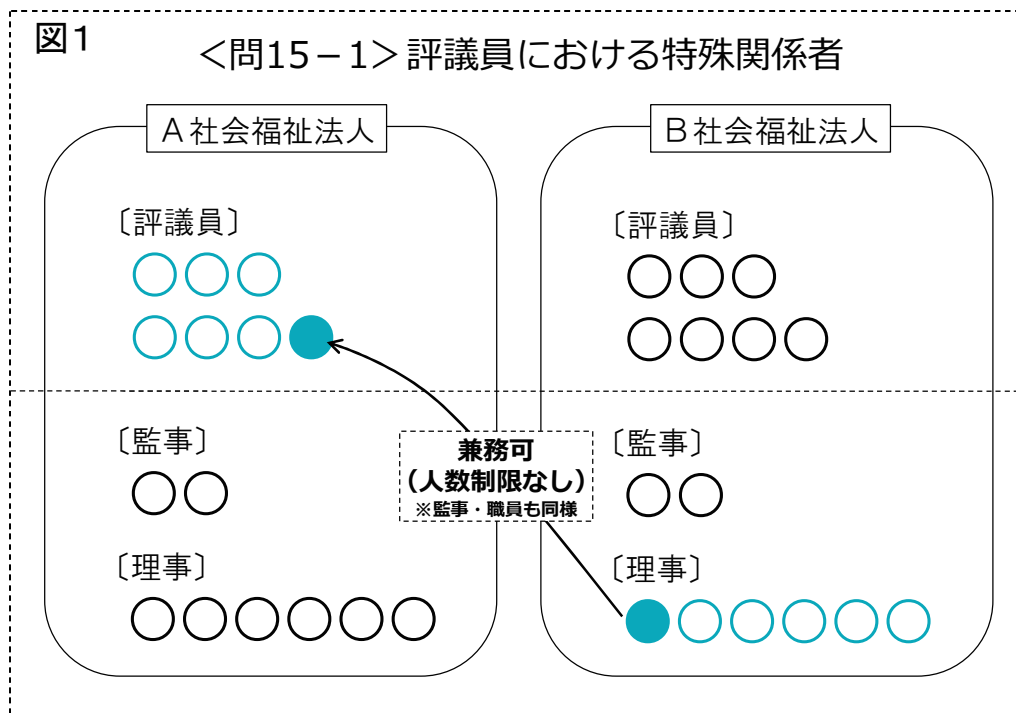
<問14> 評議員における特殊関係者

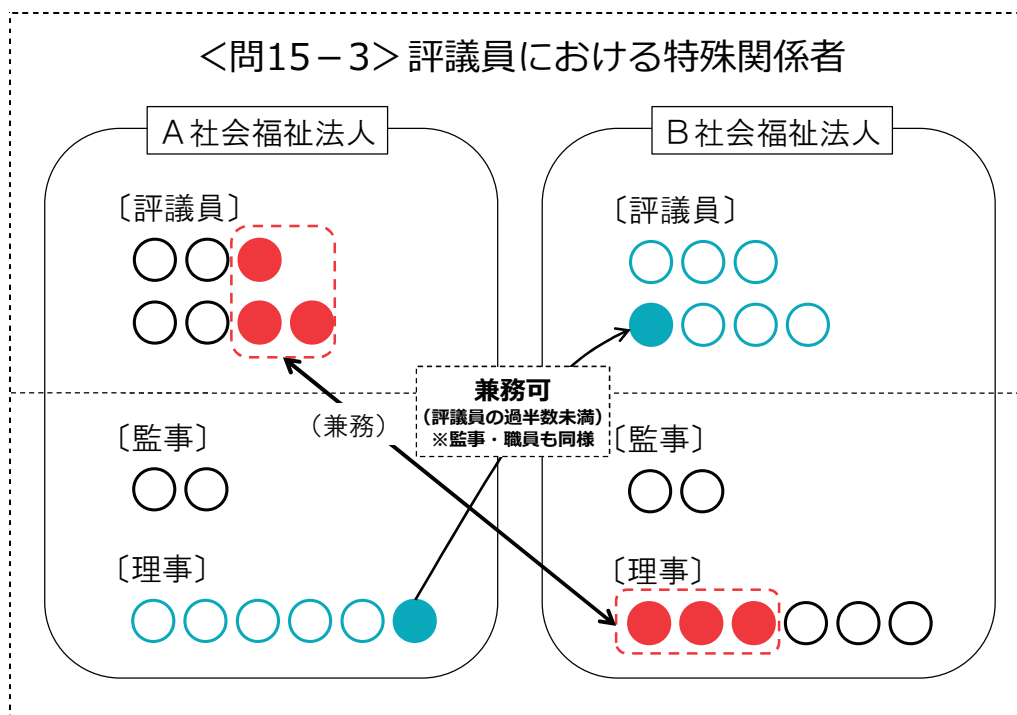


問 15 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

(答)

1. 人数に制限なく兼務可能である。(図 1)
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A 社会福祉法人の評議員の過半数を B 社会福祉法人の役員が占める場合においては、A 社会福祉法人の役員又は職員が B 社会福祉法人の評議員となることはできない。(図 2)

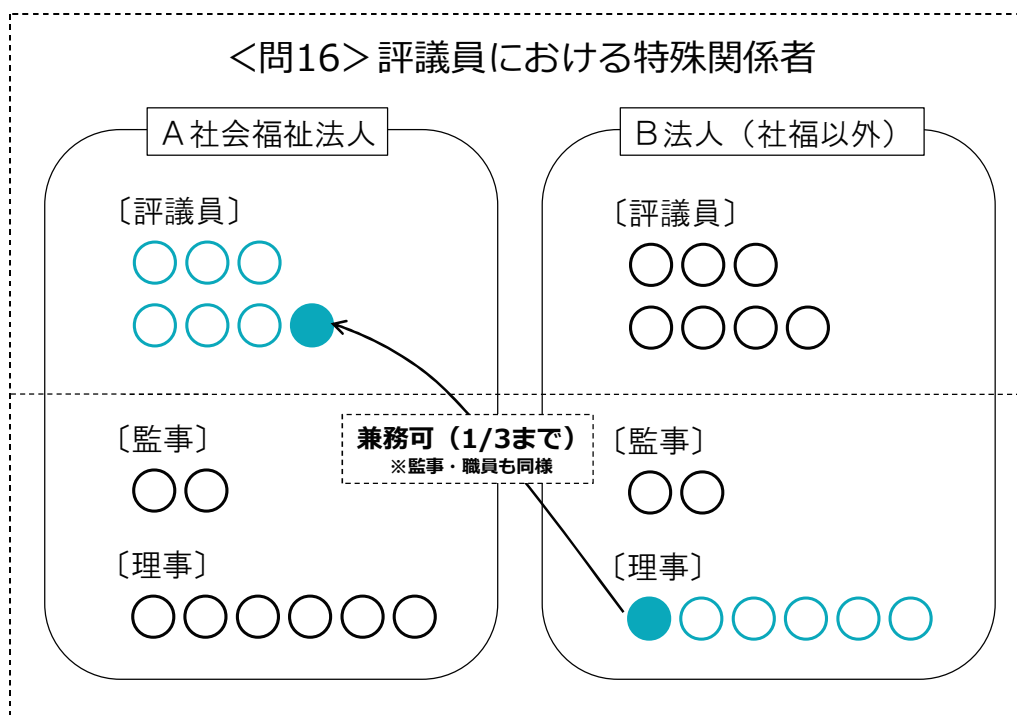




問 16 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でない B 法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)

1. 可能である。
2. ただし、A 社会福祉法人の評議員と B 法人の役員又は職員を兼務している者が、A 法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。



社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

問 17 当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。

(答)

1. 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも 1 年程度経過した者とするのが適当である。

問 18 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。

(答)

1. 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

問 19 評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。

(答)

1. 居住地等の地域による制限はない。

問 20 共同評議員会の開催は可能か。

(答)

1. 評議員会は法人の機関であることから、法人ごとに設けることとなる。
2. 他方、他の社会福祉法人の評議員会と同一の構成とすることは可能である。
3. その場合には、それぞれの評議員会を同じ日に同じ場所で開催することも可能であるが、時間帯については区分することが必要である。

問 21 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。

(答)

1. 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。
2. このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当でない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。

問 22 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。

(答)

1. 評議員については、法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。

2. このため、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に当たる場合には、評議員に選任することは適当でない。

問 23 当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。

(答)

1. 会計監査人については、公認会計士法第 24 条において、役員やこれに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者については会計監査人になることができないとされている。評議員については、当該規定の「役員やこれに準ずるもの」に該当することから、評議員に選任することはできない。

問 23-2 嘱託医は評議員になることは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 4 同旨】

(答)

1. 改正法第 40 条第 2 項において、評議員は役員又は職員の兼務を禁止している。そのため、非常勤の医師についても雇用関係がある限りは、職員であることから、評議員を兼務することはできない。
2. また、記帳代行や税理士業務等を行う者や顧問弁護士・会計士・税理士法人で助言にとどまらず法人経営にも関与している者を評議員に選定することは適当ではない。
3. 一方、嘱託医については、法人から委嘱を受けて施設等において診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから、評議員になることは可能である。

評議員会

問 24 評議員会で役員の選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「A を役員として選任する件」という議題について、評議員が「B を選任する」という議案を提案することは可能か。

(答)

1. 評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第 45 条の 8 第 4 項で準用する一般法人法第 185 条）とされている。
2. 議題が「役員を選任（解任）する件」であれば、理事提案の「A を選任（解任）する」という議案に対し、「B を選任（解任）する」という提案を行うことは可能。
3. これに対し、議題が「A を選任（解任）する件」であれば、「B を選任（解任）する」という議案は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。

問 25 評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。

(答)

1. 評議員会の議事録は、評議員会の記録・証拠であるが、理事会の議事録のように出席理事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果（法第 45 条の 14 第 8 項参照）はないことから、法では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要としていない（注 1）。

2. しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点等から、評議員会の議事録についても、議事録作成者が記名押印を行うことが望ましいと思われる。

(注1)

理事会の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならないこととされている。定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した理事長と定めることもできる（法第45条の14第6項）が、このような定款の定めを設けた場合であっても、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならない。

(参照条文)

(理事会の運営)

第四十五条の十四 (略)

2～5 (略)

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 (略)

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 (略)

問 26 評議員会において、役員の再任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するのか。

(答)

1. 法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、選任した役員（再任されなかった役員）が、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する（第45条の6第1項）。

問 27 「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。

(答)

1. 当該法人の他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当する。

問 28 軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。

(答)

1. 理事が評議員会の目的である事項（議題）について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができる者）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第1項）。

2. したがって、評議員会の議案につき、評議員の全員から書面や電子メールで同意を得れば、評議員会を現実に開催しないことは可能である。
3. なお、適正な手続を行ったことの説明責任を果たすことができるよう、意思表示に係る文書又は電磁的記録については、議事録と同様に、その主たる事務所に10年間保存しておかなければならない(法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第2項)。

問 29 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P10において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。

(答)

1. 権限濫用と認められる場合とは、例えば、
 - ・ 平成28年6月20日付け事務連絡「社会福祉法人制度改革における理事等の解任について」において示したとおり、理事等の解任事由は法人運営に重大な損害を及ぼすような重大な義務違反等がある場合に限定されると解されるが、このような場合に該当しないにもかかわらず、不当な動機により、又は議題が法人の利益に適合せず決議が成立する見込みのないことが客観的に明らかにもかかわらず、評議員会を招集しようとする場合である。

問 29-2 定款例(案)第一四条の備考において「議長」とあるが、その選任方法如何。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 5 同旨】

(答)

1. 社会福祉法において議長に係る規定はないが、議長を置くことは可能である。
2. 議長の選任方法は任意であるが、選任方法について定款に定めておくか、あるいは定款で規則等に委任しておくことが望ましい。

問 29-3 評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 6 同旨】

(答)

1. 定時評議員会においては、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定(改正法第45条の32第1項)との関連から、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については1週間の間隔を置くことになる。

問 29-4 定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しなければならないのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 7 同旨】

(答)

1. 計算書類等の備置きの始期は定時評議員会の日から2週間前の日からであるが、招集通知

については1週間前までに通知を発すれば足りる。

役員

問 30 関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。

(答)

1. 関係行政庁の職員が社会福祉法人の役員となることは、法第 61 条第 1 項の公私分離の原則に照らし適当でない。
2. 社会福祉協議会にあっては、その目的である地域福祉の推進を図るための行政との連携が必要であることから、関係行政庁の職員が、その役員となることが可能である（法第 109 条第 5 項及び第 110 条第 2 項）。ただし、当該社会福祉協議会の役員総数の五分之一を超えてはならない。（法 109 条第 5 項及び第 110 条第 2 項）

問 31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。

(答)

1. 理事の任期

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる（法第 45 条）。ただし、定款によって短縮することは可能（法第 45 条ただし書）。

任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。

例えば、定時評議員会を毎年 6 月末に行っている法人の理事の任期を例にすると、平成 30 年 6 月末の定時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 32 年 6 月末の定時評議員会までの 2 年間となるが、平成 30 年 4 月中旬に行った臨時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 32 年 6 月末の定時評議員会までの 2 年 2 ヶ月間余となる。

2. 監事の任期

監事の任期についても、同様である。

3. 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる（法第 41 条第 1 項）。定款で「4 年」を「6 年」まで伸長することは可能（同項ただし書）。

問 32 理事の任期を「2 年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。

(答)

1. 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている（法第 45 条ただし書）が伸ばすことはできない。

このため、理事の任期を「2 年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任し

た場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合（3月末決算の法人が3月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を伸長することとなる。

2. したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。

（参照条文）

（役員の任期）

第四十五条 役員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

問 33 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。

（答）

1. 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」（選任決議をした時）となる（法第45条）。

ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為（選任決議）と被選任者の就任承諾とが必要となる（同法第38条参照）が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。

例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。

2. なお、例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきである。

問 34 理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。

（答）

1. 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができる（第43条第2項）。補欠の役員の任期については、「2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則としつつ（法第45条）、定款によって、短縮することが可能であり、また、前任者の残任期間とすることが可能（法第45条）。
2. 評議員についても、定款で定めるところにより、補欠を選任しておくことが可能である（第41条第2項）。補欠の評議員の任期も、「4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則とするが（法第41条第1項）、定款によって、任期を前任者の残任期間の満了する時までとすることが可能（法第41条第2

項)。

問 35 理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にするということか。

(答)

1. 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。

問 36 株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者（執行役員）とすることは可能か。

(答)

1. 理事会において、特定の業務執行を理事（理事長、業務執行理事）ではない執行役員に委譲することを決定すれば、そのような取扱いが可能である。
2. ただし、この業務執行権はあくまでも理事会により内部的に委譲されているにすぎず、対外的には、執行役員は代表権を持たない。

問 37 監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。

(答)

1. 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。
2. 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。

問 38 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。

(答)

1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。
2. 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。

問 39 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。

（答）

1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。
2. 財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が、助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に該当する場合には、自身で行った業務を自身で監査するという自己点検に当たるため、監事に選任することは適当でない。

問 39-2 業務執行理事は必ず置く必要があるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 8 同旨】

（答）

1. 法人の任意である。

問 39-3 改正法第 40 条第 3 項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされているが、現在、理事が 10 名、評議員が 21 名で、平成 29 年 4 月 1 日から、評議員を 7 名とする場合（定款上 7 名）、それに合わせて、理事の定款上の人数を 6 名としたときには、同日で任期のある理事は定時評議員会の終結時まで任期が有効であるため、理事が 10 名となり、定款に違反することになるかどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 9 同旨】

（答）

1. 平成 29 年 4 月 1 日から有効な定款において、理事の員数が 6 名となっている場合には、平成 29 年 3 月 31 日までに、定時評議員会で再任される予定のない理事にあらかじめ辞任をしてもらうことが適当である。
2. やむを得ない理由によりあらかじめ辞任することが困難な場合であっても、定時評議員会の終結時までには辞任することが必要である。

問 39-4 現行の社会福祉法人審査基準では、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならないこととされているが、改正法において全法人に評議員会の設置が義務付けられたことに伴い、理事総数に占める職員の割合に制限はなくなるものと考えて良いか。また、法第 44 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が法人内にいて、評議員で承認されれば、理事は全員法人の職員でも良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 10 同旨】

（答）

1. 理事総数に占める職員の割合の制限は廃止することとしている。
2. 法第 44 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる者がそれぞれ 1 名含まれることが必要であるため、法人の職員の中にそれぞれ該当する 3 名がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能である。

問 39-5 「理事長の職務代理者」についての規定が定款例ではないが、従来と同様の取り扱いをすることは可能か（理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する 等）。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 11 同旨（修正）】

（答）

1. 改正社会福祉法においては理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められておらず、また、理事長は理事会において選定されることとなっているので、理事長以外の理事が職務を代理し、及び理事長が代理者を選定する旨の定款の定めは無効である。
2. なお、理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有することとなる。また、事故等により理事長が欠けた場合については、理事会を開催して新たな理事長を選定することとなる。
- 3 また、現行制度においては、法第 39 条の 4 により、利益相反行為については理事が代理権を有しないこととされ、定款準則第 10 条第 2 項により、利益相反行為及び双方代理となる事項についての理事長の職務代理が示されているが、改正後においては、現行法第 39 条の 4 の規定は廃止されるとともに、改正法第 45 条の 16 第 4 項により一般法人法第 84 条が準用されることとなる。
- 4 そのため、改正後においては、利益相反取引（自己契約及び双方代理を含む）については、理事会における承認及び報告により可能とされている。

（参照条文）

改正法第 45 条の 16 第 4 項 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条（第二項を除く。）、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○一般法人法

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）

第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

○民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

（自己契約及び双方代理）

第百八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

問 39-6 理事の構成について、「施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」とされているが、施設とは何か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 12 同旨（修正）】

（答）

1. 原則として、法第 62 条第 1 項の第 1 種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいう。ただし、第 2 種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に扱うこととする。
2. また、上記以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に登用することが適当であること。

会計監査人

問 40 会計監査人の設置義務は、施行日（平成 29 年 4 月 1 日）以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用とされているため、会計監査人による監査は平成 29 年度決算から必要となるものであり、平成 28 年度決算については監査不要と理解してよい。

（答）

- 1 お見込みのとおり。

問 41 社会福祉法第 45 条の 2 において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。

（答）

1. 会計監査人については、公認会計士法第 24 条第 1 項において、以下の計算書類については、会計監査ができないものとされている。
 - ① 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類
 - ② 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類
 - ③ ①及び②に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類
2. したがって、
 - ・ 当該社会福祉法人の役員（過去 1 年以内に当該法人の役員であつた者含む。）、職員（過去 1 年以内に当該法人の職員であつた者を含む。）については、上記①又は②に該当し、

会計監査人になることはできない。

- ・ 評議員については、上記①の「これに準ずるもの」に該当するため、会計監査人となることはできない。

問 42 当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

(答)

1. 記帳代行業務を行う公認会計士が、同時に、当該法人の会計監査人に就任した場合、自身が作成した計算書類を自身で監査することとなり、自己点検に該当するため、適当でない。

問 43 当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

(答)

1. 公認会計士法第 24 条第 1 項第 3 号及び第 2 項、同施行令第 7 条第 1 項第 6 号において、税理士業務を行う公認会計士又はその配偶者が、当該法人から当該業務により継続的な報酬を受けているときには、監査業務を行うことができないとされており、会計監査人になることはできない。

(参照条文)

○公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（特定の事項についての業務の制限）

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

- 一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類
- 二 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類
- 三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

3 国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。

○公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）

（公認会計士に係る著しい利害関係）

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

- 六 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条に規定する税理士業務をいう。以下同じ。）その他法第二条第一項及び第二項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合

問 44 会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。

（答）

1. 法人の責めによらない理由とは、①災害の発生、②公認会計士事務所又は監査法人の倒産、③会計監査人が法第 45 条の 5 第 1 項各号（以下 i から iii）のいずれかに該当すること、により会計監査人と契約解除せざるを得ない場合である。
 - i 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ii 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - iii 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき 等

理事会関係

問 44-2 平成 29 年度の新理事による理事会の開催（理事長の選定等）について、新評議員による定時評議員会（決算、新役員等）と同日に開催しなくてもよいのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 13 同旨】

（答）

1. 評議員会で新理事が選任された後、新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定することが必要である。
2. なお、理事会の招集手続きの省略等により同日開催することも可能であり、同日開催としない場合にも、速やかに理事会において理事長選定を行うことが必要である。

問 44-3 監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 14 同旨】

（答）

1. 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられているが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなる。
2. なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともある。

任期関係

問 44-4 現評議員の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任（再任）しても、数日後の 3 月 31 日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了していれば、現行制度に基づく評議員の選任までは行う必要はないと考えてよいか。一方、現理事の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合はどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 15 同旨】

（答）

1. 旧法に基づく評議員については、既に平成 29 年度の予算等の評議員が開催されているなど法人運営に支障がないのであれば、数日間、評議員が欠けることもやむを得ないと考えている。

一方、理事については、平成 29 年 4 月 1 日時点で任期が有効な理事がいない場合には、同日以降、理事が欠けることになってしまうため、平成 28 年度中に選任（再任）しておくことが必要である。

問 44-5 「平成 29 年 4 月 1 日時点で在任する役員の任期は、最初に招集される定時評議員会の終結の時まで」となっている。最初に招集される定時評議員会後まで任期がある役員の任期は、その定時評議員会の終結の時まで短縮されると理解しているが、定時評議員会前に任期が満了する役員についても任期は定時評議員会の終結の時まで再任手続等を行わなくても自動的に延長されるという理解で良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 16 同旨】

（答）

1. 再任手続等を行うことなく、法の規定に基づき、任期が延長されることとなる。

○改正法附則

第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、新社会福祉法第四十五条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

問 44-6 評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 17 同旨】

（答）

1. 任期の始期は選任された日であるが、就任日については、選任及び本人による就任の承諾があった日である。

2. なお、就任承諾書は事前あるいは選任された日当日に受け取ることが望ましい。

報酬

問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。

（答）

1. 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

問 46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということを意味するのか。

(答)

1. 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている（法第 45 条の 35 第 1 項）。
2. 報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。
3. なお、定款で無報酬と定めた場合、又は、常勤役員等に対して「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は役員報酬を支給する予定がない場合においても、支給基準は策定し、無報酬である旨を定める必要がある。

問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が 1 名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。
2. 他方、個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が 1 名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

その他

問 47-2 定時評議員会の 2 週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているが、定時評議員会で修正等があることも考えられるため、備え置く計算書類に「定時評議員会の承認前であり、今後修正等があり得る」と記載したほうが良いのか。また、定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 18 同旨】

(答)

1. 定時評議員会の 2 週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているため、理事会における計算書類の承認は定時評議員会の 2 週間前に行うことが必要である。
2. 法律上、定時評議員会の承認前から計算書類を備え置くことになっていることから、「定

時評議員会で承認を受ける前であるため、修正等があり得る」等の付記は不要であるが、法人の判断で付記することも差し支えない。また、仮に定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うこととなる。

問 47-3 組合等登記令第 3 条第 3 項（資産総額の変更登記は毎事業年度末日から 2 ヶ月以内）は改正されるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 19 同旨（修正）】

（答）

1. 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 349 号）第 2 条により、組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）における資産の総額の変更の登記の期限が「2 月以内」から「3 月以内」に改正されている。

問 47-4 定款例（案）における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 20 同旨】

（答）

1. 解散に関する事項は必要的記載事項にあたり、社会福祉法において、残余財産の帰属すべき者を規定する場合には、「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない」とされているが、法人において、定款で社会福祉法人に限定することは問題ない。

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革における理事等の解任について

社会福祉法人制度においては、社会福祉法等の一部を改正する法律により、評議員会が必置の議決機関として位置付けられることとなりました。評議員会においては、法律に規定する重要事項を審議することになりますが、その中で理事等の選任・解任を決議することとされています。

この評議員会による理事等の解任については、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人において導入されている仕組みであり、これらの法人類型と同等の公益性を担保するため、社会福祉法人においても制度化されたものです。

他方、理事等の選任・解任は、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会による解任権が濫用されるようなことがあってはなりません。

このため、法律では、評議員が自由に理事等を解任することを認めず、その解任事由を制限しています。具体的には、社会福祉法第45条の4第1項において、次のいずれかに該当する場合に限って、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができることとしています。

① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

こうした法律の趣旨を踏まえれば、上記の解任事由については、理事等が形式的に職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されると解すべきものです。

所轄庁におかれては、上記の趣旨を踏まえ、社会福祉法人における評議員会の適正な運営が確保されるよう指導監督（例えば、評議員が理事の解任を議題として評議員会の招集を請求し、所轄庁の許可を求めてきた際）いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について

社会福祉法人制度においては、社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、評議員会を法人運営の重要事項を決議する必置の機関としております。適正な法人運営を確保するためには、重要な立場にある評議員には、社会福祉法人の運営に必要な識見を有し、理事等の業務執行を適正に監督・牽制することができる者が選任されることが重要です。

改正法による改正後の社会福祉法においては、評議員の選任・解任の方法は、法人の定款で定めることとしていますが、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています。

定款で定める評議員の選任・解任の方法としては、評議員の構成が特定の関係者に偏ることがないように、例えば、以下の例のように、法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法が考えられます。

所轄庁におかれては、上記の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の評議員の選任・解任の適正が確保されるよう指導監督いただくようお願いいたします。なお、評議員の選任・解任の方法は以下の例に限られるものではありませんので、法人の特性等に照らし適切に指導願います。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（例）

（評議員の選任及び解任）

第〇条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
ただし、外部委員の○名以上が出席し、かつ、外部委員の○名以上が賛成することを要する。

雇児発 0 1 2 4 第 1 号
社援発 0 1 2 4 第 1 号
老 発 0 1 2 4 第 1 号
平成 2 9 年 1 月 2 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

社会福祉法第 5 5 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 2 1 号）による改正後の社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 5 5 条の 2 の規定に基づき、平成 2 9 年 4 月 1 日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。

さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。

今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 2 8 年第 1 6 8 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 2 6 年厚生省令第 2 8 号）第

6 条の 1 3 から第 6 条の 2 2 までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、平成 2 9 年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成 2 8 年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるので、ご留意願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

1. 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定の趣旨

社会福祉法人（以下「法人」という。）の今日的な意義は、社会福祉事業や公益事業に係る福祉サービスの供給・確保の中心的役割を果たすことのみならず、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、積極的に地域社会に貢献していくことにある。

したがって、国民の税や保険料を原資とする介護報酬や措置費、委託費等により、事業を運営している法人の公益的性格に照らせば、地域や利用者の福祉ニーズを的確に把握し、既存の社会福祉事業又は公益事業を充実させていくとともに、自ら提供するサービスの質を高めていくことが求められる。

また、地域の福祉ニーズに対応したサービスが不足する場合には、既存の社会福祉制度の枠組みの内外を問わず、新たなサービスを積極的に創出していくことが求められるものである。

このような中、これまでの法人制度においては、法人が保有する財産の分類や取扱いに係るルールが必ずしも明確でなく、公益性の高い非営利法人として、これらの財産の用途等について明確な説明責任を果たすことが困難であった。

このため、平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）においては、平成29年4月1日以降、法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならないこととされている。

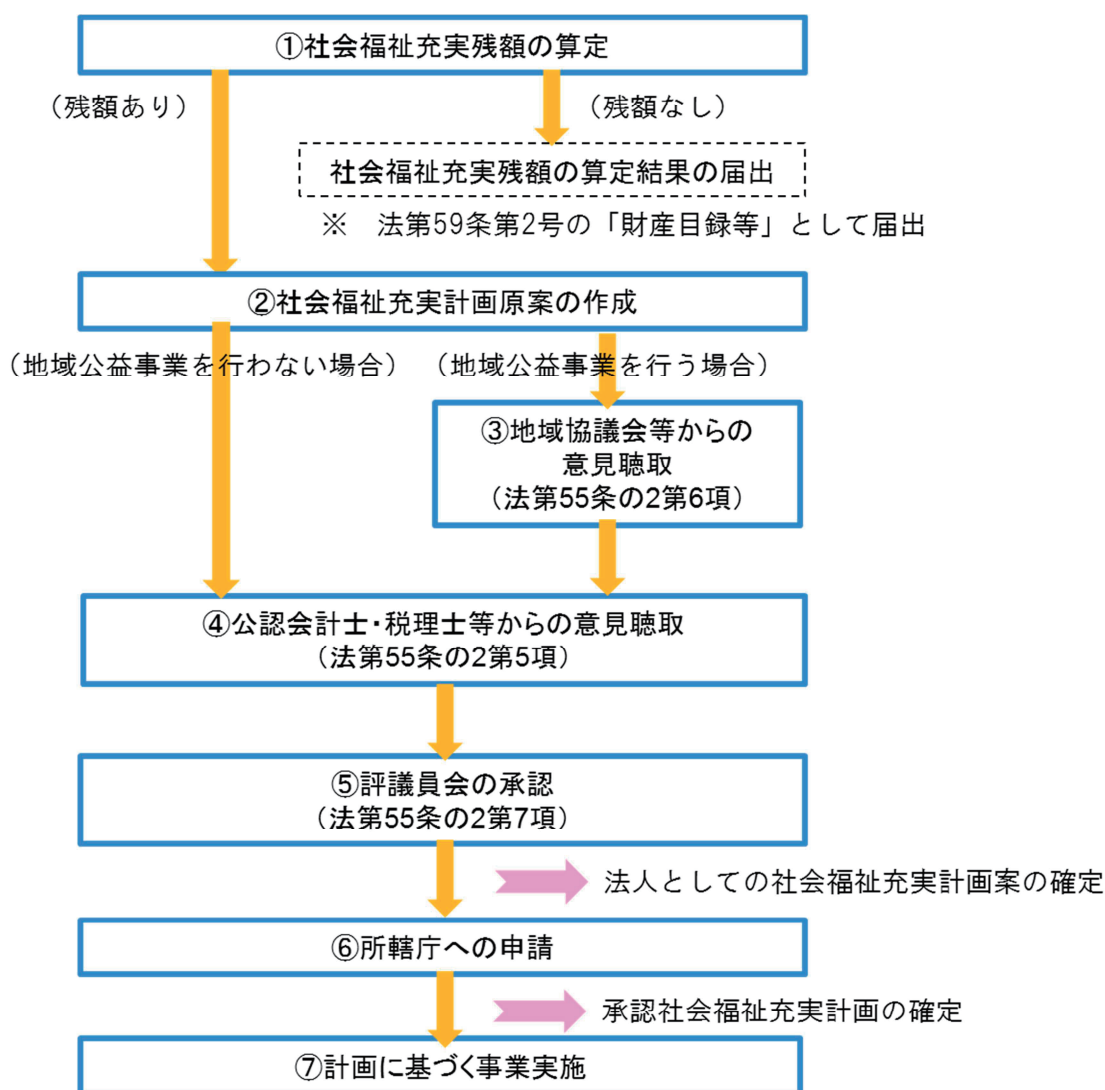
さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならないこととなる。

このような観点から、社会福祉充実残額の算定に当たって必要となる控除対象財産の範囲については、各法人間において客観的かつ公平なルールとなるよう、これを明確化するものである。

また、社会福祉充実残額が生じる場合、法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って社会福祉充実事業を実施しなければならないこととなるが、これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するのみならず、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものである。

2. 社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定する。



なお、④の意見聴取に当たっては、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行うものとする。

また、社会福祉充実残額の算定は、毎会計年度行わなければならないものであるとともに、当該算定の結果、社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、これら一連の作業を決算の時期に併せて行わなければならないものである。

3. 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定（法第55条の2第1項及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第6条の14関係）

（1）控除対象財産の基本的な考え方

「控除対象財産」は、事業継続に最低限必要な財産を明確化する観点から、法人が現に社会福祉事業や公益事業、収益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に活用している不動産等や、建替・設備更新の際に必要となる自己資金、運転資金に限定する。

(2) 社会福祉充実残額の算定式

社会福祉充実残額は、次の計算式により算定すること。

(計算式)

社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」－(②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」＋③「再取得に必要な財産」＋④「必要な運転資金」)

① 活用可能な財産 = 資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金

② 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－対応基本金〇円－国庫補助金等特別積立金〇円－対応負債〇円

③ 「再取得に必要な財産」 =

【ア 将来の建替に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率) × 一般的な自己資金比率 (%)

【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

＋ (建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合 (%)) － 過去の大規模修繕に係る実績額〇円

(注1) 過去の大規模修繕に係る実績額が不明な法人の特例 ((5) の⑤参照。)

【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】

＋ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産(②において財産目録で特定したものに限る。)に係る減価償却累計額の合計額〇円

④ 「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分〇円

(注2) 主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例 ((7) 参照。)

なお、上記の計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるとともに、最終的な計算の結果において1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

このため、社会福祉充実残額が0円以下である場合には、社会福祉充実計画の策定は不要となるが、1万円以上である場合には、原則として当該計画を策定し、4から8までに掲げる手続を経た上で、当該計画に基づき、社会福祉充実事業を行うことが必要であること。

ただし、当該計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合には、当該費用により社会福祉充実残額を費消し、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能であることから、当該計画を策定しないことができること。

また、上記計算式の各種指標については、別途（独）福祉医療機構に構築することとしている「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）によるデータ等を踏まえ、毎年度検証を行い、その結果、必要に応じて見直しを行うものであること。

（３）「活用可能な財産」の算定（法第５５条の２第１項第１号及び規則第６条の１４第１項第１号関係）

「活用可能な財産」は、法人単位の貸借対照表から、次のとおり算定すること。

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				事業未払金			
事業未収金				その他の未払金			
未収金				支払手形			
未収補助金				役員等短期借入金			
未収収益				１年以内返済予定設備資金借入金			
受取手形				１年以内返済予定長期運営資金借入金			
貯蔵品				１年以内返済予定リース債務			
医薬品				１年以内返済予定役員等長期借入金			
診療・療養等材料費				１年以内支払予定長期未払金			
給食用材料				未払費用			
商品・製品				預り金			
仕掛品				職員預り金			
原材料				前受金			
立替金				前受収益			
前払金				仮受金			
前払費用				賞与引当金			
１年以内回収予定長期貸付金				その他の流動負債			
短期貸付金							
仮払金							
その他の流動資産							
徴収不能引当金							
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				リース債務			
定期預金				役員等長期借入金			

投資有価証券				退職給付引当金			
				長期未払金			
				長期預り金			
その他の固定資産				その他の固定負債			
土地				負債の部合計	㊸		
建物				純資産の部			
構築物				基本金	㊹		
機械及び装置				国庫補助金等特別積立金	㊺		
車両運搬具				その他の積立金			
器具及び備品				〇〇積立金			
建設仮勘定				次期繰越活動増減差額			
有形リース資産				(うち当期活動増減差額)			
権利							
ソフトウェア							
無形リース資産							
投資有価証券							
長期貸付金							
退職給付引当資産							
長期預り金積立資産							
〇〇積立資産							
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産				純資産の部合計			
資産の部合計	㊶			負債及び純資産の部合計			

※ 「活用可能な財産」＝㊶－㊸－㊹－㊺

なお、この計算の結果が0以下となる場合については、社会福祉充実残額が生じないことが明らかであることから、以降の計算は不要であること。

(4)「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定（規則第6条の14第1項第1号関係）

① 基本的な考え方

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産は、法人が現に実施する社会福祉事業等に、直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼし得るものとする。

一方、法人が実施する社会福祉事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産については、控除対象とはならない。

こうした基本的な考え方の下、具体的な内容については、原則として、次表に掲げるとおりであること。

(◎：控除対象となるもの、○：社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となるもの、－：控除対象とはならないもの)

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項等
大区分	中区分	勘定科目の内容		
流動資産	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。	－	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。	－	
	事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。	－	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	受取手形	事業の取引先との通常取引に基づいて発生した手形債権（金融手形を除く）をいう。	－	
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区分を設けることができる。	○	
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。	◎	
	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。	◎	
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。	◎	
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。	◎	
	原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。	◎	

立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	—	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
1年以内回収予定 長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
1年以内回収予定 事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
1年以内回収予定 拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
短期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
事業区分間貸付金	他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	

	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。		資産から控除済。
固定資産 (基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。 法人設立時に必要とされたものに限り、控除対象となる。(注1)
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	◎	
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。	○	
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。	○	
固定資産 (その他の固定資産)	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。(注2)
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	○	
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	機械及び装置	機械及び装置をいう。	○	
	車輛運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	○	
	器具及び備品	器具及び備品をいう。	○	
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。	○	
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。	—	
	長期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金の特定期限が1年を超えて到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。

事業区分 間長期貸 付金	他の事業区分への貸付金で貸借対 照表日の翌日から起算して入金 の期限が1年を超えて到来するもの をいう。		法人全体の貸借対照表に は計上されない。
拠点区分 間長期貸 付金	同一事業区分内における他の拠点 区分への貸付金で貸借対照表日の 翌日から起算して入金の期限が1 年を超えて到来するものをいう。		
退職給付 引当資産	退職金の支払に充てるために退職 給付引当金に対応して積み立てた 現金預金等をいう。		負債から控除済。
長期預り 金積立資 産	長期預り金（注：ケアハウス等にお ける入居者からの管理費等）に対応 して積み立てた現金預金等をいう。		
〇〇積立 資産	将来における特定の目的のために 積み立てた現金預金等をいう。なお、 積立資産の目的を示す名称を付し た科目で記載する。	—	使途目的の定めのない財 産であることから控除対 象とはならない。（注3） ただし、障害者総合支援法 に基づく就労支援事業に よる工賃変動積立資産に ついては、この限りではな い。
差入保証 金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸 人に差し入れる保証金をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供 されることが明らかに見 込まれることから、控除対 象となる。
長期前払 費用	時の経過に依存する継続的な役務 の享受取引に対する前払分で貸借 対照表日の翌日から起算して1年 を超えて費用化される未経過分の 金額をいう。	◎	費用化されるため、控除対 象となる。
その他の 固定資産	上記に属さない債権等であって、貸 借対照表日の翌日から起算して入 金の期限が1年を超えて到来する ものをいう。ただし、金額の大きい ものについては独立の勘定科目を 設けて処理することが望ましい。	○	社会福祉事業等の用に供 されるものに限り、控除対 象となる。

注1 基本財産のうち、土地・建物を除く定期預金及び投資有価証券については、法人設立時に必要とされた基本財産（社会福祉施設等を経営する法人にあっては、100万円又は1,000万円、社会福祉施設等を経営しない法人にあっては、1億円又は所轄庁が認めた額など、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障発第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号。）等に基づき必要とされた額に限る。）の範囲内で控除対象となる。

注2 現に社会福祉事業等に活用していない土地・建物については、原則として控除対象とはならないが、社会福祉充実残額の算定を行う会計年度の翌会計年度に、具体的な活用方策が明らかな場合（翌会計年度中に社会福祉事業等に活用する建物の建設に着工する場合であって、事業開始は翌々会計年度以降となるような場合を含む。）については、この限りではない。

なお、土地・建物を翌々会計年度以降に活用する場合にあっては、社会福祉充実計画において、具体的な活用方策を記載することにより、当該土地・建物を保有し、活用することが可能である。

注3 国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から使途・目的が明確に特定されている寄付等の拠出を受け、設置された積立資産等については、控除対象となる。

注4 損害保険金又は賠償金を受け、これを原資として建物等の現状復旧を行うための財産については、当該保険金又は賠償金の範囲で控除対象となる。

② 対応基本金及び国庫補助金等特別積立金の調整

控除対象財産の財源について、基本金及び国庫補助金等特別積立金により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金及び国庫補助金等特別積立金を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から差し引く調整を行うこと。

なお、対応基本金については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号。以下「運用取扱通知」という。）の別紙3（⑥）の基本金明細書に記載される第1号基本金及び第2号基本金に係る当期末残高の合計額とすること。

③ 対応負債の調整

控除対象財産の財源について、借入金（負債）により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から負債分を差し引く調整を行うこと。

具体的な調整方法については、貸借対照表における次の①から④までの科目の合計額（控除対象財産に明らかに対応しない負債は除く。）を、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の合計額から差し引くこと。

負債の部	
大科目	中科目
流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 ① 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 ② 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 1年以内支払予定長期末払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債
固定負債	③ 設備資金借入金 長期運営資金借入金 ④ リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期末払金 長期預り金 その他の固定負債

※ 「対応負債」＝①＋②＋③＋④

④ 対応基本金等の調整の結果、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額が0未満となる場合の取扱い

②及び③の調整の結果が0未満となる場合については、当該調整結果にかかわらず、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額を0とすること。

【対応基本金及び国庫補助金等特別積立金並びに対応負債の調整の例】

	金額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		固定負債	
現金預金	20	設備資金借入金	30
固定資産		長期運営資金借入金	10
基本財産		純資産の部	
土地	20	基本金 ※ 第3号基本金を含まない場合。	20
建物	60	国庫補助金等特別積立金	10
		次期繰越活動増減差額	30

※1 本事例の場合、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる額は、土地・建物価額 80－対応基本金 20－国庫補助金等特別積立金 10－対応負債（設備資金借入金）30＝20 となる。

※2 これは、「活用可能な財産」の算定に当たって、資産 100－負債 40－基本金 20－国庫補助金等特別積立金 10＝30 としているが、ここから土地・建物価額 80 全額を控除した場合、当該価額の構成要素となっている負債、基本金及び国庫補助金相当額について二重の控除となるため、上記の調整を行うものである。

⑤ 財産目録の記載方法

財産目録については、運用取扱通知の別紙4に従って記載すること。

なお、財産目録の記載に当たっては、全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示することが原則であるが、それらの価値が特定できるような内容とすれば足りるものであり、車輛番号や預金に関する口座番号は任意の記載として差し支えないこと。

財産目録の具体的な記載方法（例）は次のとおりであること。

財 産 目 録 （記載例）							→算定シートで判定（財産目録を構成しない）	
平成 年 月 日現在							(単位:円)	
貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	控除対象	控除対象額
I 資産の部								
1 流動資産								
現金預金								
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	× × ×	×	
普通預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	運転資金として	—	—	× × ×	×	
	小計					× × ×		
事業未収金		—	〇月分介護報酬等	—	—	× × ×	×	
.....		—		—	—			
流動資産合計						× × ×		
2 固定資産								
(1) 基本財産								
土地	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	—	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	—	—	× × ×	○	
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	—	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	—	—	× × ×	○	
	小計					× × ×		
建物	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	19 × × 年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	× × ×	× × ×	× × ×	○	
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	19 × × 年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	× × ×	× × ×	× × ×	○	
	小計					× × ×		
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	—	—	× × ×	○	
投資有価証券	第〇回利付国債他	—	特段の指定がない	—	—	× × ×	×	
.....		—		—	—			
基本財産合計						× × ×		
(2) その他の固定資産								
土地	(C拠点)〇〇市〇〇町3-3-3	—	5年後に開設する〇〇事業のための用地	—	—	× × ×	×	
	(本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4	—	本部として使用している	—	—	× × ×	○	
	小計					× × ×		
建物	(D拠点)〇〇市〇〇町5-5-5	20 × × 年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	× × ×	× × ×	× × ×	○	
車輛運搬具	〇〇他3台	—	利用者送迎用	× × ×	× × ×	× × ×	○	
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店他	—	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	—	—	× × ×	×	
.....		—		—	—			
その他の固定資産合計						× × ×		
固定資産合計						× × ×		
資産合計						× × ×		

Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—		—	—	× × ×
事業未払金	〇月分水道光熱費他	—		—	—	× × ×
職員預り金	〇月分源泉所得税他	—		—	—	× × ×
.....		—		—	—	
流動負債合計						× × ×
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	× × ×
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—		—	—	× × ×
.....		—		—	—	
固定負債合計						× × ×
負債合計						× × ×
差引純資産						× × ×

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

(5) 「再取得に必要な財産」の算定(規則第6条の1 4 第1項第2号関係)

① 基本的な考え方

社会福祉施設等の「再取得に必要な財産」については、現に事業に活用している建物・設備等と同等のものを将来的に更新することを前提としつつ、建物については、建設当時の建設資材や労務費の変動等を考慮した建設単価等上昇率を勘案した上で必要額を控除する。

また、建替費用は、補助金、借入金、自己資金(寄付金を含む。以下同じ。)により構成されるが、当該自己資金相当額については、基本的には、毎会計年度計上される減価償却費相当額が財源となることが想定される。

このため、建物の建替に必要な財産の算定に当たっては、直近の補助金や借入金の水準を勘案した一般的な自己資金比率を設定し、これに減価償却累計額を乗じて得た額を基本とする。

また、当該財産は、建物の経過年数に応じて必要な財産額を算定するため、独立した建物単位で算定し、これらを法人全体で合算するものとする。

② 減価償却累計額について

減価償却累計額は、減価償却期間満了後の額ではなく、社会福祉充実残額を算定する各会計年度末において、既に計上された減価償却費の累計額とすること。

また、減価償却累計額は、建物の建設時からの経過年数に応じて異なるものであることから、独立した建物単位で算定し、それぞれ次の③及び④に掲げる割合を乗じること。

なお、建物に係る減価償却の計算に当たって必要となる耐用年数については、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。

③ 建設単価等上昇率について

建設単価等上昇率については、別に通知する国土交通省が公表する建設工事費デフレーターによる上昇率又は次の計算式による割合のいずれか高い割合により算定すること。

(計算式)

別に定める 1 m^2 当たりの建設等単価 $\div$ 当該建物の建設時における 1 m^2 当たりの建設単価 (当該建物の建設時の取得価額 $\div$ 当該建物の建設時における延べ床面積) (小数点第 4 位を四捨五入すること。)

④ 一般的な自己資金比率について

一般的な自己資金比率については、別に定める割合を乗じて算定すること。

ただし、現に社会福祉事業等に活用している建物について、建設時における自己資金比率が一般的な自己資金比率を上回る場合には、次の計算式により得た割合とすることができること。

(計算式)

当該建物の建設に係る自己資金額 $\div$ 当該建物の建設時の取得価額 (小数点第 4 位を四捨五入すること。)

また、既存建物を取得した場合については、当該建物の取得時における自己資金比率が、一般的な自己資金比率以下である場合にあっては一般的な自己資金比率と、一般的な自己資金比率を上回る場合にあっては当該建物の取得時における自己資金比率とすることができること。

⑤ 大規模修繕に必要な費用について

大規模修繕に必要な費用については、原則として、独立した建物ごとの減価償却累計額に、別に定める割合を乗じて得た額から、過去の大規模修繕に係る実績額を控除し、これらを法人全体で合算して得た額 (当該計算の結果が 0 未満となる場合については、0 とすること。) とすること。

ただし、これまでの大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に次の計算式により得た額とすることができること。

(計算式)

建物に係る減価償却累計額 $\times$ 別に定める割合 $\times$ {建物に係る貸借対照表価額 $\div$ (建物に係る貸借対照表価額 + 建物に係る減価償却累計額)}

⑥ 設備・車両等の更新に必要な費用

設備・車両等の更新に必要な費用については、(4)の算定に当たって、財産目録において特定した建物以外の固定資産に係る減価償却累計額の合計額とすること。

(6)「必要な運転資金」の算定(規則第6条の14第1項第3号関係)

① 基本的な考え方

「必要な運転資金」については、賞与の支払いや、突発的な建物の補修工事等の緊急的な支出等に備えるための最低限の手元流動資金として、必要額を控除する。

② 年間事業活動支出の3月分について

年間事業活動支出の3月分は、次のとおり、法人単位の資金収支計算書における事業活動支出に12分の3を乗じて得た額とすること。

勘定科目			予算	決算	差異	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入				
		老人福祉事業収入				
		児童福祉事業収入				
		保育事業収入				
		就労支援事業収入				
		障害福祉サービス等事業収入				
		生活保護事業収入				
		医療事業収入				
		(何)事業収入				
		(何)収入				
		借入金利息補助金収入				
		経常経費寄付金収入				
		受取利息配当金収入				
		その他の収入				
		流動資産評価益等による資金増加額				
		事業活動収入計				
	支出	人件費支出				
		事業費支出				
		事務費支出				
		就労支援事業支出				
		授産事業支出				
		(何)支出				
		利用者負担軽減額				
		支払利息支出				
		その他の支出				
		流動資産評価損等による資金減少額				
		事業活動支出計		㊦		
	事業活動資金収支差額					

施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入				
		施設整備等収入計				
	支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出				
		施設整備等支出計				
		施設整備等資金収支差額				
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 その他の活動による収入				
		その他の活動収入計				
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 その他の活動による支出				
		その他の活動支出計				
		その他の活動資金収支差額				
予備費支出						
当期資金収支差額合計						
前期末支払資金残高						
当期末支払資金残高						

※ 「年間事業活動支出の3月分」＝ $\textcircled{A} \times 3 / 12$

(7) 主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等であって、現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない、又は当該土地・建物の価額が著しく低い場合（具体的には、(5) 及び (6) の算定の結果の合計額と、年間事業活動支出（(6) の②の $\textcircled{A}$ と同額とする。以下同じ。）とを比較して、当該合計額が年間事業活動支出を下回る場合とする。）の控除対象財産については、特例的な取扱いとして、将来的な事業用土地・建物の取得も考慮し、(2) の社会福祉充実残額の算定式にかかわらず、年間事業活動支出全額を控除することができること。

なお、この場合、(5) 及び (6) の算定の結果については、控除しないこと。

(8) 社会福祉充実残額の計算過程に関する書類の保存

社会福祉充実残額の計算過程に関する書類については、法人において、毎会計年度における最初の日から10年間保存しておくこと。

ただし、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、当該計画の実施期間における各年度の当該書類について、計画の実施期間の満了の日から10年間保存しておくこと。

(9) その他

社会福祉充実残額の算定に当たっては、法人の計算書類などから、各種数値を用いて算定する必要があるが、これらの事務処理の簡素化を図る観点から、法人においては、原則として電子開示システムに組み込まれた「社会福祉充実残額算定シート」を活用すること。

4. 社会福祉充実計画原案の策定

(1) 社会福祉充実計画に記載すべき内容（法第55条の2第3項及び規則第6条の15関係）

社会福祉充実計画は、3による計算の結果、社会福祉充実残額が生じた場合に限り、法人単位で策定しなければならないものである。

また、社会福祉充実計画に記載すべき内容は、次に掲げるとおりであり、具体的な様式は別紙1のとおりとすること。

- ① 既存事業の充実又は新規事業（社会福祉充実事業）の規模及び内容
- ② 事業区域
- ③ 社会福祉充実事業の事業費
- ④ 社会福祉充実残額
- ⑤ 計画の実施期間
- ⑥ 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報
- ⑦ 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果
- ⑧ 資金計画
- ⑨ 公認会計士・税理士等からの意見聴取年月日
- ⑩ 地域協議会等の意見の反映状況
(地域公益事業を実施する場合に限る。)
- ⑪ 計画の実施期間が5か年度を超える理由等

なお、社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の検討に当たっては、将来的な福祉・介護人材の確保・定着を図る観点から、職員処遇の充実を進めていくことが重要であり、こうした事業の実施について可能な限り優先的に検討が行われることが望ましいこと。

(2) 社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類（法第55条の2第4項及び規則第6条の16関係）

社会福祉充実計画には、次に掲げる事業の全部又はいずれかを実施するための内容を記載すること。

- ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業のうち、①及び②に掲げる事業以外のもの

なお、社会福祉充実計画に位置付ける事業は、①から③までに掲げる事業の順に、その実施について検討を行わなければならない、その検討結果については、社会福祉充実計画に記載することが必要であること。

また、新たな事業を実施する場合については、定款変更の有無を検討し、所轄庁とも相談の上、必要な手続を行うこと。

(3) 地域公益事業について（法第55条の2第6項関係）

地域公益事業については、法第55条の2第4項第2号の規定のとおり、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの」と定義されるものであり、法第26条第1項に規定する公益事業に該当するものであること。

地域公益事業の内容については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成28年6月1日付け社援基発0601第1号）を参照のこと。

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

社会福祉充実計画は、原則として、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から5か年度以内の範囲で、計画策定段階における社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。

ただし、次に掲げるような合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、その実施期間を10か年度以内とすることができること。

- ① 社会福祉充実残額の規模からして、5か年度の計画実施期間内に費消することが合理的ではない場合
- ② 5か年度の計画実施期間経過後に事業拡大や既存建物の建替を行うなど、5か年の計画実施期間経過後に社会福祉充実残額の使途につき、明確な事業計画が定まっている場合

また、計画の実施期間の範囲で、事業の始期（所轄庁による計画の承認日以降に限る。）や終期、実施期間（単年度又は複数年度）、各年度の事業費は、法人の任意で設定することができること。

なお、社会福祉充実計画の実施期間の満了により、所轄庁による承認の効力は失効すること。その際、実施期間の満了する会計年度の決算において、社会福祉充実残額が生じた場合には、改めて翌会計年度以降を実施期間とする社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得る必要があること。

(5) 社会福祉充実事業に活用する社会福祉充実残額の範囲の特例

社会福祉充実残額については、(4)のとおり、社会福祉充実計画の実施期間の範囲で、その全額を活用することを原則とするが、最初に策定する社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額の全額を費消することが必ずしも合理的ではない場合も想定されることから、当分の間、地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難な場合など、合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、社会福祉充実残額の概ね2分の1以上を社会福祉充実事業に充てることを内容とする計画を策定することができること。

5. 社会福祉充実計画原案に係る公認会計士・税理士等への意見聴取（法第55条の2第5項及び規則第6条の17関係）

社会福祉充実計画原案の策定後、次に掲げる内容について、公認会計士又は税理士等の財務の専門家への意見聴取を行うこと。

① 社会福祉充実残額の算定関係

- ア 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定
- イ 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算
- ウ 再取得に必要な財産の再計算
- エ 必要な運転資金の再計算
- オ 社会福祉充実残額の再計算

② 法人が行う社会福祉充実事業関係

カ 事業費の再計算

また、財務の専門家とは、公認会計士、税理士のほか、監査法人、税理士法人をいうものであり、法人の会計監査人や顧問税理士、これらの資格を保有する評議員、監事等（理事長を除く。）であつても差し支えないこと。

なお、意見聴取の結果については、別紙2の様式例により、公認会計士又は税理士等の財務の専門家から確認書を提出させること。

また、当該確認書の交付日は、社会福祉充実残額を算定した会計年度に係る監事監査報告書の作成年月日以降を基本とすること。

6. 社会福祉充実計画原案に係る地域協議会等への意見聴取（法第55条の2第6項関係）

地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合には、次に掲げる内容について、地域協議会等への意見聴取を行うこと。

- ① 地域の福祉課題
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容
- ③ 自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見
- ④ 関係機関との連携

なお、地域協議会については、法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることを踏まえ、原則として所轄庁が体制整備を行うものであり、具体的な内容については別紙3のとおり、地域の実情に応じた体制を構築すること。

7. 社会福祉充実計画案に係る評議員会の承認（法第55条の2第7項関係）

5、6の手続を経て必要な意見聴取を行った社会福祉充実計画原案は、評議員会に諮り、その承認を得た上で、法人としての社会福祉充実計画案を確定すること。

なお、評議員会に先立って、理事会においてもその承認を得ることが必要であること。

8. 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請（法第55条の2第1項、第2項及び第9項並びに規則第6条の13関係）

評議員会の承認を得た社会福祉充実計画案は、別紙4の様式例により、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の6月30日までに、法第59条の届出と同時に所轄庁に対して申請を行うこと。

所轄庁においては、法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることを踏まえ、次の内容について確認を行うこと。

- ① 計画案に必要事項が記載されているか。
- ② 計画案の策定に当たって法において必須とされている手続が行われているか。
- ③ 計画案の内容に、次に掲げる視点から著しく合理性を欠く内容が含まれていないか。
 - ア 社会福祉充実残額と事業の規模及び内容の整合性（法第55条の2第9項第1号）
 - イ 社会福祉事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性（法第55条の2第9項第2号）

ウ 地域公益事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性（法第55条の2第9項第3号）

- ④ 計画案の内容が、申請時点における介護保険事業計画や障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画等の行政計画との関係において、施設整備等の観点から実現不可能な内容となっていないか。

この際、所轄庁は、社会福祉充実計画が、申請時点での法人の社会福祉充実残額の使途に関する事業計画を明らかにする趣旨であることにかんがみ、法人に対して特定の事業の実施を指導するなど、法人の自主性を阻害するようなことがあってはならず、上記の点に係る審査を経て承認を行うものとする。

なお、所轄庁が、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする社会福祉充実計画案を承認する場合については、当該計画案の承認をもって将来の施設整備費補助、事業所指定等を法人に対して確約するものではないことに留意すること。

また、行政計画の改定等の状況の変化により、社会福祉充実計画に基づく事業の実施が困難となった場合には、当然に当該計画の変更又は終了が必要となること。

9. 社会福祉充実計画に基づく事業実施（法第55条の2第11項関係）

所轄庁の承認を得た後、法人は、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施しなければならないこと。

なお、社会福祉充実事業の開始時期については、所轄庁の承認日以降とすること。

また、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施することが困難となった場合には、10又は11に記載のとおり、当該計画の変更又は終了手続を行うこと。

10. 社会福祉充実計画の変更（法第55条の3及び規則第6条の18から第6条の20まで関係）

社会福祉充実計画の変更を行う場合については、軽微な変更を行う場合を除き、別紙5の様式例により、所轄庁に対して変更承認の申請を行うこと。

社会福祉充実計画の変更承認の申請を行う場合の手続は、3から8までに掲げる手続を改めて行う必要があるので留意すること。

また、社会福祉充実計画について、軽微な変更を行う場合については、別紙6の様式例により、所轄庁に届出を行うこと。

なお、社会福祉充実計画は、承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の使途を明らかにするという趣旨のものであることから、社会福祉充実残額の増減のみを理由に変更を行うことは要しないが、計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として社会福祉充実計画の変更を行うこと。

社会福祉充実計画の変更にあたって、承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合とすること。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	○ 新規事業を追加する場合 ○ 既存事業の内容について、以下のよう大幅な変更を行う場合 - ア 対象者の追加・変更 - イ 支援内容の追加・変更 ○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合	○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施 地域関連	○ 市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合	○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施 期間関連	○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合	○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実 残額関連	○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合	○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		○ 法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

なお、社会福祉充実計画における事業実施期間の変更は、最大10か年度の範囲内で可能であるが、当該変更は、社会福祉充実残額の規模や地域のニーズの変化等を踏まえた上で行われるべきものであり、合理的な理由なく、単に事業実施期間を延長することは認められないこと。

1 1. 社会福祉充実計画の終了（法第55条の4及び規則第6条の21関係）

社会福祉充実計画の実施期間中に、やむを得ない事由により当該計画に従って事業を行うことが困難である場合には、別紙7の様式例により、あらかじめ所轄庁の承認を受けて社会福祉充実計画を終了することができること。

ここでいう「やむを得ない事由」とは、

- ① 社会福祉充実事業に係る事業費が見込みを上回ること等により、社会福祉充実残額が生じなくなることが明らかな場合
 - ② 地域の福祉ニーズの減少など、状況の変化により、社会福祉充実事業の実施の目的を達成し、又は事業の継続が困難となった場合
- などが想定されること。

なお、社会福祉充実計画の終了時に、会計年度途中の段階でなお社会福祉充実残額が存在している場合については、その段階で新たな社会福祉充実計画を策定する必要はなく、会計年度末の段階で改めて社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実残額が生じる場合には、翌会計年度以降を計画の実施期間とする新たな社会福祉充実計画を策定すること。

1 2. その他

（1）社会福祉充実計画の公表

次に掲げる場合については、法人のホームページ等において、直近の社会福祉充実計画を公表すること。

- ① 社会福祉充実計画を策定し、所轄庁にその承認を受けた場合
- ② 社会福祉充実計画を変更し、所轄庁にその承認を受け、又は届出を行った場合

なお、規則第10条第2項の規定に基づき、法人が電子開示システムを活用して社会福祉充実計画の公表を行うときは、これを行ったものとみなすことができること。

（2）社会福祉充実事業に係る実績の公表

社会福祉充実計画に記載した社会福祉充実事業に係る実績については、毎年度、法人のホームページ等において、その公表に努めること。

（3）社会福祉充実計画の保存

社会福祉充実計画は、法人において、計画の実施期間満了の日から10年間保存しておくこと。

(別紙 1)

平成○年度～平成○年度 社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名								法人番号	
法人代表者氏名									
法人の主たる所在地									
連絡先									
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日									
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日									
評議員会の承認年月日									
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成○年度末現在)	1か年度目 (平成○年度末現在)	2か年度目 (平成○年度末現在)	3か年度目 (平成○年度末現在)	4か年度目 (平成○年度末現在)	5か年度目 (平成○年度末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額	
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)									
本計画の対象期間									

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目						
	小計					
2か年度目						
	小計					
3か年度目						

	小計					
4 か年 度目						
	小計					
5 か年 度目						
	小計					
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1 か年度目	2 か年度目	3 か年度目	4 か年度目	5 か年度目	合計
	計画の実施期間における事業費合計						
	財源構成	社会福祉充実残額					
		補助金					
		借入金					
		事業収益					
		その他					

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	

事業の実施地域		
事業の実施時期	平成○年○月○日～平成○年○月○日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1 か年度目	
	2 か年度目	
	3 か年度目	
	4 か年度目	
	5 か年度目	
事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇千円 (うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円)

地域協議会等の意見と その反映状況	
------------------------------	--

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

社会福祉充実計画記載要領

1. 基本的事項について

- ① 地域住民その他の関係者への意見聴取年月日

地域協議会の開催日など、意見聴取を行った年月日を記載すること。

- ② 公認会計士・税理士等の意見聴取年月日

確認書に記載の年月日を記載すること。

- ③ 会計年度別の社会福祉充実残額の推移

本計画の対象となる社会福祉充実残額の総額（確定額）を記載するとともに、計画の実施期間における社会福祉充実事業費に係る支出予定額及び当該残額の推移（見込額）を記載すること。

また、社会福祉充実事業に充てない社会福祉充実残額がある場合には、6のとおり、理由を記載した上、「社会福祉充実事業未充当額」欄に当該金額を記載すること。

- ④ 本計画の対象期間

本計画の対象期間は、所轄庁の承認見込日以降を始期とし、全ての社会福祉充実事業の終了見込年月日を終期とすること。

2. 事業計画

1か年度目～5か年度目（又は10か年度目）までの間に、どのような事業に、それぞれいくらかを使用するかを記載すること。

なお、例えば、2か年度目から事業を開始し、4か年度目に終了するなど、事業の始期及び終期、各年の事業費規模は法人の任意で定めることが可能であること。

また、「既存・新規の別」欄については、既存事業の充実を図るための事業を行う場合には「既存」と、新たに既存事業以外の事業を行う場合には「新規」と記載すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

「検討結果」欄には、それぞれの項目ごとに社会福祉充実残額を活用する又は活用しない理由を記載すること。

4. 資金計画

- ① 各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。
- ② その他については、寄付金その他の利用料収入等が想定し得ること。
- ③ 事業費については、2の事業計画及び5の事業の詳細の計数と一致していること。

5. 事業の詳細

- ① 「事業名」欄については、法人が任意で定めたものを記載すること。
- ② 「主な対象者」欄については、高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者の別を基本として、法人が任意で記載すること。
- ③ 「想定される対象者数」欄については、事業費積算上の対象者数として差し支えないこと。
- ④ 「事業の実施地域」欄については、事業を利用することができる者の住所地を特定して記載すること。

また、複数地域で事業を実施する場合は、全ての実施地域を記載するとともに、主たる事業の実施地域に下線を付すこと。

- ⑤ 「事業の実施時期」欄については、計画策定時点で想定している事業の開始時期から終期までの期間を記載すること。
- ⑥ 「事業内容」欄については、どのような者を対象に、どのような福祉サービスを、どの程度の頻度で、いつまでの期間行うのかを記載すること。

なお、具体的な事業内容は、地域の実情を踏まえ、法人が自主的に判断すべきものであるが、例えば次表のような取組が考えられること。

第1順位：社会福祉事業	・ 社会福祉事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給 ・ 社会福祉事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給 ・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ ・ 既存社会福祉事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 低所得者に対する低廉な住居の供給 ・ 低所得利用者に対する利用料の減免 等
第2順位：地域公益事業	・ 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置 ・ 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業

	・ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援 ・ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり ・ 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け ・ 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援 ・ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援 ・ 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり ・ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援 ・ 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援 ・ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等
第3順位：その他公益事業	・ 公益事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給 ・ 公益事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給 ・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ ・ 既存公益事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 等

⑦ 「事業の実施スケジュール」欄については、各年における事業の到達見込みを記載すること。

⑧ 「事業費積算」欄については、詳細な計算式は不要であり、人件費〇円、備品購入費〇円、雑役務費〇円といったおおよその内訳を記載すれば足りること。

なお、公認会計士・税理士等に対する意見聴取に係る費用など、社会福祉充実計画策定に係る費用は、当該事業費として積算して差し支えないこと。

⑨ 「地域協議会等の意見と反映状況」欄については、地域協議会で示された主な意見と、当該意見について、事業の中にどのように反映したかを記載すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

社会福祉充実計画については、原則として、社会福祉充実残額の全額について、5か年度以内の計画の実施期間に活用しなければならないものであるが、これにより難い合理的な理由がある場合には、その理由を記載すること。

この場合、合理的な理由とは、例えば、次のような理由が想定されるものであり、合理的な理由なく社会福祉充実残額の一部を社会福祉充実事業に充当せず、又は計画の実施期間を延長することは認められないこと。

① 社会福祉充実残額が多額であるため、5か年度の計画の実施期間内に事業を完了することが非効率かつ困難であること。

- ② 地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難であること。
- ③ 計画の実施期間満了後に新規の事業拡大、既存建物の建替等を予定しており、当該期間内に全額を活用することが合理的ではないこと。
- ④ 介護保険事業計画等との整合性から、5か年度の計画の実施期間内に定員数の拡充等が困難であること。

(別紙 1－参考②)

平成 29 年度～平成 33 年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画（記載例）

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会			法人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3							
法人代表者氏名	福祉 太郎												
法人の主たる所在地	東京都千代田区霞が関 1－2－2												
連絡先	0 3－3 5 9 5－2 6 1 6												
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	平成 2 9 年 6 月 1 0 日												
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成 2 9 年 6 月 1 3 日												
評議員会の承認年月日	平成 2 9 年 6 月 2 9 日												
会計年度別の社会福祉 充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成 28 年 度末現在)	1 か年度目 (平成 29 年 度末現在)	2 か年度目 (平成 30 年 度末現在)	3 か年度目 (平成 31 年 度末現在)	4 か年度目 (平成 32 年 度末現在)	5 か年度目 (平成 33 年 度末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額					
	100,000 千円	76,000 千円	57,000 千円	38,000 千円	19,000 千円	0 千円		0 千円					
	うち社会福祉充実 事業費 (単位：千円)		▲24,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲100,000 千円					
本計画の対象期間	平成 2 9 年 8 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日												

2. 事業計画

実施 時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1 か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に 2 回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	19,000 千円

	小計						24,000 千円
2 か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	当法人の職員の資質向上を図る ため、全国団体が実施する研修 の受講費用を補助する。	無	5,000 千円	
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益 事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認 定を受けていない単身高齢者宅 を週に2回訪問し、社協等と連 携しながら、日常生活上の見守 りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円	
	小計						19,000 千円
3 か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	当法人の職員の資質向上を図る ため、全国団体が実施する研修 の受講費用を補助する。	無	5,000 千円	
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益 事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認 定を受けていない単身高齢者宅 を週に2回訪問し、社協等と連 携しながら、日常生活上の見守 りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円	
	小計						19,000 千円
4 か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	当法人の職員の資質向上を図る ため、全国団体が実施する研修 の受講費用を補助する。	無	5,000 千円	
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益 事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認 定を受けていない単身高齢者宅 を週に2回訪問し、社協等と連 携しながら、日常生活上の見守 りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円	
	小計						19,000 千円
5 か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	当法人の職員の資質向上を図る ため、全国団体が実施する研修 の受講費用を補助する。	無	5,000 千円	
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益 事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認 定を受けていない単身高齢者宅 を週に2回訪問し、社協等と連 携しながら、日常生活上の見守 りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円	
	小計						19,000 千円
合計						100,000 千円	

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	重度利用者の増加を踏まえ、職員の資質向上を図る必要性があるため、職員の資格取得を支援する取組を行うこととした。
② 地域公益事業	当法人が行う地域包括支援センターなどに寄せられる住民の意見の中で、孤立死防止の観点から、日常生活上の見守りや生活支援に対するニーズが強かったため、こうした支援を行う取組を行うこととした。
③ ①及び②以外の公益事業	①及び②の取組を実施する結果、残額は生じないため、実施はしない。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
職 員 育 成 事 業	計画の実施期間における事業費合計	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	25,000 千円
	社会福祉充実 残額	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	25,000 千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
単 身 高 齢 者 の く ら し の 安 心 確保事業	計画の実施期間における事業費合計	19,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	75,000 千円
	社会福祉充実 残額	19,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	75,000 千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業	
主な対象者	当法人に在籍５年以上の職員	
想定される対象者数	50 人	
事業の実施地域	－	
事業の実施時期	平成２９年８月１日～平成３４年３月３１日	
事業内容	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	
事業の実施スケジュール	1 か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	2 か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	3 か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	4 か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	5 か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
事業費積算 (概算)	50 万円×職員 10 人（単年度）× 5 か年＝2,500 万円	
	合計	25,000 千円（うち社会福祉充実残額充当額 25,000 千円）
地域協議会等の意見と その反映状況	－	

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業	
主な対象者	千代田区内在住の介護保険サービスを受けていない単身高齢者	
想定される対象者数	1,000 人	
事業の実施地域	千代田区内	
事業の実施時期	平成２９年８月１日～平成３４年３月３１日	
事業内容	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に２回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	
事業の実施スケジュール	1 か年度目	・ 社協等と連携し、事業の実施体制、対象者の要件等を検討。 ・ 事業の利用希望者の募集
	2 か年度目	・ 利用者に対する支援の実施
	3 か年度目	・ 利用者に対する支援の実施
	4 か年度目	・ 利用者に対する支援の実施
	5 か年度目	・ 利用者に対する支援の実施 ・ 地域支援事業等へのつなぎ

事業費積算 (概算)	人件費 800 万円 (単年度) × 5 か年 = 4,000 万円 旅費 200 万円 (単年度) × 5 か年 = 1,000 万円 賃料 100 万円 (単年度) × 5 か年 = 500 万円 光熱水費 20 万円 (単年度) × 5 か年 = 100 万円 その他事業費 280 万円 (単年度) × 5 か年 = 1,400 万円 初度設備購入費 500 万円	
	合計	75,000 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 75,000 千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	単身高齢者に対する必要な支援として、ゴミ出しや買物など、日常生活上の生活援助に対するニーズが強かったため、事業内容に反映した。	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

(別紙 2 ー 様式例)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称

印

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第 55 条の 2 第 5 項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における 1、2、4 及び 5 に記載される事業費について再計算を行う。

3. 手続の実施結果

- ① 2 の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2 の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2 の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2 の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2 の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2 の⑥について、社会福祉充実計画における 1、2、4 及び 5 に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以 上

(別紙 3)

地域協議会の設置・運営について

1. 地域協議会の位置付け

改正社会福祉法により、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投資することが求められる。

地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされている。

その際、社会福祉法人において、中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置するものとする。

2. 地域協議会の体制整備

地域協議会の体制整備に係る責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。

所轄庁は、地域協議会の実施・運営を支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(注) 法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることから、所轄庁は、社会福祉法人が地域において、円滑に住民等からの意見聴取を行う環境整備を行う責任を有しているものであり、所轄庁はその一環として地域協議会の体制整備を行うものである。

また、地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとする。

具体的には、社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会や、地域ケア会議、自立支援協議会などが想定される。(人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うことも考えられる。)

(注) ただし、所轄庁が自ら地域協議会を開催することも妨げるものではない。

所轄庁は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。

また、都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、都道府県単位の地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

3. 地域協議会の実施区域について

地域協議会の実施区域は、原則として所轄庁単位とする。

なお、一の所轄庁が管轄する区域を一定の地域ごとに分割すること、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置することも可能である。ただし、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置する場合については、法において、事業の実施区域の住民等の意見を聴くこととされている趣旨にかんがみ、広域になりすぎないように配慮することが必要である。

4. 地域協議会の構成員について

地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとする。

- ① 学識有識者
- ② 保健医療福祉サービス事業者
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 自治会等地域住民の代表者
- ⑤ ボランティア団体
- ⑥ 社会福祉協議会
- ⑦ 福祉行政職員（町村職員を含む。）

なお、上記の構成員は、地域協議会への出席に支障がない限りにおいて、複数の地域協議会の構成員となることを妨げない。

5. 地域協議会の役割について

地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁が適宜開催することとし、例えば以下のような点について、討議を行う。

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、

- ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
- ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
- ③ 地域の関係者の連携の在り方

などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが望ましい。(地域公益事業の実施状況の確認については、社会福祉充実計画の策定に当たって行われる地域協議会とは別途、年1回程度行うことが考えられる。)

なお、地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。

6. 広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

複数の地域協議会の実施エリアをまたがって、地域公益事業を広域的に行う場合については、社会福祉充実計画を円滑に策定する観点から、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域を所管する地域協議会に意見を聴くことで足りるものとする。

ただし、この場合であっても、当該地域以外の住民等の意見が可能な限り反映されるよう、社会福祉法人のHP等における意見募集やアンケート調査などの簡易な方法により、意見聴取を行うよう努めるものとする。

(別紙 4－様式例①)

(文書番号)
平成○年○月○日

○○○都道府県知事
又は 殿
○○○市市長

(申請者)
社会福祉法人 ○○○
理事長 ○○ ○○

社会福祉充実計画の承認申請について

当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○○社会福祉充実計画
- ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙 4－様式例②)

(文 書 番 号)

平成○年○月○日

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事

又は

○○○市市長

社会福祉充実計画承認通知書

平成○年○月○日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画については、社会福祉法第 55 条の 2 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

(別紙 5－様式例①)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

(申請者)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について

平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録（写）
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙 5－様式例②)

(文 書 番 号)

平成○年○月○日

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事

又は

○○○市市長

承認社会福祉充実計画変更承認通知書

平成○年○月○日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の変更については、社会福祉法第 55 条の 3 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

(別紙 6－様式例)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

(申請者)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について

平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

(添付資料)

- ・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙 7－様式例①)

(文書番号)

平成○年○月○日

○○○都道府県知事

又は 殿

○○○市市長

(申請者)

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○

承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について

平成○○年○月○日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。

記

(承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由)

--

(添付資料)

- ・ 終了前の平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○○社会福祉充実計画
- ・ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

(別紙 7－様式例②)

(文 書 番 号)

平成○年○月○日

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事

又は

○○○市市長

承認社会福祉充実計画終了承認通知書

平成○年○月○日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の終了については、社会福祉法第 55 条の 4 の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

社援基発 0124 第 1 号
平成 29 年 1 月 24 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）については、本日付け公布されたところであるが、当該通知の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に規定する別に定める単価等を下記のとおり定め、平成 29 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

記

1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）の 3 の（5）の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするともに、別に定める 1 m²当たりの建設等単価については、250,000 円とする。
2. 事務処理基準の 3 の（5）の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に

定める割合については、22%とする。

3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、30%とする。

(別表)

年度	建設工事費デフレーター (建設総合指数)	2015 年と比較した伸び率
1960 以前	21.0	5.206
1961	23.2	4.707
1962	23.7	4.611
1963	24.4	4.483
1964	25.4	4.295
1965	26.2	4.169
1966	28.1	3.882
1967	29.8	3.668
1968	30.8	3.541
1969	32.8	3.332
1970	34.9	3.131
1971	35.4	3.087
1972	38.6	2.831
1973	48.7	2.241
1974	57.8	1.889
1975	58.5	1.867
1976	63.3	1.725
1977	66.0	1.654
1978	69.6	1.569
1979	77.1	1.416
1980	84.1	1.298
1981	84.4	1.294
1982	84.7	1.290
1983	84.7	1.290
1984	86.5	1.262
1985	86.1	1.268
1986	85.5	1.276
1987	87.1	1.254
1988	88.7	1.231
1989	93.5	1.168
1990	96.7	1.130
1991	99.1	1.102
1992	100.4	1.087
1993	101.0	1.081
1994	101.4	1.077
1995	101.5	1.076
1996	101.8	1.073
1997	102.5	1.065
1998	100.5	1.086

1999	99.6	1.097
2000	99.8	1.094
2001	98.1	1.113
2002	97.1	1.124
2003	97.7	1.117
2004	98.8	1.105
2005	100.0	1.092
2006	102.0	1.071
2007	104.6	1.044
2008	107.9	1.012
2009	104.3	1.047
2010	104.6	1.044
2011	106.2	1.028
2012	104.5	1.045
2013	107.0	1.021
2014	109.8	0.995
2015 以降	109.2	1.000

（例）2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.094 となる。

事 務 連 絡
平成29年2月13日

都道府県
各 指 定 都 市 社会福祉法人制度ご担当者 様
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol.1)」について

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成29年4月1日より、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）が施行され、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、社会福祉充実残額を算定するとともに、当該残額が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、当該残額を計画的かつ有効に再投下していくことが求められます。

社会福祉充実残額の算定方法及び社会福祉充実計画の策定手続等については、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）等により、既にお示しをしているところですが、今般、所轄庁や社会福祉法人等の関係者からご質問の多い事項について、別添のとおりQ & Aを取りまとめましたので、御了知いただくとともに、貴管内市区町村及び社会福祉法人等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol.1)

【1. 社会福祉充実残額の算定】	- 7 -
問1 社会福祉充実残額は毎会計年度算定しなければならないのか。	- 7 -
問2 社会福祉充実残額はどのような使途に活用できるのか。	- 7 -
問3 措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実事業に充てることはできるのか。	- 7 -
問4 社会福祉充実残額の算定結果は、所轄庁にどのような形で提出すればよいのか。また、社会福祉充実残額が生じなかった法人についても、当該算定結果を所轄庁に提出する必要があるのか。	- 8 -
問5 社会福祉充実残額の算定は、法人全体として算定するのか、それとも施設種別単位で算定することになるのか。	- 8 -
問6 人件費積立資産や施設整備積立資産については、何故控除対象財産とならないのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 8 -
問7 大規模災害に備えて計上している積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 8 -
問8 共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 9 -
問9 助成事業の原資となる積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 9 -
問10 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合に、当該建設費用を控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 9 -
問11 法人設立時に、所轄庁から基本財産を3億円確保するよう指導された経緯があるが、現行の関係通知のルールに基づけば、必要な基本財産は原則1億円となる。このような場合であっても、控除対象財産の対象となる基本財産は1億円となってしまうのか。【事務処理基準3の(4)の①の注1関係】	- 10 -

問12 「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等から使途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」とは、どのようなものを想定しているのか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】.....	- 10 -
問13 原子力発電所事故による東京電力からの賠償金について、現預金で保有している場合、控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①の注4関係】.....	- 11 -
問14 対応基本金の調整において、3号基本金相当額を除く趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の②関係】.....	- 11 -
問15 対応負債の調整において、1年以内返済予定設備資金借入金等特定の科目の合計額とする趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の③関係】.....	- 11 -
問16 財産目録の記載に当たって、ある科目に記載すべき資産の数量が大量にある場合、控除対象となる資産と、控除対象とはならない資産の2つに区分した上で、当該区分ごとに、代表例を記載し、それぞれ数量を記載(〇〇ほか〇個)する方法によることは可能か。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】....	- 12 -
問17 財産目録の記載に当たって、現預金については、原則として控除対象財産とならないこととされているが、貸付事業の原資などを現預金として計上している場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】.....	- 12 -
問18 「再取得に必要な財産」の算定は、建物単位で行うこととされているが、増築又は改築・大規模修繕を行っているような場合は、どのような単位で算定すべきか。【事務処理基準3の(5)関係】.....	- 13 -
問19 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、本体建物部分と、増築部分とに区分して計算を行う場合に、照明設備等の建物付属設備の更新費用など、両者が一体不可分であって、これらを明確に区分できない固定資産については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)関係】.....	- 13 -
問20 中古物件を取得した場合の「再取得に必要な財産」の算定方法如何。【事務処理基準3の(5)関係】.....	- 13 -
問21 減価償却累計額の算定に当たって、建物のうち、建物付属設備については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】.....	- 14 -
問22 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の③関係】.....	- 15 -
問23 一般的な自己資金比率はどのように設定されているのか。また、この値はいつ見直されるのか。【事務処理基準3の(5)の④関係】.....	- 15 -

問24 自治体から建物の無償譲渡を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】.....	- 15 -
問25 個人から建物の寄付を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】.....	- 16 -
問26 建設時の自己資金比率については、「当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の建設時の取得価額」の計算式により、算出することとされているが、この場合の自己資金額には、どのような費用を含めれば良いか。【事務処理基準3の(5)の④関係】.....	- 16 -
問27 大規模修繕費の実績額の記載に当たって、どのような費用を大規模修繕費として捉えれば良いか。【事務処理基準3の(5)の⑤関係】.....	- 17 -
問28 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」については、「再取得に必要な財産」と「必要な運転資金」の合計額が法人全体の年間事業活動支出を下回る場合は、その適用を受けられるものと考えて良いのか。【事務処理基準3の(7)関係】.....	- 18 -
問29 社会福祉充実残額は、会計処理上、その他の積立金及び積立資産として計上する必要があるのか。.....	- 18 -
問30 「活用可能な財産」の額が、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のいずれかを下回る場合、その他の計算を省略して良いか。.....	- 18 -
【2. 社会福祉充実計画】	- 19 -
問31 社会福祉充実残額を算定した結果、その額が10万円などの少額である場合であっても、社会福祉充実計画を作成する必要があるのか。.....	- 19 -
問32 社会福祉充実計画において、災害等のリスクに備えた積立てを行う、又は単に外部の社会福祉法人に資金を拠出するといった内容を記載することは可能か。.....	- 19 -
問33 社会福祉充実計画において、建物に係る借入金を返済するといった内容を記載することは可能か。.....	- 19 -
問34 社会福祉充実計画においては、事業費を記載することとされているが、当該事業費は、社会福祉法人会計基準に定める事業費に限定され、人件費や事務費は含まないという理解で良いか。.....	- 20 -
問35 法人が既に実施している事業を社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業に振り替えることは可能か。.....	- 20 -

問36 社会福祉充実計画原案について、評議員会で承認を受けた後に、公認会計士・税理士等に確認書の作成を依頼することは可能か。.....	- 20 -
問37 社会福祉充実計画について、複数地域で事業を実施する場合、どの地域で申請を行うべきか。また、事業の実施地域についての制限はあるのか。.....	- 20 -
問38 社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役職員でも可能か。【事務処理基準5関係】.....	- 21 -
問39 社会福祉充実計画の策定に当たって、公認会計士等の専門家の意見を聴くとされているが、所轄庁が承認する際にも、同様の手続きを行う必要があるのか。.....	- 21 -
問40 複数の社会福祉法人の事業区域等が重なり、社会福祉充実事業の実施に当たって効率性や実効性が乏しい状況となる可能性がある場合には、所轄庁又は市町村社会福祉協議会若しくは都道府県社会福祉協議会がこれを調整することは可能か。.....	- 21 -
問41 公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用は、社会福祉充実残額を充てることができるのか。.....	- 21 -
問42 社会福祉充実計画の変更は、どのような時期に行うべきか。【事務処理基準10関係】.....	- 21 -
問43 承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、そのみをもって変更手続きを行う必要があるのか。【事務処理基準10関係】.....	- 22 -
問44 法人において緊急的な支出の必要性が生じた場合に、所轄庁の承認を得ずに、社会福祉充実残額をその支出に充てることはできるのか。.....	- 22 -
問45 社会福祉充実事業について、予測できない財務状況の変化等により、明らかに社会福祉充実残額が不足する事態となった場合、どのような対応をすればよいか。.....	- 22 -
【3. 地域協議会】	- 23 -
問46 地域協議会の運営に当たって、所轄庁においてはどのような事務を行えばよいか。.....	- 23 -
問47 地域協議会の開催費用については、どこが負担すべきか。.....	- 23 -
問48 地域協議会は必ず設置しなければならないのか。また、法人が自ら地域の関係者から意見聴取を行うことは可能か。.....	- 24 -
問49 地域公益事業の実施とともに、既存事業の充実を図ることを内容とする社会福祉充実計画の場合、既存事業の充実部分についても、地域協議会の意見を聴く必要があるのか。.....	- 24 -

問50 法人が当該法人の所轄庁以外の区域で地域公益事業を実施する場合、当該法人の所轄庁はどのような対応を行うべきか。..... - 24 -

問51 自らの所管地域内において、他の所轄庁が所管する法人が事業の実施を希望する場合には、どのように対応すべきか。..... - 25 -

(注) 問中の【】書については、当該問に関連する「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号通知)の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」の条番号を示す。

【1. 社会福祉充実残額の算定】

問1 社会福祉充実残額は毎会計年度算定しなければならないのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額については、法第55条の2第1項の規定に基づき、社会福祉充実計画の実施期間中を含め、毎会計年度、算定しなければならないものである。

問2 社会福祉充実残額はどのような使途に活用できるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額の使途については、法人において、
 - ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
 - ② 地域公益事業
 - ③ 公益事業のうち①及び②に該当する事業以外のものの順にその実施を検討し、社会福祉充実計画にその事業内容を記載することになる。
2. その具体的な使途については、上記①から③までの事業の範囲で、職員処遇の改善や既存建物の建替、新規施設の建設のほか、新たな人材雇用、新たな取組に要する事業費など、法人が地域の福祉ニーズ等を踏まえた上で、一定の支出を伴う事業に充てる必要があり、最終的にはその経営判断の下、決定することとなる。

問3 措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実事業に充てることはできるのか。

(答)

1. 措置費や保育所委託費については、措置費等弾力運用通知において、措置費又は委託費収入の30%の範囲内で、当期末支払資金残高を翌年度に繰り越した上で、同一法人が運営する社会福祉事業等の費用に充てることが可能とされている。
2. よって、前期末支払資金残高については、当該通知に定める使途の範囲内で、その全部又は一部を社会福祉充実残額に充当し、これを社会福祉充実事業として、既存の社会福祉事業や公益事業の充実又は新たな事業の実施に係る費用に充てることが可能である。

問4 社会福祉充実残額の算定結果は、所轄庁にどのような形で提出すればよいか。また、社会福祉充実残額が生じなかった法人についても、当該算定結果を所轄庁に提出する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額の算定結果については、社会福祉充実残額が生じなかった法人を含め、毎会計年度、6月30日までに、「計算書類」及び「現況報告書」とともに、「社会福祉充実残額算定シート」に必要事項を記入の上、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用して入力を行う、又は当該シートを郵送又は電子メール等により送付することにより行うこととなる。
2. なお、「現況報告書」においても、社会福祉充実残額の有無や規模等の項目が設けられている。

問5 社会福祉充実残額の算定は、法人全体として算定するのか、それとも施設種別単位で算定することになるのか。

(答)

1. 個々の施設種別単位ではなく、法人単位の貸借対照表等を用いて、法人全体として算出することとなる。

問6 人件費積立資産や施設整備積立資産については、何故控除対象財産とならないのか。
【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 社会福祉充実残額の算定ルールは、全法人にとって公平なものであることが必要であることから、法人の任意でその多寡を決定できる積立資産については、会計上これが計上されていることのみをもって控除対象財産とはならない。

問7 大規模災害に備えて計上している積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 大規模災害に備えて計上している積立資産については、控除対象財産の算定に当たって、最低限建物の建替等に必要の費用を考慮しているとともに、全法人に公平なルールを設定することが困難であることから、控除対象財産とはならない。
2. なお、大規模災害発生時には、法人の経営判断の下、社会福祉充実残額の有無にかかわらず、その保有する財産を活用することを妨げるものではない。

問8 共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産については、共同募金事業の性質上、寄付者から募金を集め、これを分配することが事業そのものの目的であることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。

問9 助成事業の原資となる積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 助成事業の原資となる積立資産については、助成事業の性質上、一定の積立資産を取り崩すなどにより、民間団体等に助成を行うことが事業そのものの目的であることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。
2. なお、社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を助成事業の原資に充てる場合については、当該計画に基づき、当該助成事業の実施経費として、法人外に支出されることが必要であることから、当該計画の実施期間において、社会福祉充実残額のうち、当該原資に充てるための積立資産等については、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として、控除対象財産には該当しないものとして取り扱うこと。

問10 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合に、当該建設費用を控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合については、国庫補助等の内示を受け、又は建設会社等との契約が締結され、建設費用が相当程度確定している場合であって、翌年度における当該建物に係る着工時期が既に決定されているとき(これらの事実関係が書面により明らかである場合に限る。)には、当該建設費用のうち、自己資金(寄付金を含む。)相当額を「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として、控除して差し支えない。
2. なお、当該自己資金相当額が現預金に計上されている場合の財産目録の記載方法については、問17の方法によること。

問11 法人設立時に、所轄庁から基本財産を3億円確保するよう指導された経緯があるが、現行の関係通知のルールに基づけば、必要な基本財産は原則1億円となる。このような場合であっても、控除対象財産の対象となる基本財産は1億円となってしまうのか。【事務処理基準3の(4)の①の注1関係】

(答)

1. 法人設立時に、現行の関係通知に基づく金額以上の基本財産を確保するよう、所轄庁から指導を受けたような経緯がある場合であって、社会福祉充実残額の算定時においても引き続き当該基本財産を保有している場合には、当該経緯にも配慮し、法人設立時における定款に記載される額等客観的に明らかな額の範囲において、控除対象とすることができるものとする。
2. よって、ご指摘のような場合であって、当該事実が客観的に確認できる書類がある場合には、3億円全額を控除対象として差し支えない。

問12 「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等から使途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」とは、どのようなものを想定しているのか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】

(答)

1. 「国や自治体からの補助を受けて設置された積立資産等」については、生活福祉資金貸付事業や介護福祉士等修学資金貸付事業による貸付原資などが該当する。
2. また、「寄付者等から使途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」については、寄付金や会費等の募集に当たってあらかじめ定められた募集要綱や会則等又は寄付者による寄付申込書等において、特定された使途が明記されているものにより設置された積立資産や現預金、有価証券が該当する。
3. なお、上記「特定された使途」とは、「法人運営全般」といったような、その使途に法人の広範な裁量性のあるものは該当せず、「〇〇施設の運営」、「〇〇事業の実施」など、要綱等において、事業の種類が特定されていることが必要である。

※ 寄付金の使途について、法人が寄付者等から、広範な裁量を委ねられているのであれば、当該寄付金が社会福祉充実残額に充当されたとしても、結果として法人が実施する事業に還元されるものであり、寄付者等の意向とは矛盾が生じないものと考えられる。

問13 原子力発電所事故による東京電力からの賠償金について、現預金で保有している場合、控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①の注4関係】

(答)

1. 原子力発電所事故による東京電力からの賠償金については、現状復旧のために必要な資金であることから、これを現預金として保有している場合、当該賠償金の範囲で控除対象財産に該当するものである。

問14 対応基本金の調整において、3号基本金相当額を除く趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の②関係】

(答)

1. 対応基本金については、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金全額を控除していることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、当該不動産等の価値に含まれる基本金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。
2. しかしながら、3号基本金相当額については、「施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額」であり、不動産等の価額と直接関係するものではないことから、対応基本金の調整において3号基本金相当額を除くことができることとしたものである。
3. なお、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、3号基本金相当額が不明な場合には、当該3号基本金相当額を含め、基本金全額を差し引くものとする。

問15 対応負債の調整において、1年以内返済予定設備資金借入金等特定の科目の合計額とする趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の③関係】

(答)

1. 対応負債については、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、当該不動産等の価値に含まれる借入金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。
2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」については、建物・設備に係る資産額が大部分を占めることとなるが、対応負債の算定に当たっては、概ね貸借対照表における①1年以内返済予定設備資金借入金、②1年以内返済予定リース債務、③設備資金借入金、④リース債務の合計額に相当するものと考えられることから、当該合計額を対応負債として擬制し、事務の簡素化を図ることとしたものである。

問16 財産目録の記載に当たって、ある科目に記載すべき資産の数量が大量にある場合、控除対象となる資産と、控除対象とはならない資産の2つに区分した上で、当該区分ごとに、代表例を記載し、それぞれ数量を記載(〇〇ほか〇個)する方法によることは可能か。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】

(答)

1. 財産目録の記載に当たって、資産の数量が大量にある場合、拠点単位で記載しなければならないこととしている土地・建物を除き、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

(具体的な記載例)車輜運搬具の場合

【控除対象】(会社名)(車輜商品名)ほか20台

【控除非対象】(会社名)(車輜商品名)ほか5台

問17 財産目録の記載に当たって、現預金については、原則として控除対象財産とならないこととされているが、貸付事業の原資などを現預金として計上している場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】

(答)

1. 財産目録の記載に当たって、現預金の中に貸付事業の原資など、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」に該当する資産が計上されている場合については、例外的に、現預金の欄を、控除対象とすべき資産と、控除非対象の財産の2段に分けて記載するものとする。

(具体的な記載例)

【控除対象】〇円 〇〇事業貸付原資として

【控除非対象】〇円

問18 「再取得に必要な財産」の算定は、建物単位で行うこととされているが、増築又は改築・大規模修繕を行っているような場合は、どのような単位で算定すべきか。【事務処理基準3の(5)関係】

(答)

1. 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、増築を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、増築部分を区分してそれぞれ計算を行うものとする。この際、財産目録についてもこれらを区分することが必要である。

ただし、これにより難しい場合については、これらを区分せず本体建物と一体のものとして、合算して算定を行うことができるものとする。(なお、この場合の建物取得年度については、本体建物の取得年度とする。)

2. また、改築・大規模修繕を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、改築・大規模修繕部分を合算して計算を行うものとする。

ただし、改築・大規模修繕部分が面積の拡充を伴う場合など、これらを区分することが可能な場合については、区分して算定を行うことができるものとする。(この場合の建物取得年度については、それぞれの取得年度とする。また、財産目録についても区分することが必要である。)

問19 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、本体建物部分と、増築部分とに区分して計算を行う場合に、照明設備等の建物付属設備の更新費用など、両者が一体不可分であつて、これらを明確に区分できない固定資産については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)関係】

(答)

1. 本体建物部分と増築部分とが一体不可分な固定資産については、建物延床面積割合などの合理的な方法により按分することとする。

問20 中古物件を取得した場合の「再取得に必要な財産」の算定方法如何。【事務処理基準3の(5)関係】

(答)

1. 中古物件を取得した場合には、当該取得価額の範囲内で、減価償却を行うこととなり、当該減価償却累計額を基に「再取得に必要な財産」を算定することとなる。

問21 減価償却累計額の算定に当たって、建物のうち、建物付属設備については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】

(答)

1. 社会福祉法人会計基準において、貸借対照表上、「建物」に計上すべき金額は、「建物及び建物付属設備」としているところであり、減価償却累計額の算定に当たっては、建物ごとに、当該建物付属設備を含む金額を計上することとなる。
2. なお、建物取得年度の記載に当たっては、建物と建物付属設備の取得年度が異なる場合であっても、建物付属設備の取得・更新時期にかかわらず、建物の取得年度とすること。

〈具体的なイメージ〉

(実際の建物の状況)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2 億円
建物付属設備A	2000	0.4 億円



(社会福祉充実残額算定シートにおける記載イメージ)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2.4 億円

※ 建物Aに係る「再取得に必要な財産(将来の建替に必要な費用)」は、2.4 億円×1.298 (1980 年度の建設工事費デフレーター)×22%となる。

問22 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の③関係】

(答)

1. 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、床面積は考慮せず、取得年度に応じた建設工事費デフレーターを使用するものとする。

問23 一般的な自己資金比率はどのように設定されているのか。また、この値はいつ見直されるのか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 一般的な自己資金比率については、「社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕費に関する調査研究」(一般社団法人日本医療福祉建築協会)において、社会福祉法人の施設建設時の自己資金(寄付金を含み、借入金及び補助金を除く。)の実態を調査し、当該結果を踏まえ、全ての施設種別に共通する平均的な比率として設定している。
2. また、これは、近年の補助金比率の変動を的確に反映させる観点から、直近5年間に建設された施設のデータを用いている。
3. なお、平成30年度以降の具体的な比率については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の稼働状況を踏まえつつ、当該システムから得られたデータを元に、必要な見直しを定期的に行っていくこととしている。

問24 自治体から建物の無償譲渡を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 自治体から建物の無償譲渡を受けた場合の建設時の自己資金比率については、当該建物の入手に当たって、法人としての自己資金は投入されていないことから、建設時の自己資金比率としては0%となるものであり、一般的な自己資金比率である22%を適用することとなる。

問25 個人から建物の寄付を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 個人から建物の寄付を受けた場合の建設時の自己資金比率については、当該自己資金比率の算定時に自己資金には寄附金を含むこととしていることから、建設時の自己資金比率としては100%となる。

問26 建設時の自己資金比率については、「当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の建設時の取得価額」の計算式により、算出することとされているが、この場合の自己資金額には、どのような費用を含めれば良いか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 建物建設時の自己資金額については、建物本体の建設費用のほか、土地造成費、既存建物解体費、仮移転等費用及び設計監理等費用、建物と一体的に整備した設備(厨房設備、機械浴槽等)や外構工事費等の合計額に係る自己資金相当額とすることができるものとする。
2. ただし、土地の取得費用は含まない。

問27 大規模修繕費の実績額の記載に当たって、どのような費用を大規模修繕費として捉えれば良いか。【事務処理基準3の(5)の⑤関係】

(答)

1. 大規模修繕費は、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修するものや応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものとする。
2. 具体的には、例えば以下のような工事が大規模修繕に該当する。

	大規模修繕等の工事に該当する例	大規模修繕等の工事に該当しない例 (施設の一部・応急的対応・メンテナンス行為)
外壁	・全面的なタイルの補修 ・全面的なシール更新 ・全面的な外壁塗装更新	・剥落した一部タイルの補修 ・割れた窓ガラスの交換 ・外壁調査
屋根/防水	・防水トップコートの更新 ・バルコニー防水/シート更新 ・屋根面の塗装更新	・破損した防水の部分的な補修 ・屋根の塗装剥落部分の補修
内装	・居室・トイレ・浴室等のリニューアル ・事務室のOAフロア化	・一部クロス剥離の補修 ・漏水した部分のみの天井の補修 ・扉の開閉不良の調整
電気	・地上デジタルTV設備の導入 ・照明設備のLED化 ・受電設備のトランス更新 ・施設内通信設備の導入 ・電気容量の増強	・管球の交換 ・一部コンセントの不良補修 ・事務室内LAN・電話の敷設
空調	・空調熱源の更新(個別空調化) ・空調配管の更新 ・中央監視設備の更新	・空調配管の漏水部分のみの補修 ・空調機等の故障部分のみの修理 ・空調機オーバーホール ・フィルター/ダクト清掃
給排水	・給湯器の更新(電化等含む) ・給水/給湯ポンプの更新 ・排水管のライニング更新 ・トイレの増設	・排水管清掃 ・水栓金物の漏水補修
EV等昇降機	・エレベーター巻上機/制御盤/かごの更新 ・ダムウェーターの更新	・エレベーターの定期保守・メンテナンス
その他	・厨房設備の更新 ・インターホン・ICカード等セキュリティ対策工事 ・エントランスへのスロープの設置	・ベッド・家具等の取替え ・外構植栽の剪定

3. なお、ここでいう大規模修繕費とは、会計処理上、固定資産に計上される資本的支出に限られるものではなく、上記のような工事に係る支出の合計額をいうものである。
4. また、大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に事務処理基準3の(5)の⑤のただし書に規定する計算式によることができることとしているが、上記の工事に係る支出について、一部でも不明な場合には、当該計算式によることとして差し支えない。

問28 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」については、「再取得に必要な財産」と「必要な運転資金」の合計額が法人全体の年間事業活動支出を下回る場合は、その適用を受けられるものと考えて良いのか。【事務処理基準3の(7)関係】

(答)

1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。

問29 社会福祉充実残額は、会計処理上、その他の積立金及び積立資産として計上する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額については、会計基準による会計処理とは別の概念であることから、必ずしもその他の積立金(積立資産)として計上する必要はなく、社会福祉充実残額をどのような形で保有するかは法人の裁量である。

問30 「活用可能な財産」の額が、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のいずれかを下回る場合、その他の計算を省略して良いか。

(答)

1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。
2. なお、この場合、社会福祉充実残額算定シートの記入に当たっては、「活用可能な財産」の欄が記載された上で、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のうちの一部の計算結果が記載され、これらを比較した結果、明らかに「活用可能な財産」の額が下回っていることが判別できるようになっていることが必要である。

【2. 社会福祉充実計画】

問31 社会福祉充実残額を算定した結果、その額が10万円などの少額である場合であっても、社会福祉充実計画を作成する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額の算定の結果、社会福祉充実残額が極めて少額であり、社会福祉充実計画を策定するコストと比較して、これを下回るような場合には、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能なものとして、社会福祉充実計画を作成することは要しない。
2. ただし、法人の判断により、これと他の財源を組み合わせ、一定の財源を確保することにより、社会福祉充実計画を策定し、これに基づき社会福祉充実事業を実施することを妨げるものではない。

問32 社会福祉充実計画において、災害等のリスクに備えた積立てを行う、又は単に外部の社会福祉法人に資金を拠出するといった内容を記載することは可能か。

(答)

1. 社会福祉充実計画については、法第55条の2第1項において、「既存事業の充実又は既存事業以外の新規事業の実施に関する計画」と定義されている。
2. このため、社会福祉充実計画の内容は、法人が社会福祉充実残額を活用し、一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等の実施又は充実を図るための支出を行う事業の実施に関する計画であることが求められるものである。
3. したがって、事業実施時期の見通しを明らかにせずに単に資金の積み立てを行う、又は単に資金を拠出するといった内容の計画は認められない。(資金の拠出に併せて、外部の法人の取組や事業に、当該法人の役職員が一定の関わりを持つような場合には、事業の実施に関する計画として認められることはあり得る。)

問33 社会福祉充実計画において、建物に係る借入金を返済するといった内容を記載することは可能か。

(答)

1. 問32の回答のとおり、社会福祉充実計画は、一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等の実施又は充実を図るための支出を行う事業の実施に関する計画であることが求められるものであることから、単に既存の借入金を返済するといった内容の計画は認められない。

問34 社会福祉充実計画においては、事業費を記載することとされているが、当該事業費は、社会福祉法人会計基準に定める事業費に限定され、人件費や事務費は含まないという理解で良いか。

(答)

1. 社会福祉充実計画に記載する事業費については、人件費や事務費を含め、社会福祉充実残額に係る「支出」全体を記載するものである。

問35 法人が既に実施している事業を社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業に振り替えることは可能か。

(答)

1. 社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業については、「既存事業の充実」に資するものであることが必要であることから、地域の福祉ニーズを踏まえた上で、対象者や事業内容の充実を図るなど、既存事業の見直しを行った上で、これを社会福祉充実事業として実施することは可能である。

問36 社会福祉充実計画原案について、評議員会で承認を受けた後に、公認会計士・税理士等に確認書の作成を依頼することは可能か。

(答)

1. 可能であるが、公認会計士・税理士等による確認の結果、社会福祉充実計画原案を修正する場合には、再度、評議員会に諮る必要がある。

問37 社会福祉充実計画について、複数地域で事業を実施する場合、どの地域で申請を行うべきか。また、事業の実施地域についての制限はあるのか。

(答)

1. 社会福祉充実計画については、社会福祉充実事業を行う地域に関わらず、法人の所轄庁に対して、申請を行うこととなる。
2. また、社会福祉充実事業の実施地域についての制限はなく、社会福祉充実残額の規模などを踏まえ、法人が判断することとなる。

問38 社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役職員でも可能か。【事務処理基準5関係】

(答)

1. 可能である。

問39 社会福祉充実計画の策定に当たって、公認会計士等の専門家の意見を聴くとされているが、所轄庁が承認する際にも、同様の手続きを行う必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実計画の承認に当たって、所轄庁が改めて公認会計士等の専門家の意見を聴く必要はない。

問40 複数の社会福祉法人の事業区域等が重なり、社会福祉充実事業の実施に当たって効率性や実効性が乏しい状況となる可能性がある場合には、所轄庁又は市町村社会福祉協議会若しくは都道府県社会福祉協議会がこれを調整することは可能か。

(答)

1. ご指摘のような場合、所轄庁又は社会福祉協議会が広域的な調整を行うことは可能であるとともに、地域協議会の場を活用することも考えられる。
2. ただし、最終的な事業実施に係る判断は法人が行うべきものであることから、法人の意向や自主性に十分配慮を行うことが必要である。

問41 公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用は、社会福祉充実残額を充てることができるのか。

(答)

1. 公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用については、社会福祉充実計画の策定に必要な費用として、これに社会福祉充実残額を充てて差し支えない。

問42 社会福祉充実計画の変更は、どのような時期に行うべきか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 社会福祉充実計画の変更は、毎会計年度に算定される社会福祉充実残額の状況を反映することが必要であることから、災害の発生など、計画策定時からの大幅な事情変更がある場合を除き、原則として、毎会計年度、所轄庁へ計算書類等を提出する時期(6月30日)に併せて行うものとする。

問43 承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、そのみをもって変更手続きを行う必要があるのか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 承認社会福祉充実計画に記載される社会福祉充実事業に充てる社会福祉充実残額については、申請時点における計画上の見込額であることから、実際上の社会福祉充実残額が変動したことのみをもって計画の変更手続きを行う必要はない。
2. ただし、実際上の社会福祉充実残額の変動に伴い、法人が計画上の社会福祉充実残額に併せて事業費の変更を希望する場合又は実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合など、計画上の社会福祉充実残額と大幅な乖離が生じ、再投下すべき事業費を大幅に増額できる状態にある場合等には、計画の変更手続きを行うことが必要である。

問44 法人において緊急的な支出の必要性が生じた場合に、所轄庁の承認を得ずに、社会福祉充実残額をその支出に充てることはできるのか。

(答)

1. 可能である。
2. ただし、法人は、社会福祉充実計画に従って事業を行わなければならないことから、社会福祉充実残額の大幅な減少につながるような支出を行う場合には、所轄庁とも相談の上、必要に応じて社会福祉充実計画の変更等の手続きを行うことが適当である。

問45 社会福祉充実事業について、予測できない財務状況の変化等により、明らかに社会福祉充実残額が不足する事態となった場合、どのような対応をすればよいか。

(答)

1. 法第55条の4の規定に基づき、社会福祉充実計画を終了することとなる。

【3. 地域協議会】

問46 地域協議会の運営に当たって、所轄庁においてはどのような事務を行えばよいか。

(答)

1. 所轄庁については、法第55条の2第8項の規定を踏まえ、地域協議会の体制整備に関して責任を有することから、例えば、以下のような事務を直接的又は間接的に行うことが必要である。
 - ① 社会福祉法人が意見聴取を行うに当たって、所管地域において空白地域が生じないよう、一又は複数の地域協議会の立上げに向けた必要な調整を行うこと
 - ② 地域協議会の構成員の人选を行うこと
 - ③ 管内の地域協議会の窓口等のリスト化を図り、周知を行うこと
 - ④ 社会福祉法人が意見聴取を行うに当たって、地域協議会の開催日に係る日程調整を行うこと
 - ⑤ 地域協議会にオブザーバーとして参加し、法人間又は他の事業等との連携、役割分担等の調整を行うこと

問47 地域協議会の開催費用については、どこが負担すべきか。

(答)

1. 地域協議会の開催費用については、平成29年度においては、道府県・市に係る地方交付税において措置する予定であり、原則として所轄庁が負担することが適当である。

問48 地域協議会は必ず設置しなければならないのか。また、法人が自ら地域の関係者から意見聴取を行うことは可能か。

(答)

1. 地域協議会については、法人が円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、地域公益事業の実施を契機として、地域における関係者のネットワークの強化を図りつつ、地域福祉の推進体制の強化を図るために設置するものである。
2. このように、法人が実施する地域公益事業の実効性を高めていく観点から、既存の会議体の活用を含め、地域協議会を設置することが必要であると考えている。
3. しかしながら、平成29年度に限っては、制度改革に伴う各所轄庁における準備状況も考慮し、以下のような方法等により代替することができるものとする。
 - ① 法人に設置される運営協議会において意見聴取を行うこと
 - ② 法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うこと
4. なお、このような場合であっても、地域協議会が設置され次第、地域公益事業の取組内容について改めて協議を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて社会福祉充実計画の見直し等を行っていくことが重要である。

問49 地域公益事業の実施とともに、既存事業の充実を図ることを内容とする社会福祉充実計画の場合、既存事業の充実部分についても、地域協議会の意見を聴く必要があるのか。

(答)

1. 地域協議会においては、最低限、地域公益事業についての意見聴取を行えば足りるものであるが、法人がその他の事業についても併せて意見聴取を希望する場合には、任意でそのような取扱いとすることも可能である。

問50 法人が当該法人の所轄庁以外の区域で地域公益事業を実施する場合、当該法人の所轄庁はどのような対応を行うべきか。

(答)

1. 所轄庁において、法人からこのような相談を受けた場合には、法人が地域公益事業の実施を希望する地域を所管する所轄庁又は自治体に対して、法人の概略、相談内容などについて情報提供を行うなど必要な調整を行われたい。

問51 自らの所管地域内において、他の所轄庁が所管する法人が事業の実施を希望する場合には、どのように対応すべきか。

(答)

1. 所管地域内における福祉サービスの充実が図られることとなるため、他の所轄庁が所管する法人であっても、当該他の所轄庁と連携を図り、自らの所管地域内にある地域協議会の開催等、必要な支援を行われたい。

社援基発 0601 第 1 号
平成 28 年 6 月 1 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（公 印 省 略）

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、その趣旨及び内容については、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について（平成 28 年 3 月 31 日社援発 0331 第 41 号社会・援護局長通知）」においてお示ししたところです。今般、平成 28 年改正法第 24 条第 2 項のいわゆる「地域における公益的な取組」について、その趣旨等を下記のとおりお示しするので、御了知の上、管内関係機関、関係団体への周知等よろしくお取りはからい願います。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 27 年 4 月 17 日社援基発 0417 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）は廃止します。

本通知のうち、3(3)については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

記

1 「地域における公益的な取組」を行う趣旨

社会福祉法人（以下「法人」という。）については、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革の際に、社会福祉法第 24 条（経営の原則）において法人の本旨に関する規定を整備したところですが、今般、平成 28 年改正法第 24 条第 2 項で規定された「地域における公益的な取組」に係る責務については、法人の本旨から導かれる法人が本来果たすべき役割を明確化したものです。

2 「地域における公益的な取組」の内容

(1) 平成 28 年改正法第 24 条第 2 項の要件

平成 28 年改正法第 24 条第 2 項は、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」としています。

当該規定に明記された「地域における公益的な取組」の要件は、

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
 - ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること
 - ③ 無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること
- です。

上記の法律上の要件は、法人が他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することを明記したものであり、上記③の要件である「無料又は低額な料金で提供される福祉サービス」の実質的な意義は、既存の制度の対象とならず、公的な費用負担^(※)がない福祉サービスを提供することです。

※ 委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のことをいいます。

(2) 「地域における公益的な取組」の要件の意義

「地域における公益的な取組」は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

社会福祉法における公益事業とは、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業であって、社会福祉と関連のない事業は該当しません。

したがって、「地域における公益的な取組」は、社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要があります。

- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

福祉サービスを受ける者としては、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」と規定されており、心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を要する者が該当します。

- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

無料又は低額な料金で提供される福祉サービスとは、多様な事業主体が福祉サービスの実施主体として参入する中、法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置などの公的な助成が行わ

れているものであり、高い公益性を有する特別の法人に求められる役割として、地域社会に積極的に貢献していくための事業等です。

したがって、当該取組は、直接的な費用が発生する事業等を行う場合、その費用を下回る料金を徴収して実施する事業、又は料金を徴収せずに実施する事業等が該当します。

なお、既存の制度の対象となり、公的な費用負担^(※)がある場合は、無料又は低額な料金で提供する福祉サービスとはいえ、「地域における公益的な取組」には該当しません。

※ 委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のことをいいます。

「地域における公益的な取組」の該当性を判断する際の参考となる考え方は「別添 1」のとおりです。

3 「地域における公益的な取組」実施の際の留意事項

- (1) 「地域における公益的な取組」と平成 28 年改正法第 55 条の 2（平成 29 年 4 月施行分）に規定する「地域公益事業」の関係について（「別添 2」参照）

「地域における公益的な取組」は、全ての法人の責務として規定したものであり、継続的に行われるものではない取組も含まれます。

一方、平成 28 年改正法第 55 条の 2 に規定する「地域公益事業」は、社会福祉充実残額を保有している法人が、その財産を活用する社会福祉充実計画に位置付ける「事業」として規定しているものであり、社会福祉法第 26 条に規定する公益事業に含まれるものです。

なお、平成 28 年改正法第 55 条の 4 において、法人が社会福祉充実計画を作成する場合の検討順位は、第 1 に「社会福祉事業（職員処遇の充実を含む）」、第 2 に公益事業の中の「地域公益事業」、第 3 に「その他の公益事業」とされています。

- (2) 定款上の取扱いについて

「地域における公益的な取組」のうち、継続的に行われるものではない取組については、従前の取扱いのとおり定款の変更を必要としません。

なお、公益事業のうち、規模が小さい事業の取扱いは以下の通知のとおりです。

「公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。」

（「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別紙 2 社会福祉法人定款準則第二条（備考一））

(3) 所轄庁の指導監督について

「地域における公益的な取組」は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならず、社会福祉法第 61 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（事業経営の準則）を遵守することが必要です。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（事業経営の準則）

第六十一条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を經營する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を經營する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を經營する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 （略）

2 （略）

(4) その他

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的とする法人として、「地域における公益的な取組」を実施するものであり、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉事業の適切な実施に影響が及ばないようにしなければなりません。

については、福祉各法に基づく基準や運営費等に係る取扱い（注）に則して実施することが必要です。

（注）

① 子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号）

- ② 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号）
- ③ 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて（平成 18 年 10 月 18 日障発第 1018003 号）
- ④ 指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて（平成 24 年 8 月 20 日障発 0820 第 8 号）
- ⑤ 特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（平成 12 年 3 月 10 日老発第 188 号）

また、「地域における公益的な取組」については、各法人がそれぞれ主体的に実施することが求められますが、小規模な法人において、単独で実施することが困難であるような場合には、複数の法人で連携し実施することも考えられます。その場合、各法人は、単に資金拠出するだけではなく、その役員、職員が直接サービス提供に関わるなど実質的に事業等の実施主体となる必要があります。

平成 28 年改正法第 24 条第 2 項のいわゆる
「地域における公益的な取組」の考え方について

- 以下については、平成 28 年改正法第 24 条第 2 項のいわゆる「地域における公益的な取組」の該当性を法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであり、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨に（前記要件等）に則して判断する必要があります。

なお、

ア 「地域における公益的な取組」は、以下の例に限定されるものではないこと

イ 「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合があること

を念のため申し添えます。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

- ・ 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得ますが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ・ 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しません。

- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対するものであること

- ・ 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得ますが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得ますが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得ますが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。

③ 無料又は低額な料金で提供されること

- ・ 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しませんが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得ます。
- ・ 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当します。

「地域における公益的な取組(24条第2項)」と「地域公益事業(55条の2第4項第2号)」との関係

地域公益取組(事業)(24条第2項) 【責務規定】

公益事業

地域公益事業(55条の2第4項第2号)

【社会福祉充実残額の再投下対象事業】

- ・介護保険制度外の生活支援サービス・在宅支援事業
(例:介護保険制度外の通院支援、外出支援、見守り支援、買い物支援、家事支援(ゴミ出し、洗濯、掃除、電球の交換)、入浴支援、配食、入院退院手伝い、移動支援、居場所作り)
- ・低所得世帯等に対する生活支援の実施
(例:低所得者への相談支援、生活資金の助成、住居の提供、就労支援、低所得世帯の子どもに対する学習支援・奨学金の助成)
- ・施設退所者・退所児童に対する継続的な支援
(例:児童養護施設退所者、矯正施設退所者への相談支援、生活資金の助成、住居の提供、就労支援、奨学金の助成) 等

・右記のうち、事業性のないもの(取組)

社会福祉事業

- 【通常の利用料より低額で提供するもの(社会福祉法人軽減等)】
- ・特別養護老人ホーム 等

地域公益事業を除く公益事業(55条の2第4項第3号)

- ・介護老人保健施設
- ・有料老人ホーム
- ・社会福祉士養成施設 等

社会福祉事業(55条の2第4項第1号)

- ・特別養護老人ホーム
- ・保育所 等

(罰則の適用に関する経過措置) 第三十三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定であつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(政令への委任) 第三十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

七項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員
の任期は、新社会福祉法第四十五条の規定にかかわらず、
施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までと
する。

第十五条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の理
事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就
任するまでの間は、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役
員及び評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任につい
ては、なお従前の例による。

第十七条 新社会福祉法第四十五条の二十三第一項及び第六章
第四節第二款の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係
る会計帳簿について適用する。

第十八条 新社会福祉法第四十五条の二十七（第一項を除く。
）及び第四十五条の二十八から第四十五条の三十三までの規
定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る
新社会福祉法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類
及び事業報告並びにこれらの附属明細書について適用する。

第十九条 新社会福祉法第四十五条の三十四の規定は、平成二
十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条第二項に
規定する財産目録等について適用する。

第二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日
以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する
。

第二十一条 施行日前に生じた第二条の規定による改正前の社
会福祉法（附則第二十五条において「旧社会福祉法」という
。）第四十六条第一項各号に掲げる事由により社会福祉法人
が解散した場合の清算については、なお従前の例による。

第二十二条 新社会福祉法第六章第六節第三款の規定は、施行
日以後に合併について評議員会の決議があつた場合について
適用し、施行日前に合併について社会福祉法人の理事の三分
の二以上の同意（定款でさらに評議員会の決議を必要とする
ものと定められている場合には、当該同意及びその決議）が
あつた場合については、なお従前の例による。

第二十三条 新社会福祉法第五十五条の二の規定は、施行日以
後に開始する会計年度から適用する。

第二十四条 新社会福祉法第五十九条の規定は、平成二十八
年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書
類について適用する。

○社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）附則（抄） （第二条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）	第七條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。 2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。 第八條 第二条の規定による改正後の社会福祉法（以下「新社会福祉法」という。）第三十七条の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する。 第九條 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第三十九条の規定の例により、評議員を選任しておかなければならない。 2 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新社会福祉法第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「選任後」とあるのは、「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第号）の施行の日以後」と、「を選任後」とあるのは「を同日以後」とする。 3 施行日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、同日に満了する。 第十條 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えないものに対する新社会福祉法第四十条第三項の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。 第十一條 新社会福祉法第四十三条第一項の規定は、施行日以後に行われる社会福祉法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任について適用する。 第十二條 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人については、新社会福祉法第四十四条第三項の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用し、当該定時評議員会の終結前は、なお従前の例による。 第十三條 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間は、新社会福祉法第四十四条第四項から第
○社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百四十九号）（抄） 第二章 経過措置 第四條 社会福祉法等の一部を改正する法律附則第十条の政令で定める基準を超えない社会福祉法人は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する会計年度に係る同法第二条の規定による改正前の社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十九条の規定により所轄庁に届け出た収支計算書に基づいて当該会計年度における社会福祉事業並びに社会福祉法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額（次項において「平成二十七年社会福祉事業等関連経常収益額」という。）が四億円を超えない社会福祉法人とする。 2 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に設立された社会福祉法人については、平成二十七年社会福祉事業等関連経常収益額は零であるものとして、前項の規定を適用する。	
○社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第六十八号）（抄） 第二章 経過措置 第五條 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百四十九号）第四条第一項に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額とする。	

七	第三条第三項に規定する書類
八	第五条第一項に規定する申請書
九	第五条第一項第二号に規定する財産目録及び貸借対照表
十	第六条第一項に規定する申請書
十一	第六条第一項第二号に規定する定款
十二	第六条第一項第三号イに規定する財産目録及び貸借対照表
十三	第六条第一項第四号イに規定する財産目録
十四	第六条第一項第四号ロに規定する事業計画書及び収支予算書
十五	第六条第一項第四号ニからトまで
十六	第八条第一項に規定する申請書
十七	第八条第一項第一号に規定する理由書
十八	第八条第一項第二号に規定する計画書及び収支予算書
十九	第八条第一項第三号に規定する書類
二十	第八条第一項第四号に規定する財産目録及び貸借対照表
	(フレキシブルディスクの構造)
第四十二條	前條のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
	(フレキシブルディスクへの記録方式)
第四十三條	第四十一條のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一	トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式
二	ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式
	(フレキシブルディスクにはり付ける書面)
第四十四條	第四十一條のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一	申請者又は届出者の名称
二	申請年月日又は届出年月日

	市	町村
条の六第四項及び第五項、第四十七條の五、第五十條第三項、第五十四條の六第二項、第五十五條の二第一項、第五十五條の三第一項、第五十五條の四、第五十六條第一項、第四項から第八項まで及び第九項（第五十八條第四項において準用する場合を含む。）、第五十七條、第五十八條第二項、第五十九條、第百十四條並びに第百二十一条	第三十一條第一項、第四十二條第二項、第四十五條の六第二項（第四十五條の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十五條の九第五項、第四十五條の三十六第二項及び第四項、第四十六條第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六條の六第四項及び第五項、第四十七條の五、第五十條第三項、第五十四條の六第二項、第五十五條の二第一項、第五十五條の三第一項、第五十五條の四、第五十六條第一項、第四項から第八項まで及び第九項（第五十八條第四項において準用する場合を含む。）、第五十七條、第五十八條第二項、第五十九條、第百十四	第五十八條第二項及び同条第四項において準用する第五十六條第九項
		（フレキシブルディスクによる手続） 第四十一條 次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。 一 第二条第一項に規定する申請書及び定款 二 第二条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算書 三 第三条第一項に規定する申請書 四 第四条第二項において読み替えて準用される第三条第一項に規定する届出書 五 第三条第一項第二号（第四条第二項において準用される場合を含む。）に規定する定款 六 第三条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算

	十四条第一項、第五十四条の四第一項、第五十四条の七第一項若しくは第五十四条の十一第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 六 第三十四条の二第一項、第四十五条の十一第二項若しくは第三項、第四十五条の十五第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第二項、第四十五条の三十四第一項、第四十六条の二十第一項、第四十六条の二十六第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十四条の四第二項、第五十四条の七第一項若しくは第五十四条の十一第二項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。 七 第四十六条の二第二項又は第四十六条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。 八 清算の結了を遅延させる目的で、第四十六条の三十第一項の期間を不当に定めたとき。 九 第四十六条の三十一第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。 十 第四十六条の三十三の規定に違反して、清算法人の財産を引き渡したとき。 十一 第五十三条第三項、第五十四条の三第三項又は第五十四条の九第三項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。 十二 第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第百三十四条 第二十三条又は第百十三条第四項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。	
別表（第百二十七条関係）		
都道府県	第三十一条第一項、第四十二条第二項、第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六	

第百三十三条 評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第百三十条の二第一項第三号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同項第四号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第五号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者又は第百三十条の三第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第四十六条の十二第一項、第四十六条の三十第一項、第五十三条第一項、第五十四条の三第一項又は第五十四条の九第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第三十四条の二第二項若しくは第三項、第四十五条の十一第四項、第四十五条の十五第二項若しくは第三項、第四十五条の十九第三項、第四十五条の二十五、第四十五条の三十二第三項若しくは第四項、第四十五条の三十四第三項、第四十六条の二十第二項若しくは第三項、第四十六条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十四条第二項、第五十四条の四第三項、第五十四条の七第二項若しくは第五十四条の十一第三項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 第四十五条の三十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、第四十五条の二十七第二項若しくは第四十六条の二十四第一項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第五十一条第一項、第五

された一時会計監査人の職務を行うべき者 2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。	第百三十条の四 第百三十条の二及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。 2 前条第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。	第百三十条の五 第百三十条の三第一項第二号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき者に対して適用する。	第百三十条の六 第九十五条の四（第一百一条及び第百六条において準用する場合を含む。）又は第九十五条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	第百三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第五十七条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行った者 二 第六十二条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反して社会福祉事業を経営した者 三 第七十二条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する制限若しくは停止の命令に違反した者又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を経営した者	第百三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する。		
---	---	--	---	--	---	--	--

第百三十条の二 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	
一 評議員、理事又は監事	
二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事又は監事の職務を代行する者	
三 第四十二条第二項又は第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者	
2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。	
一 清算人	
二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者	
三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時清算人又は清算法人の監事の職務を行うべき者	
四 第四十六条の十一第七項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者	
五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時清算法人の評議員の職務を行うべき者	
3 前二項の罪の未遂は、罰する。	
第百三十条の三 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。	
一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者	
二 会計監査人又は第四十五条の六第三項の規定により選任	

第十一章 雑則		
(大都市等の特例) 第二百二十六条 第七章及び第八章の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、これらの章中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。	(大都市等の特例) 第二十五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二百二十六条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十の二第一項及び第二項に定めるところによる。 2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第二百二十六条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の七第一項及び第二項に定めるところによる。	
(事務の区分) 第二百二十七条 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。		
(権限の委任) 第二百二十八条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。		
(経過措置) 第二百二十九条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。		
(厚生労働省令への委任) 第三百三十条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。		

第五十九条の三 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。	【参考】準用条文（読替え後） ○社会福祉法 （情報の公開等） 第五十九条の二 【準用対象外】 2・3 【準用対象外】 4 都道府県知事は、第六項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。 5～7 【準用対象外】	7 第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。
（社会福祉法人台帳） 第十一条 所轄庁は、社会福祉法人台帳を備えなければならない。 2 前項の社会福祉法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。 一 名称 二 事務所の所在地 三 理事長の氏名 四 事業の種類 五 設立認可年月日及び設立登記年月日 六 評議員又は役員に関する事項 七 資産に関する事項 八 その他必要な事項 （所轄庁） 第十三条 第二条、第三条、第五条第一項、第六条第一項、第六條の十三、第六條の二十、第六條の二十一及び第十一條第一項において所轄庁とあるのは、法第三十条に規定する所轄庁とする。		生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 電磁的方法 二 第九條第三号に規定する情報処理システムに記録する方法

(情報の公開等)	第五十九条の二 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。 一 第三十一条第一項若しくは第四十五条の三十六第二項の認可を受けたとき、又は同条第四項の規定による届出をしたとき 定款の内容 二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち 厚生労働省令で定める書類の内容
2	都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人（厚生労働大臣が所轄庁であるものを除く。）の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。
3	都道府県知事は、前項前段の事務を行うため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄庁（市長に限る。次項において同じ。）に対し、社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。 4 所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するとき、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。
5	厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるように必要な施策を実施するものとする。
6	厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めること

電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法	(公表) 第十条 法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす。
3	法第五十九条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。 一 法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類 二 法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第二条の四十一第十四号及び第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。） (調査事項) 第十条の二 法第五十九条の二第二項、第三項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。 一 法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類の内容 二 法第四十五条の三十二第二項に規定する附属明細書のうち社会福祉法人会計基準第三十条第一項第十号に規定する拠点区分資金収支明細書及び同項第十一号に規定する拠点区分事業活動明細書の内容 三 法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容 四 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する書類（第二条の四十一第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）の内容 五 承認社会福祉充実計画の内容 六 その他必要な事項 (報告方法) 第十条の三 法第五十九条の二第二項及び第四項に規定する厚

法人に対して、次に掲げる権限を有する。 一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。 二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。 三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。 三 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。 四 第五十六条第九項から第十一項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。	
2 前項に規定するもののほか、助成の種類に応じ必要な手続は、厚生労働大臣が別に定める。 3 第二条第五項の規定は、第一項の場合に準用する。	
(所轄庁への届出) 第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。 一 第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等 二 第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等	
(届出) 第九条 法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等(以下「届出計算書類等」という。)の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一 書面の提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。) イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面二通の提供 ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面二通の提供 二 電磁的方法による提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。) イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供 ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供 三 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関(厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。)及び独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る	

書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。		
(公益事業又は収益事業の停止) 第五十七条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。		
(関係都道府県知事等の協力) 第五十七条の二 関係都道府県知事等(社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるものの所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。)は、当該社会福祉法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。 2 所轄庁は、第五十六条第一項及び第四項から第九項まで並びに前条の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。		
(助成等) 第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方自治法第二百三十七条第二項の規定の適用を妨げない。 2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉		(助成申請手続) 第八条 法第五十八条の規定により社会福祉法人が国の助成を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長(二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業(第一条の四各号に該当するものに限り。)を行う社会福祉法人にあつては、厚生労働大臣)に提出しなければならない。 一 理由書 二 助成を受ける事業の計画書及びこれに伴う収支予算書 三 別に地方公共団体から助成を受け又は受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類 四 財産目録及び貸借対照表

- 第五十六条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関して報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。
- 5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 6 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。
- 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。
- 9 所轄庁は、第七項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合において、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。
- 10 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 11 第九項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告

な変更については、この限りでない。 2 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 3 前条第三項から第十項までの規定は、第一項の変更の申請について準用する。		一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類 二 第六条の十三第二号から第四号までに掲げる書類 (承認社会福祉充実計画における軽微な変更) 第六条の十九 法第五十五条の三第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものの以外のものであるとする。 一 社会福祉充実事業の種類の変更 二 社会福祉充実事業の事業区域の変更(変更前の事業区域と変更後の事業区域とが同一の市町村の区域内(特別区を含む。)である場合を除く。) 三 社会福祉充実事業の実施期間の変更(変更前の各社会福祉充実事業を実施する年度(以下「実施年度」という。)と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。) 四 前三号に掲げる変更のほか、社会福祉充実計画の重要な変更 (承認社会福祉充実計画における軽微な変更に関する届出) 第六条の二十 法第五十五条の三第二項に規定する軽微な変更に関する届出は、届出書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。 一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類 二 その他必要な書類
(社会福祉充実計画の終了) 第五十五条の四 第五十五条の二第一項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従つて事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。		(承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請) 第六条の二十一 法第五十五条の四に規定する承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請は、申請書に、承認社会福祉充実計画に記載された事業を行うことが困難である理由を記載した書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。
第八節 助成及び監督		(様式) 第六条の二十二 第六条の十三、第六条の十八、第六条の二十及び前条に規定する書類は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。 2 前項に掲げる書類の様式は、厚生労働省社会・援護局長が定める。
(監督)		

作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。	7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。	8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。	9 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。 一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。 二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。 三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。 四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。	10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。 11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画（次条第一項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。）に従つて事業を行わなければならない。	（社会福祉充実計画の変更） 第五十五条の三 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微	（承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請） 第六条の十八 法第五十五条の三第一項に規定する承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。
---	---	--	---	---	---	--

- 前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りではない。
- 一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
 - 二 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額
- 2 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時に
行わなければならない。
 - 3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 既存事業（充実する部分に限る。）又は新規事業（以下この条において「社会福祉充実事業」という。）の規模及び内容
 - 二 社会福祉充実事業を行う区域（以下この条において「事業区域」という。）
 - 三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額（第五項において「事業費」という。）
 - 四 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額（第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」という。）
 - 五 社会福祉充実計画の実施期間
 - 六 その他厚生労働省令で定める事項
 - 4 社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。
 - 一 社会福祉事業又は公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。）
 - 二 公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。）
 - 三 公益事業（前二号に掲げる事業を除く。）
 - 5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。
 - 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の

- 第六条の十四 法第五十五条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、社会福祉法人が当該会計年度の前会計年度の末日において有する財産のうち次に掲げる財産の合計額をいう。
 - 一 社会福祉事業、公益事業及び収益事業の実施に必要な財産
 - 二 前号に掲げる財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産
 - 三 当該会計年度において、第一号に掲げる事業の実施のため最低限必要となる運転資金
- 2 前項第一号に規定する財産の算定に当たつては、法第五十五条の二第二項第一号に規定する貸借対照表の負債の部に計上した額のうち前項第一号に規定する財産に相当する額を控除しなければならないものとする。

（社会福祉充実計画の記載事項）

 - 第六条の十五 法第五十五条の二第三項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに電話番号その他の連絡先
 - 二 社会福祉充実事業（法第五十五条の二第三項第一号に規定する社会福祉充実事業をいう。以下同じ。）に関する資金計画
 - 三 法第五十五条の二第四項の規定による検討の結果
 - 四 法第五十五条の二第六項の規定に基づき行う意見の聴取の結果
 - 五 その他必要な事項

（実施する事業の検討の結果）

 - 第六条の十六 法第五十五条の二第四項の規定による同条第三項第一号に掲げる事項の記載は、社会福祉法人の設立の目的を踏まえ、同条第四項各号に掲げる事業の順にその実施について検討し、その検討の結果を記載することにより行うものとする。

（財務に関する専門的な知識経験を有する者）

 - 第六条の十七 法第五十五条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、監査法人又は税理士法人とする。

行為によつて社会福祉法人が設立された場合にあっては、当該設立を含む。）は、将来に向かつてその効力を失う。 （合併の無効判決の効力） 第二百七十五条 次の各号に掲げる行為の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該行為をした社会福祉法人は、当該行為の効力が生じた日後に当該各号に定める社会福祉法人が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。 一 社会福祉法人の吸収合併 吸収合併存続社会福祉法人 二 社会福祉法人の新設合併 新設合併設立社会福祉法人 2 前項に規定する場合には、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日後に当該各号に定める社会福祉法人が取得した財産は、当該行為をした社会福祉法人の共有に属する。 3 前二項に規定する場合には、各社会福祉法人の第一項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各社会福祉法人の協議によつて定める。 4 各社会福祉法人の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各社会福祉法人の申立てにより、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各社会福祉法人の財産の額その他一切の事情を考慮して、これを定める。 （原告が敗訴した場合の損害賠償責任） 第二百七十七条 社会福祉法人の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。	
（社会福祉充実計画の承認の申請） 第六条の十三 法第五十五条の二第一項に規定する社会福祉充実計画の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。 一 社会福祉充実計画を記載した書類 二 法第五十五条の二第五項に規定する者の意見を聴取したことを証する書類 三 法第五十五条の二第七項の評議員会の議事録 四 その他必要な書類 （控除対象財産額等）	

第七節 社会福祉充実計画

（社会福祉充実計画の承認）

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、**厚生労働省令**で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行つてゐる社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度

下同じ。)の評議員等、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなかった債権者

(被告)

第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え(以下この節において「社会福祉法人の合併の無効の訴え」と総称する。)については、当該各号に定める者を被告とする。

一 【準用対象外】

二 社会福祉法人の吸収合併の無効の訴え 吸収合併存続社会福祉法人

三 社会福祉法人の新設合併の無効の訴え 新設合併設立社会福祉法人

四〃八 【準用対象外】

(訴えの管轄)

第二百七十条 社会福祉法人の合併の無効の訴えは、被告となる社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(担保提供命令)

第二百七十一条 社会福祉法人の合併の無効の訴えであつて、債権者が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該社会福祉法人の合併の無効の訴えを提起した債権者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該債権者が理事、監事又は清算人であるときは、この限りでない。

2 【準用対象外】

3 被告は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

(弁論等の必要的併合)

第二百七十二条 同一の請求を目的とする社会福祉法人の合併の無効の訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第二百七十三条 社会福祉法人の合併の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

(無効又は取消しの判決の効力)

第二百七十四条 社会福祉法人の合併の無効の訴え(第二百六十九条第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる訴えに限る。)に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為(当該

日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立社会福祉法人が承継した新設合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならい。 2 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 3 新設合併設立社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併設立社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。 一 前項の書面の閲覧の請求 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求		省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 新設合併設立社会福祉法人の成立の日 二 法第五十四条の九の規定による手続の経過 三 新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項 四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項 第六条の十二 法第五十四条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第五十四条の七第一項の規定により新設合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 法第三十四条の二第二項第三号 二 法第三十四条の二第三項第二号 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 五 法第四十五条の十五第二項第二号 六 法第四十五条の十九第三項第二号 七 法第四十五条の二十五第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一 法第四十六条の二十第二項第二号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十四 法第五十四条第二項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号
---	--	--

	十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号
〔新設合併契約の承認〕 第五十四条の八 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。	
〔債権者の異議〕 第五十四条の九 新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四条の六第二項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。 一 新設合併をする旨 二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所 三 新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨 2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。 3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	〔計算書類に関する事項〕 第六条の十 法第五十四条の九第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 公告対象法人（法第五十四条の九第一項第三号の新設合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合 その旨 二 公告対象法人が清算法人である場合 その旨 三 前二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容 2 第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。
〔設立の特則〕 第五十四条の十 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については、適用しない。 2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成する。この場合においては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。	
〔新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等〕 第五十四条の十一 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の	〔新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項〕 第六条の十一 法第五十四条の十一第一項に規定する厚生労働

分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の八の評議員会の日から二週間前の日後新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表

四 新設合併設立社会福祉法人の成立の日以後における新設合併設立社会福祉法人の債務（他の新設合併消滅社会福祉法人から承継する債務を除き、法第五十四条の九第一項第四号の規定により新設合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五 法第五十四条の八の評議員会の日から二週間前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第一号

十 法第四十五条の三十四第三項第一号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

	(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第五十四条の七、新設合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 2 新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。 一 前項の書面の閲覧の請求 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
2 第二条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。 (新設合併消滅社会福祉法人の事前開示事項) 第六条の九 法第五十四条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 他の新設合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項 イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容(最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容) ロ 他の新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五十四条の八の評議員会の日の二週間前の日(法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。))後新設合併消滅社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。) 二 他の新設合併消滅社会福祉法人(清算法人に限る。)が法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表 三 当該新設合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項 イ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処	について、第二条の十一第六号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。) 同条第七号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、同条第八号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。) 又は同条第九号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。) が、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

三 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸

イ
財産目録及び貸借対照表

四 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法

イ
財産目録

ハ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及

二 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべ

水
評

へ
理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者

ト|監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者

第三目 新設合併		十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十四 法第五十四条第二項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号
(新設合併契約) 第五十四条の五 二以上の社会福祉法人が新設合併（二以上の社会福祉法人がする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 新設合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「新設合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所 二 新設合併により設立する社会福祉法人（以下この目において「新設合併設立社会福祉法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項 四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項		(新設合併契約) 第六条の八 法第五十四条の五第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 新設合併がその効力を生ずる日 二 新設合併消滅社会福祉法人の職員の処遇
(新設合併の効力の発生等) 第五十四条の六 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日 に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。 2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。		(合併認可申請手続) 第六条 社会福祉法人は、法第五十条第三項又は法第五十四条の六第二項の規定により、吸収合併（法第四十九条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第五十四条の五に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。 一 法第五十二条及び法第五十四条の二第一項又は法第五十四条の八の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類 二 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第五十四条の五第二号に規定する

収合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなればならない。ただし、当該収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の四 収合併存続社会福祉法人は、収合併の登記の日後遅滞なく、収合併により収合併存続社会福祉法人が承継した収合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の収合併に関する事項として**厚生労働省令**で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならぬ。

2| 収合併存続社会福祉法人は、収合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3| 収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 第一項の書面の閲覧の請求
- 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を**厚生労働省令**で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(収合併存続社会福祉法人の事後開示事項)

第六条の七 法第五十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 収合併の登記の日
- 二 収合併消滅社会福祉法人における法第五十三条の規定による手続の経過
- 三 収合併存続社会福祉法人における法第五十四条の三の規定による手続の経過
- 四 収合併により収合併存続社会福祉法人が収合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項
- 五 法第五十一条第一項の規定により収合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（収合併契約の内容を除く。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、収合併に関する重要な事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第三十四条の二第二項第三号
- 二 法第三十四条の二第三項第二号
- 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三項第二号
- 四 法第四十五条の十一第四項第二号
- 五 法第四十五条の十五第二項第二号
- 六 法第四十五条の十九第三項第二号
- 七 法第四十五条の二十五第二号
- 八 法第四十五条の三十二第三項第三号
- 九 法第四十五条の三十二第四項第二号
- 十 法第四十五条の三十四第三項第二号
- 十一 法第四十六条の二十第二項第二号

(吸収合併契約の承認) 第五十四条の二 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。 2 吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の債務の額として厚生労働省令で定める額が吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。		(債権者の異議) 第五十四条の三 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。 一 吸収合併をする旨 二 吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所 三 吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるものの 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨 2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。 3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸
十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号 (資産の額等)	第六条の五 法第五十四条の二第二項に規定する債務の額として厚生労働省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。 一 吸収合併の直後に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額 二 吸収合併の直前に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額 2 法第五十四条の二第二項に規定する資産の額として厚生労働省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。 一 吸収合併の直後に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額 二 吸収合併の直前に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額	(計算書類に関する事項) 第六条の六 法第五十四条の三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 公告対象法人（法第五十四条の三第一項第三号の吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合その旨 二 公告対象法人が清算法人である場合 その旨 三 前二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容 2 第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。

日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の二第一項の評議員会の日から二週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）	
ロ	吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表
四	吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務（法第五十四条の三第一項第四号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
五	法第五十四条の二第一項の評議員会の日から二週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）	
第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	
一	法第三十四条の二第二項第三号
二	法第三十四条の二第三項第二号
三	法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三項第二号
四	法第四十五条の十一第四項第二号
五	法第四十五条の十五第二項第二号
六	法第四十五条の十九第三項第二号
七	法第四十五条の二十五第二号
八	法第四十五条の三十二第三項第三号
九	法第四十五条の三十二第四項第二号
十	法第四十五条の三十四第三項第二号
十一	法第四十六条の二十第二項第二号
十二	法第四十六条の二十六第二項第三号
十三	法第五十一条第二項第三号
十四	法第五十四条第二項第三号

人の計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。）に関する事項として厚生労働省令で定めるもの 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨 2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。 3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等） 第五十四条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議員会の日の二週間前（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 2 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。 一 前項の書面の閲覧の請求 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
--	---

二 公告対象法人が清算法人である場合、その旨 三 前二号に掲げる場合以外の場合、最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容 2 前項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、百万円単位又は十億円単位をもつて表示するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人の財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には、第一項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、適切な単位をもつて表示しなければならない。	（吸収合併存続社会福祉法人の事前開示事項） 第六条の四 法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。）についての次に掲げる事項 イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容） ロ 最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の二第一項の評議員会の日の二週間前（法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。）後）吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。） 二 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人に限る。）が法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表 三 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項 イ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度の末
--	---

に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 法第三十四条の二第二項第三号 二 法第三十四条の二第三項第二号 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百九十四条第三項第二号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 五 法第四十五条の十五第二項第二号 六 法第四十五条の十九第三項第二号 七 法第四十五条の二十五第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一 法第四十六条の二十第二項第二号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十四 法第五十四条第二項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号	(吸収合併契約の承認) 第五十二条 吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。	(債権者の異議) 第五十三条 吸収合併消滅社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。 一 吸収合併をする旨 二 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所 三 吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法
に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 法第三十四条の二第二項第三号 二 法第三十四条の二第三項第二号 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百九十四条第三項第二号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 五 法第四十五条の十五第二項第二号 六 法第四十五条の十九第三項第二号 七 法第四十五条の二十五第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一 法第四十六条の二十第二項第二号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十四 法第五十四条第二項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号	(計算書類に関する事項) 第六条の三 法第五十三条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日から早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 公告対象法人(法第五十三条第一項第三号の吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人をいう。次号において同じ。)につき最終会計年度がない場合、その	旨

併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。	一
前項の書面の閲覧の請求	二
前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求	三
前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求	四
前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求	

第二項の承認（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る監査報告等（各会計年度に係る計算書類、事業報告及び監査報告（法第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。以下同じ。）の内容（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）	ロ
最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産（社会福祉法人の財産をいう。以下同じ。）の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十二条の評議員会の日の二週間前の日（法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。）後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）	三
吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項	イ
吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十二条の評議員会の日の二週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）	ロ
吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表	四
吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務（法第五十三条第一項第四号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項	五
法第五十二条の評議員会の日の二週間前の日後、前各号	

2 吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併をその主たる事務所に備え置かなければならない。	(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日(第二週間前)の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
--	---

2 吸収合併消滅社会福祉法人の事前開示事項 第六条の二 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 吸収合併存続社会福祉法人(法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。)の定款の定め 二 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項 イ 最終会計年度(各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十	数を超えない場合に限る。)(又は同条第八号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)(がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類 ホ 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)(又は同条第七号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。)(がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類 ヘ 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者(第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)(がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類 ト 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の十一第六号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)(同条第七号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)(、同条第八号に規定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。)(又は同条第九号に規定する者(同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)(がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類 2 第二条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。
---	--

吸収合併存続社会福祉法人」という。）及び吸収合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

（吸収合併の効力の発生等）

第五十条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

【参考】準用条文（読替え後）

○社会福祉法

（認可）

第三十二条 所轄庁は、第五十条第三項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該第五十条第三項の認可を決定しなければならない。

（合併認可申請手續）

第六条 社会福祉法人は、法第五十条第三項又は法第五十四条の六第二項の規定により、吸収合併（法第四十九条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第五十四条の五に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一 法第五十二条及び法第五十四条の二第一項又は法第五十四条の八の手續又は定款に定める手續を経たことを証明する書類

二 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款

三 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第五十四条の五第一号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）に係る次の書類

イ 財産目録及び貸借対照表

ロ 負債があるときは、その負債を証明する書類

四 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類

イ 財産目録

ロ 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書

ハ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（吸収合併存続社会福祉法人については、引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除く。）

ニ 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）（同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半

。ただし、第二百八十九条第二号から第四号までに掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。 （不服申立ての制限） 第二百九十三条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。 一 清算人、代表清算人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十七条の七において準用する第二百八十九条第二号に規定する一時清算人、監事、評議員若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は社会福祉法第四十六条の三十二第一項の鑑定人又は同法第四十七条の三第二項の帳簿資料の保存をする者の選任又は選定の裁判 二・三 【準用対象外】 四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第二百八十九条第一号に掲げる裁判を除く。） （非訟事件手続法の規定の適用除外） 第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。 （最高裁判所規則） 第二百九十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。		
第三款 合併 第一目 通則 第四十八条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。この場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければならない。		
第二目 吸収合併 （吸収合併契約） 第四十九条 社会福祉法人が吸収合併（社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第三百三十三条第十一号において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併後存続する社会福祉法人」という。）の職員の処遇		（吸収合併契約） 第五十条の十一 法第四十九条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 吸収合併がその効力を生ずる日 二 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）の職員の処遇

第二百八十八条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

（陳述の聴取）

第二百八十九条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 この法律の規定により社会福祉法人が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該社会福祉法人

二 清算人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の七第三項において準用する第七十五条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは監事の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において準用する第一百七十五条第二項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者又は検査役の報酬の額の決定当該社会福祉法人（報酬を受ける者が社会福祉法人を代表する者である場合において、他に当該社会福祉法人を代表する者が存しないときは、監事）及び報酬を受ける者

三 【準用対象外】

四 清算人の解任についての裁判 当該清算人

五・六 【準用対象外】

（理由の付記）

第二百九十条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 前条第二号に掲げる裁判

二 第二百九十三条各号に掲げる裁判

（即時抗告）

第二百九十一条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 【準用対象外】

二 第二百八十九条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

（原裁判の執行停止）

第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する

又は第二百六十二条第二項の「管理人」とあるのは「又は検査役」と、同法第二百九十三条第一号中「第二百八十九条第二号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人」とあるのは「清算人」と、「同号」とあるのは「社会福祉法第四十七条の七において準用する第二百八十九条第二号」と、「若しくは代表清算人」とあるのは「監事、評議員若しくは代表清算人」と、「第二百三十五条第一項」とあるのは「同法第四十六条の三十二第一項」と、「第二百四十一条第二項」とあるのは「同法第四十七条の三第二項」と読み替えるものとする。

(清算終了の届出) 第四十七条の五 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。		
(検査役の選任) 第四十七条の六 裁判所は、社会福祉法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。 2 第四十六条の十三の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする。		
【参考】準用条文（読替え後） ○社会福祉法 (裁判所の選任する検査役の報酬) 第四十六条の十三 裁判所は、第四十七条の六第一項の規定により検査役を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該社会福祉法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。		
(準用規定) 第四十七条の七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第二百九十号、第二百九十一条（第二号に係る部分に限る。）、第二百九十二条、第二百九十三条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、社会福祉法人の解散及び清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。		
【参考】準用条文（読替え後） ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（非訟事件の管轄） 第二百八十七条 この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 2 【準用対象外】 (疎明)	(社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え) 第十三条の十八 法第四十七条の七において社会福祉法人の解散及び清算について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十九条第二号及び第二百九十三条第一号の規定を準用する場合においては、同法第二百八十九条第二号中「第七十五条第二項（第百七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第百九十七条において準用する場合を含む。）若しくは第百七十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、第二百十号第四項」とあるのは「清算人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の七第三項」と、「若しくは第二百十四条第七項において準用する第七十九条第二項の規定」とあるのは「の規定」と、「代表清算人」とあるのは「監事の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において準用する第百七十五条第二項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人」と、「検査役	

第四十七条の二 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。 2 清算人会設置法人においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。 3 清算人は、決算報告（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。 4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。	第五条の十 法第四十七条の二第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。 一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額 三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額） 2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。
（帳簿資料の保存） 第四十七条の三 清算人（清算人会設置法人にあつては、第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人）は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。 2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。 3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。 4 第二項の規定による選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。	
（裁判所による監督） 第四十七条の四 社会福祉法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。 3 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。 4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。	

	（条件付債権等に係る債務の弁済） 第四十六条の三十二 清算法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。 2 前項の場合には、清算法人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。 3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。		
	（債務の弁済前における残余財産の引渡し制限） 第四十六条の三十三 清算法人は、当該清算法人の債務を弁済した後でなければ、その財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。		
	（清算からの除外） 第四十六条の三十四 清算法人の債権者（判明している債権者を除く。）であつて第四十六条の三十第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。 2 前項の規定により清算から除外された債権者は、引渡しがされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。		
	第五目 残余財産の帰属 第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時にあって、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。		
	第六目 清算事務の終了等		
	（清算事務の終了等）		
	（決算報告）		

3 定時評議員会の承認を受けなければならない。 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。	(貸借対照表等の提出命令) 第四十六条の二十八 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。	(適用除外) 第四十六条の二十九 第四節第三款(第四十五条の二十七第四項及び第四十五条の三十二から第四十五条の三十四までを除く。)の規定は、清算法人については、適用しない。	第四目 債務の弁済等	(債権者に対する公告等) 第四十六条の三十 清算法人は、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。 2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。	(債務の弁済の制限) 第四十六条の三十一 清算法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算法人は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。 2 前項の規定にかかわらず、清算法人は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

(貸借対照表等の備置き及び閲覧等) 第四十六条の二十六 清算法人は、第四十六条の二十四第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書（前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。）を、定時評議員会の日の一週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、その主たる事務所に備え置かなければならない。 2 評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算法人の定めた費用を支払わなければならない。 一 貸借対照表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 貸借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求		三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事 き 全ての監事 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 法第三十四条の二第二項第三号 二 法第三十四条の二第三項第二号 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 五 法第四十五条の十五第二項第二号 六 法第四十五条の十九第三項第二号 七 法第四十五条の二十五第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一 法第四十六条の二十第二項第二号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十四 法第五十四条第二項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号
2 (貸借対照表等の提出等) 第四十六条の二十七 次の各号に掲げる清算法人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。 一 監事設置清算法人（清算人会設置法人を除く。） 第四十六条の二十五第一項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告 二 清算人会設置法人 第四十六条の二十五第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告 三 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、		

ある場合にあつては、同項の監査を受けたもの）は、清算人の承認を受けなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
 - 二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算法人の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
 - 三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該清算法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
 - 四 清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実
 - 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
 - 六 監査報告を作成した日
- 三 特定監事は、第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日（特定清算人（次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。以下この条において同じ。）及び特定監事の間で合意した日がある場合にあつては、当該日）までに、特定清算人に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。
 - 一 この項の規定による通知を受ける清算人を定めた場合
当該通知を受ける清算人として定められた清算人
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合、第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に関する職務を行つた清算人
 - 四 第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
 - 五 前項の規定にかかわらず、特定監事が第三項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。
 - 六 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - 一 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき
当該通知をすべき監事として定められた監事
 - 二 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないと

第四十六條の二十三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。 (財産目録等の提出命令)	第四十六條の二十四 清算法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各清算事務年度(第四十六條の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応当する日(応当する日がない場合に於ては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。 (貸借対照表等の作成及び保存)	2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。 3 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。	(貸借対照表等の監査等) 第四十六條の二十五 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。 2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用が
二 負債 三 純資産 4 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。 5 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。	(各清算事務年度に係る貸借対照表) 第五條の七 法第四十六條の二十四第一項に規定する貸借対照表は、各清算事務年度(同項に規定する各清算事務年度をいう。第五條の九第二項において同じ。)に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。 3 法第四十六條の二十四第一項に規定する貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。 (各清算事務年度に係る事務報告) 第五條の八 法第四十六條の二十四第一項に規定する事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。 2 法第四十六條の二十四第一項に規定する事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。	(清算法人の監査報告) 第五條の九 法第四十六條の二十五第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。 2 清算法人の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。	

(費用等の請求) 第百六条 監事がその職務の執行について監事設置清算法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置清算法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。 一 費用の前払の請求 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求	第三目 財産目録等	(財産目録等の作成等) 第四十六条の二十二 清算人（清算人会設置法人にあつては、第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人）は、その後遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた目における財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。 2 清算人会設置法人においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。 3 清算人は、財産目録等（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。 4 清算法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。
		(清算開始時の財産目録) 第五条の五 法第四十六条の二十二第一項の規定による財産目録の作成については、この条の定めるところによる。 2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた目における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。 3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。 一 資産 二 負債 三 正味資産 (清算開始時の貸借対照表) 第五条の六 法第四十六条の二十二第一項の規定による貸借対照表の作成については、この条の定めるところによる。 2 前項の貸借対照表は、法第四十六条の二十二第一項の財産目録に基づき作成しなければならない。 3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第三号に掲げる部については、純資産を示す適当な名称を付すことができる。 一 資産

会）に報告しなければならない。

（清算人会への出席義務等）

第百一条 監事は、清算人会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十八第一項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により定められた清算人）に対し、清算人会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、清算人会を招集することができる。

（評議員会に対する報告義務）

第百二条 監事は、清算人が評議員会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（監事による清算人の行為の差止め）

第百三条 監事は、清算人が監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下同じ。）の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置清算法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該清算人に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の清算人に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

第百四条 【準用対象外】

（監事の報酬等）

第百五条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

2 監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

3 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

、又は記録しなければならない。

（招集手続の省略）

第百八十三条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（延期又は続行の決議）

第百九十二条 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第百八十一条及び第百八十二条の規定は、適用しない。

（評議員会の決議の省略）

第百九十四条 清算人が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

2 清算法人は、前項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

（評議員会への報告の省略）

第百九十五条 清算人が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

（清算人への報告義務）

第百条 監事は、清算人が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を清算人（清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）にあつては、清算人

期間）前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する第百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

（評議員の報酬等）

第百九十六条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。

（評議員会の招集の決定）

第百八十一条 評議員会を招集する場合には、清算人は、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、**厚生労働省令**で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（評議員会の招集の通知）

第百八十二条 評議員会を招集するには、清算人（社会福祉法第四十五条の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知をしなければならない。

2 清算人は、前項の書面による通知の发出に代えて、**政令**で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該清算人は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し

準用する。この場合において、同法第百二条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（監事の選任に関する監事の同意等）

第七十二条 清算人は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。

2 監事は、清算人に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

（監事等の選任等についての意見の陳述）

第七十四条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 清算人は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する百八十一第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 【適用対象外】

（評議員提案権）

第百八十四条 評議員は、清算人に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。

第百八十五条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

第百八十六条 評議員は、清算人に対し、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その

十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない」と、同項第三号及び同法第九十四条第三項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算人等の説明義務）

第四十五条の十 清算人及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（議事録）

第四十五条の十一 （略）

2 清算法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 清算法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

4 評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第四十五条の十二 【適用対象外】

第五款 監事

第四十五条の十八 監事は、清算人の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、清算人及び当該清算法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該清算法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条から第百三条まで、第百五条及び第百六条の規定は、監事について

3	5	【適用対象外】
		(役員等の選任)
第四十三条		(略)
2		(略)
3		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条及び第七十四条の規定は、清算法人について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、 政令 で定める。
		(清算人及び監事の資格等)
第四十四条		(略)
2		監事は、清算人又は当該清算法人の職員を兼ねることができない。
3	7	【適用対象外】
		第三款 評議員及び評議員会
		(評議員会の権限等)
第四十五条の八		(略)
2		(略)
3		この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、清算人、清算人会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。
4		(略)
		(評議員会の運営)
第四十五条の九		(略)
2		(略)
3		評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、清算人が招集する。
4		評議員は、清算人に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
5	9	(略)
10		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条から第八十三条まで及び第九十二条の規定は評議員会の招集について、同法第九十四条の規定は評議員会の決議について、同法第九十五条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十一条第一項中「理事会の決議によって」とあるのは「清算人は」と、「定めなければならない」とあるのは「定めなければならない。ただし、清算人会設置法人(社会福祉法(昭和二

（理事等に関する規定の適用）

第四十六条の二十一 清算法人については、第三十一条第五項、第四十条第二項、第四十三条第三項、第四十四条第二項、第三節第三款（第四十五条の十二を除く。）及び同節第五款の規定中理事又は理事会に関する規定は、それぞれ清算人又は清算人会に関する規定として清算人又は清算会に適用があるものとする。この場合において、第四十三条第三項中「第七十二条、第七十三条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもつて」と、同法第七十四条」とあるのは「これらの規定」と、「評議員会」と読み替える」とあるのは「は」「評議員会」と読み替える」と、第四十五条の九第十項中「第八十一条第一項第三号及び」とあるのは「第八十一条第一項中「理事会の決議によつて」とあるのは「清算人は」と、「定めなければならない」とあるのは「定めなければならない。ただし、清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない」と、同項第三号及び同法」と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」と、第四十五条の十八第三項中「第一百四十四条第一項、第一百五一条」とあるのは「第一百五一条」とするほか、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

【参考】準用条文（読替え後）

○社会福祉法

第三節 機関

第二款 評議員等の選任及び解任

（申請）

第三十一条 （略）

254 （略）

5 第一項第五号の評議員に関する事項として、清算人又は清算人会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

6 （略）

（評議員の資格等）

第四十条 （略）

2 評議員は、清算人、監事又は当該清算法人の職員を兼ねることができない。

（清算人又は清算会に関する読替え）

第十三条の十七 法第四十六条の二十一の規定により清算人又は清算会については法第四十五条の十八第三項の規定を適用する場合においては、同項中「第二百二条」とあるのは「第百条中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）」と、同法第百一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法第四十六条の十八第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた清算人」と、同法第百二条」と、「第百五条中」とあるのは「第百三条第一項中「監事設置一般社団法人の」とあるのは「監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下この項及び第百六条において同じ。）」の」と、「監事設置一般社団法人に」とあるのは「監事設置清算法人に」と、同法第百五条中」と、「読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」とあるのは「同法第百六条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする」とする。

づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集した清算人会に出席し、意見を述べることができる。

【参考】準用条文（読替え後）

○社会福祉法

（清算会の運営）

第四十六条の十八 【準用対象外】

2 【準用対象外】

3 次条第一項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算会の日とする清算会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算会を招集することができる。

4、6 【準用対象外】

（議事録等）

第四十六条の二十 清算会設置法人は、清算会の日（第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により清算会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、同項において準用する同法第九十五条第三項の議事録又は第四十六条の十八第五項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 評議員は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、清算人又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写することにより、当該清算会設置法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第二号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四条の四第三項第三号

十六 法第五十四条の七第二項第三号

十七 法第五十四条の十一第三項第三号

ならない 4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。 5 清算人会の決議に参加した清算人であつて第三項の議事録に異議をとめないものは、その決議に賛成したものと推定する。 （清算人会の決議の省略） 第九十六条 清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）は、清算人が清算人会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき清算人（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の清算人会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。 （清算人会への報告の省略） 第九十八条 清算人又は監事が清算人（監事設置清算法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。）にあつては、清算人及び監事）の全員に対して清算人会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を清算人会へ報告することを要しない。 2 前項の規定は、社会福祉法第四十六条の十七第九項の規定による報告については、適用しない。 （評議員による招集の請求） 第四十六条の十九 清算人会設置法人（監事設置清算法人を除く。）の評議員は、清算人が清算人会設置法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、清算人会の招集を請求することができる。 2 前項の規定による請求は、清算人（前条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、清算人会の目的である事項を示して行わなければならない。 3 前条第三項の規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。 4 第一項の規定による請求を行つた評議員は、当該請求に基	
--	--

に掲げる事項 イ 清算人会への報告を要しないものとされた事項の内容 ロ 清算人会への報告を要しないものとされた日 ハ 議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名 （電子署名） 第二条の十八 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。 一 法第四十五条の十四第七項 二 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第四項 2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。	
--	--

は「代表清算人」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条の規定は、清算人会設置法人における清算人会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人又は監事」と、「理事及び監事」とあるのは「清算人（監事設置清算法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。）にあつては、清算人及び監事）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

【参考】準用条文（読替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（招集手続）

第九十四条 清算人会を招集する者は、清算人会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各清算人（監事設置清算法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。）にあつては、各清算人及び各監事）に対してその通知を発しななければならない。

2 前項の規定にかかわらず、清算人会は、清算人（監事設置清算法人にあっては、清算人及び監事）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（清算人会の決議）

第九十五条 清算人会の決議は、議決に加わることができる清算人の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する清算人は、議決に加わることができない。

3 清算人会の議事については、**厚生労働省令**で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した清算人（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該清算人会に出席した代表清算人とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表清算人）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければ

ヘ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条第三項の規定により監事が招集したものを

三 清算人会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名

五 次に掲げる規定により清算人会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条

ロ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条第二項

ハ 法第四十六条の十七第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項

ニ 法第四十六条の十九第四項

六 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の定款の定めがあるときは、代表清算人（法第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。）以外の清算人であつて、清算人会に出席したものの氏名

七 清算人会に出席した評議員の氏名又は名称

八 清算人会の議長が存するときは、議長の氏名

四 次の各号に掲げる場合には、清算人会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた場合

次に掲げる事項

イ 清算人会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした清算人の氏名

ハ 清算人会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名

二 法第四十六条の十八第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により清算人会への報告を要しないものとされた場合

次に

て、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬ。 一 清算人が自己又は第三者のために清算法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。 二 清算人が自己又は第三者のために清算法人と取引をしようとするとき。 三 清算法人が清算人の債務を保証することその他清算人以外の者との間において清算法人と当該清算人との利益が相反する取引をしようとするとき。 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。		
（清算人会の運営） 第四十六条の十八 清算人は、各清算人が招集する。ただし、清算人会を招集する清算人を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。 2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人（以下この項及び次条第二項において「招集権者」という。）以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会の招集を請求することができる。 3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の規定は、清算人会設置法人における清算会の招集について準用する。この場合において、同条第一項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人（監事設置清算法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。）にあつては、各清算人及び各監事）」と、同条第二項中「理事及び監事」とあるのは「清算人（監事設置清算法人にあつては、清算人及び各監事）」と読み替えるものとする。 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条及び第九十六条の規定は、清算人会設置法人における清算会の決議について準用する。この場合において、同法第九十五条第三項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「理事」とあるのは「清算人」と、「代表理事」とあるのは	（清算人会の運営に関する読替え） 第十三条の十六 法第四十六条の十八第五項において清算人会設置法人における清算会の決議について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定を準用する場合においては、同条中「理事会設置一般社団法人」とあるのは、「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。）」と読み替えるものとする。 2 法第四十六条の十八第六項において清算人会設置法人における清算人会への報告について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「第九十一条第二項」とあるのは、「社会福祉法第四十六条の十七第九項」と読み替えるものとする。	（清算人会の議事録） 第五条の四 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の規定による清算会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。 2 清算会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。 3 清算会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 清算会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない清算人、監事又は評議員が清算会に出席した場合における当該出席の方法を含む。） 二 清算会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨 イ 法第四十六条の十八第二項の規定による清算人の請求を受けて招集されたもの ロ 法第四十六条の十八第三項の規定により清算人が招集したもの ハ 法第四十六条の十九第一項の規定による評議員の請求を受けて招集されたもの ニ 法第四十六条の十九第三項において準用する法第四十六条の十八第三項の規定により評議員が招集したもの ホ 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定により読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

五	清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして 厚生労働省令 で定める体制の整備
七	次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する ⁹
一	代表清算人
二	代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの
八	第四十六条の十第四項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条に規定する場合には、清算人は、同条の規定による評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。
九	第七項各号に掲げる清算人は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない ⁹
十	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「理事会」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、 政令 で定める。
【参考】準用条文（読替え後）	
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	
（競業及び清算人会設置法人との取引等の制限）	
第九十二条 清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。）における社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十第四項において準用する第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「評議員会」とあるのは、「清算人会」とする。	
2 清算人会設置法人においては、社会福祉法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項各号の取引をした清算人は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を清算人会に報告しなければならない。	
（競業及び利益相反取引の制限）	
第八十四条 清算人は、次に掲げる場合には、清算人会におい	

- 四 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 一 第四十六条の二十二第二項に規定する財産目録等並びに第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録 二 虚偽の登記 三 虚偽の公告	(清算人等の連帯責任) 第四十六条の十六 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。 2 前項の場合には、第四十五条の二十二の規定は、適用しない。	
(清算人会の権限等) 第四十六条の十七 清算人会は、全ての清算人で組織する。 2 清算人会は、次に掲げる職務を行う。 一 清算人会設置法人の業務執行の決定 二 清算人の職務の執行の監督 三 代表清算人の選定及び解職 3 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。 4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四十六条の十一第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。 5 第四十六条の十一第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができる。 6 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。 一 重要な財産の処分及び譲受け 二 多額の借財 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	(清算人会設置法人に関する読替え) 第十三条の十五 法第四十六条の十七第十項において法第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人（次条において「清算人会設置法人」という。）について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条の規定を準用する場合においては、同条の見出し中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、同条第一項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。）」と、「第八十四条」とあるのは「同法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条」と、同条第二項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、「第八十四条第一項各号」とあるのは「社会福祉法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項各号」と読み替えるものとする。	
3 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。 2 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四十六条の十一第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。 5 第四十六条の十一第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができる。 6 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。 一 重要な財産の処分及び譲受け 二 多額の借財 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	(清算人会設置法人の業務の適正を確保するための体制) 第五条の三 法第四十六条の十七第六項第五号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。 一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 2 清算人会設置法人（法第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。）が、監事設置清算法人以外のものである場合には、前項に規定する体制には、清算人が評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。 3 清算人会設置法人が、監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。 一 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制 二 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項 三 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項	

2 清算人が第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。	いて「清算法人」という。）に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。
3 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。 一 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の清算人 二 清算法人が当該取引をすることを決定した清算人 三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百十二条及び第一百十六条第一項の規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第一百十二条中「総社員」とあるのは、「総評議員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
【参考】準用部分（読替え後） ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （清算法人に対する損害賠償責任の免除） 第一百十二条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十四第一項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。 （清算人が自己のためにした取引に関する特則） 第一百十六条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした清算人の同法第四十六条の十四第一項の責任は、任務を怠つたことが当該清算人の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。	
2 【準用対象外】 （清算人の第三者に対する損害賠償責任） 第四十六条の十五 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。	

で、なお代表清算人としての権利義務を有する。 2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表清算人の職務を行うべき者を選任することができる。 3 裁判所は、前項の一時代表清算人の職務を行うべき者を選任した場合には、清算法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。 (清算人の職務を代行する者の権限) 第八十条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、清算法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。 2 前項の規定に違反して行った清算人又は代表清算人の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、清算法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。		
(清算法人についての破産手続の開始) 第四十六条の十二 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。 2 清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。 3 前項に規定する場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものであるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。		
(裁判所の選任する清算人の報酬) 第四十六条の十三 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。		
(清算人の清算法人に対する損害賠償責任) 第四十六条の十四 清算人は、その任務を怠つたときは、清算法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。	(清算人の清算法人に対する損害賠償責任に関する読替え) 第十三条の十四 法第四十六条の十四第四項において清算人の法第四十六条の四に規定する清算法人（第十三条の十七にお	

定めに基づく清算人（第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。以下この項において同じ。）の互選又は評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4| 第四十六条の六第一項第一号の規定により理事が清算人となる場合には、理事長が代表清算人となる。

5| 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

6| 第四十六条の十七第八項の規定、前条第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条の規定及び次項において準用する同法第七十七条第四項の規定にかかわらず、監事設置清算法人（監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法人をいう。以下同じ。）が清算人（清算人であつた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は清算人が監事設置清算法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置清算法人を代表する。

7| 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、同法第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

【参考】準用条文（読替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
（清算法人の代表）

第七十七条 【準用対象外】

2・3 【準用対象外】

4 代表清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。以下同じ。）は、清算法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表清算人に欠員を生じた場合の措置）

第七十九条 代表清算人が欠けた場合又は定款で定めた代表清算人の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表清算人は、新たに選定された代表清算人（次項の一時代表清算人の職務を行うべき者を含む。）が就任するま

二 清算人が自己又は第三者のために清算法人と取引をしよ うとするとき。 三 清算法人が清算人の債務を保証することその他清算人以 外の者との間において清算法人と当該清算人との利益が相 反する取引をしようとするとき。 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、 前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しな い。 （清算人の報告義務） 第八十五条 清算人は、清算法人に著しい損害を及ぼすおそれ のある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実 を評議員（監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一 第六項に規定する監事設置清算法人をいう。第八十八条第二 項において同じ。）にあつては、監事）に報告しなければな らない。 （評議員による清算人の行為の差止め） 第八十八条 評議員は、清算人が清算法人の目的の範囲外の行 為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれら の行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて 当該清算法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当 該清算人に対し、当該行為をやめることを請求することがで きる。 2 監事設置清算法人における前項の規定の適用については、 同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができな い損害」とする。 （清算人の報酬等） 第八十九条 清算人（社会福祉法第四十六条の六第二項及び第 三項の規定により裁判所が選任した者を除く。）の報酬等（ 報酬、賞与その他の職務執行の対価として清算法人から受け る財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定 めていないときは、評議員会の決議によつて定める。	
（清算法人の代表） 第四十六条の十一 清算人は、清算法人を代表する。ただし、 他に代表清算人（清算法人を代表する清算人をいう。以下同 じ。）その他清算法人を代表する者を定めた場合は、この限 りでない。 2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各 自、清算法人を代表する。 3 清算法人（清算人会設置法人を除く。）は、定款、定款の	

算人（同条の規定については、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。）について準用する。この場合において、同法第八十一条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十二条の見出し中「表見代表理事」とあるのは「表見代表清算人」と、同条中「代表理事」とあるのは「代表清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。）」と、同法第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十五条並びに第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、[政令](#)で定める。

【参考】準用条文（読替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（清算法人と清算人との間の訴えにおける法人の代表

第八十一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第七項において準用する第七十七条第四項の規定にかかわらず、清算法人が清算人（清算人であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は清算人が清算法人に対して訴えを提起する場合には、評議員会は、当該訴えについて清算法人を代表する者を定めることができる。

（表見代表清算人）

第八十二条 清算法人は、代表清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。）以外の清算人に清算法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該清算人がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（忠実義務）

第八十三条 清算人は、法令及び定款を遵守し、清算法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 清算人は、次に掲げる場合には、評議員会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 清算人が自己又は第三者のために清算法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

4

監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

- 一 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制
- 二 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項
- 三 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 四 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。 3 裁判所は、前項の一時評議員の職務を行うべき者を選任した場合には、清算法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。	(監事の退任等) 第四十六条の八 清算法人の監事は、当該清算法人が監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。 2 清算法人の評議員は、三人以上でなければならない。 3 第四十条第三項から第五項まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条第三項、第五項及び第七項、第四十五条、第四十五条の六第一項及び第二項並びに第四十五条の七第二項の規定は、清算法人については、適用しない。	(清算人の職務) 第四十六条の九 清算人は、次に掲げる職務を行う。 一 現務の終了 二 債権の取立て及び債務の弁済 三 残余財産の引渡し	(業務の執行) 第四十六条の十 清算人は、清算人会設置法人を除く。次項において同じ。)の業務を執行する。 2 清算人が二人以上ある場合には、清算法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもつて決定する。 3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができる。 一 従たる事務所の設置、移転及び廃止 二 第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条第一項各号に掲げる事項 三 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条から第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、清	第十三条の十三 法第四十六条の十第四項において清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条、第八十五条及び第八十八条第二項の規定を準用する場合においては、同法第八十一条中「第七十七条第四項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第七項において準用する第七十七条第四項」と、同法第八十五条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。第八十八条第二項において同じ。）」と、同法第八十八条第二項中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする。
		(清算人に関する読替) 第十三条の十三 法第四十六条の十第四項において清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条、第八十五条及び第八十八条第二項の規定を準用する場合においては、同法第八十一条中「第七十七条第四項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第七項において準用する第七十七条第四項」と、同法第八十五条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。第八十八条第二項において同じ。）」と、同法第八十八条第二項中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする。	(清算人会設置法人以外の清算法人の業務の適正を確保するための体制) 第五條の二 法第四十六条の十第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。 一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 2 清算人が二人以上ある清算法人（法第四十六条の四に規定する清算法人をいう。以下同じ。）である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。 3 監事設置清算法人（法第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下同じ。）以外の清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、清算人が評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。	

254 【準用対象外】

（清算人の解任）

第四十六条の七 清算人（前条第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。）が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該清算人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2| 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。
- 3| 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第一項から第三項までの規定は、清算人及び清算法人の監事について、同法第七十五条の規定は、清算法人の評議員について、それぞれ準用する。

【参考】準用条文（読替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（清算人又は監事に欠員を生じた場合の措置）

第七十五条 清算人若しくは監事が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた清算人若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した清算人又は監事は、新たに選任された清算人又は監事（次項の一時清算人又は監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお清算人又は監事としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時清算人又は監事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時清算人又は監事の職務を行うべき者を選任した場合には、清算法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4・5 【準用対象外】

（評議員に欠員を生じた場合の措置）

第七十五条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（清算人の就任）	第四十六条の六 次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。
一 理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）	定款で定める者
二 評議員会の決議によつて選任された者	2 前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。
3 前二項の規定にかかわらず、第四十六条の三第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。	4 清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。
5 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。	6 第三十八条及び第四十条第一項の規定は、清算人について準用する。
7 清算人会設置法人（清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。）においては、清算人は、三人以上でなければならない。	【参考】準用条文（読替え後） ○社会福祉法 （清算法人と清算人との関係） 第三十八条 清算法人と清算人との関係は、委任に関する規定に従う。 （清算人の資格等） 第四十条 次に掲げる者は、清算人となることができない。
一 法人	二 成年被後見人又は被保佐人
三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員	

(社会福祉法人についての破産手続の開始) 第四十六条の二 社会福祉法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。	第二款 清算 第一目 清算の開始	(清算の開始原因) 第四十六条の三 社会福祉法人は、次に掲げる場合には、この款の定めるところにより、清算をしなければならない。 一 解散した場合(第四十六条第一項第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。) 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合	(清算法人の能力) 第四十六条の四 前条の規定により清算をする社会福祉法人(以下「清算法人」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。 第二目 清算法人の機関	(清算法人における機関の設置) 第四十六条の五 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。 2 清算法人は、定款の定めによつて、清算人会又は監事を置くことができる。 3 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。 4 第三節第一款(評議員及び評議員会に係る部分を除く。)の規定は、清算法人については、適用しない。	
--	--------------------------------	---	---	---	--

の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該第四十五条の三十六第二項の認可を決定しなければならない。		第六節 解散及び清算並びに合併	第一款 解散	(解散事由) 第四十六条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。 一 評議員会の決議 二 定款に定めた解散事由の発生 三 目的たる事業の成功の不能 四 合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。) 五 破産手続開始の決定 六 所轄庁の解散命令 2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
三 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書 3 第一項の定款の変更が、当該社会福祉法人が従来経営していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。 4 第二項第三項及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。	(定款変更の届出) 第四条 法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 法第三十一条第四号に掲げる事項 二 法第三十一条第九号に掲げる事項(基本財産の増加に限る。) 三 法第三十一条第十五号に掲げる事項 2 前条第一項の規定は、法第四十五条の三十六第四項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第一項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。			(解散の認可又は認定申請手続) 第五条 社会福祉法人は、法第四十六条第二項の規定により、解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。 一 法第四十六条第一項第一号の手續又は定款に定める手續を経たことを証明する書類 二 財産目録及び貸借対照表 三 負債があるときは、その負債を証明する書類 2 第二項第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

（報酬等） 第四十五条の三十五 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。 2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。		該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 一 法第三十四条の二第四項 二 法第四十五条の十一第三項 三 法第四十五条の三十二第二項 四 法第四十五条の三十四第五項
（報酬等） 第四十五条の三十五 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。 2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。		（報酬等の支給の基準に定める事項） 第二条の四十二 法第四十五条の三十五第一項に規定する理事、監事及び評議員（以下この条において「理事等」という。）に対する報酬等（法第四十五条の三十四第一項第三号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。
第五節 定款の変更 第四十五条の三十六 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。 4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 【参考】準用条文（読替え後） ○社会福祉法 （認可） 第三十二条 所轄庁は、第四十五条の三十六第二項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人		（定款変更認可申請手続） 第三条 社会福祉法人は、法第四十五条の三十六第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類 二 変更後の定款 2 前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を経営する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。 一 当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類 二 当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類

る方法により表示したものの閲覧の請求

- 4 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人は、役員等名簿について当該社会福祉法人の評議員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。

- 5 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、その従たる事務所における第三項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として、**厚生労働省令**で定めるものをつとめる社会福祉法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

【参考】準用条文（読替え後）

○社会福祉法

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第四十五条の三十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、**厚生労働省令**で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に備え置かなければならない。

一、四（略）

二、五（略）

- 十二 前会計年度末における社会福祉充実残額（法第五十五条の二第三項第四号に規定する社会福祉充実残額をいう。）並びに社会福祉充実計画（同条第一項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。）の策定の状況及びその進捗の状況

十三 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況

十四 第十二号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠

十五 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあっては、事業計画

十六 その他必要な事項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第二号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四条の四第三項第三号

十六 法第五十四条の七第二項第三号

十七 法第五十四条の十一第三項第三号

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当

。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 二 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求	(計算書類等の提出命令) 第四十五条の三十三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。	(財産目録の備置き及び閲覧等) 第四十五条の三十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に(社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく)、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。 一 財産目録 二 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。) 三 報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第五十九条の二第一項第二号において同じ。)の支給の基準を記載した書類 四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類	二 前項各号に掲げる書類(以下この条において「財産目録等」という。)は、電磁的記録をもつて作成することができる。 三 何人も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定め	三 法第四十五条の三十二第二項 四 法第四十五条の三十四第五項		(財産目録) 第二条の四十 法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録は、定時評議員会(法第四十五条の三十一の規定の適用がある場合にあつては、理事会)の承認を受けなければならない。 2 法第四十五条の二十八から第四十五条の三十一まで及び第二条の二十六から第二条の三十九までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。	(事業の概要等) 第二条の四十一 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号 二 その他当該社会福祉法人に関する基本情報 三 当該終了した会計年度の翌会計年度(以下この条において「当会計年度」という。)の初日における評議員の状況 四 当会計年度の初日における理事の状況 五 当会計年度の初日における監事の状況 六 当該終了した会計年度(以下この条において「前会計年度」という。)及び当会計年度における会計監査人の状況 七 当会計年度の初日における職員の状況 八 前会計年度における評議員会の状況 九 前会計年度における理事会の状況 十 前会計年度における監事の監査の状況 十一 前会計年度における会計監査の状況 十二 前会計年度における事業等の概要	
--	--	---	---	---	--	---	---	--

	(計算書類等の備置き及び閲覧等) 第四十五条の三十二 社会福祉法人は、計算書類等(各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。))をいう。以下この条において同じ。)を、定時評議員会の日(二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。) 2 社会福祉法人は、計算書類等の写しを、定時評議員会の日(二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号並びに第四項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として、厚生労働省令で定めるものとつてるときは、この限りでない。 3 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。 一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 4 何人(評議員及び債権者を除く。)も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる
--	---

	三 法第四十五条の三十一に規定する計算書類が第二条の三十四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。 いこと。 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 法第三十四条の二第二項第三号 二 法第三十四条の二第三項第二号 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第九十四条第三項第二号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 五 法第四十五条の十五第二項第二号 六 法第四十五条の十九第三項第二号 七 法第四十五条の二十五第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一 法第四十六条の二十第二項第二号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十四 法第五十四条第二項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号 (電磁的記録の備置きに関する特則) 第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 一 法第三十四条の二第四項 二 法第四十五条の十一第三項
--	--

(計算書類等の定時評議員会への提出等) 第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。 2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。		
(会計監査人設置社会福祉法人の特則) 第四十五条の三十一 会計監査人設置社会福祉法人については、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合において、理事は、当該計算書類の内容を定時評議員会に報告しなければならない。		おいて同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供計算書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。 一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法 イ 提供計算書類等が書面をもつて作成されている場合 ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供 二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法 イ 提供計算書類等が書面をもつて作成されている場合 ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供 3 理事は、計算書類又は事業報告の内容とすべき事項について、定時評議員会の招集通知を发出した日から定時評議員会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を評議員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

(計算書類等の評議員への提供) 第四十五条の二十九 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告(同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。	
(計算書類等の評議員への提供) 第二条の三十八 法第四十五条の二十九の規定による計算書類及び事業報告並びに監査報告(会計監査人設置社会福祉法人にあつては、会計監査報告を含む。以下「提供計算書類等」という。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。 2 定時評議員会の招集通知(法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十二条第一項又は第二項の規定による通知をいう。次項に	(監査報告の通知期限等) 第二条の三十七 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。 一 当該事業報告を受領した日から四週間を経過した日 二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日 三 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日 2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事 二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行つた理事 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事 二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

第二条の三十四 会計監査人設置社会福祉法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならぬ。	一 会計監査報告を受領した日（第二条の三十二第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日	二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日	2 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。	3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。	（事業報告等の監査）	第二条の三十五 法第四十五条の二十八第一項及び第二項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。次条及び第二条の三十七において同じ。）については、次条及び第二条の三十七に定めるところによる。	（監査報告の内容）	第二条の三十六 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。	一 監事の監査の方法及びその内容	二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見	三 当該社会福祉法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実	四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由	五 第二条の二十五第二項第二号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由	六 監査報告を作成した日
--	--	---	---	---	-------------------	---	------------------	---	-------------------------	---	---	---	--	---------------------

- 2) 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。
- 3) 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。
- 4) 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第二十条の三十四において同じ。）。
 - 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事
- 5) 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条及び第二十条の三十四において同じ。）。
 - 一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたとき 当該通知を受ける監事として定められた監事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第二十条の三十三 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しないければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の通知期限)

ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由	三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由	四 追記情報	五 会計監査報告を作成した日	2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一 継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項 二 会計方針の変更 三 重要な偶発事象 四 重要な後発事象	(会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の内容) 第二条の三十一 会計監査人設置社会福祉法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告(次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類)を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 一 監事の監査の方法及びその内容 二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨) 三 重要な後発事象(会計監査報告の内容となつているものを除く。) 四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由 六 監査報告を作成した日	(会計監査報告の通知期限等) 第二条の三十二 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。 一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日 三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定	
--	--------------------------------	---------------	-----------------------	--	---	---	--

第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事

前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

(計算関係書類の提供)

二条の二十九 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

(会計監査報告の内容)

二条の三十 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

会計監査人の監査の方法及びその内容

計算関係書類（社会福祉法人会計基準第七条の二第二項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同省令第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。）以下この条及び第二条の三十二において同じ。）が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が

一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

口 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。	一 監事の監査の方法及びその内容	二 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見	三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由	四 追記情報	五 監査報告を作成した日	2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。	一 会計方針の変更	二 重要な偶発事象	三 重要な後発事象	（監査報告の通知期限等）	第二條の二十八 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。	一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日	二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日	三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日	2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。	3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。	4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。	一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事	二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関
--	-------------------------	---	---	---------------	---------------------	---	------------------	------------------	------------------	---------------------	--	--	---	---	--	---	---	---	------------------------------------

ことができる。	第三款 計算書類等	(計算書類等の作成及び保存) 第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。 2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。) 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。 4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。		(計算書類等の監査等) 第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。 一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人 二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事 3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。
		【参照】社会福祉法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第七十九号) (事業報告) 第二条の二十五 法第四十五条の二十七第二項の規定による事業報告及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。 2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。 一 当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項(計算関係書類(計算書類(法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。))及びその附属明細書をいう。以下同じ。))の内容となる事項を除く。) 二 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要 3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。		(計算関係書類の監査) 第二条の二十六 法第四十五条の二十八第一項及び第二項の規定による監査(計算関係書類(各事業年度に係るものに限る。以下この条から第二條の三十四までにおいて同じ。))に係るものに限る。以下同じ。))については、この条から第二條の三十四までに定めるところによる。 2 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。 (監査報告の内容) 第二条の二十七 監事(会計監査人設置社会福祉法人(法第三十一条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人をいう。以下同じ。))の監事を除く。以下この条及び次条において

三十一日に終わるものとする。		
第二款 会計帳簿		
(会計帳簿の作成及び保存) 第四十五条の二十四 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。 2 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。		【参照】 社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）
(会計帳簿の閲覧等の請求) 第四十五条の二十五 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求		(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 法第三十四条の二第二項第三号 二 法第三十四条の二第二項第二号 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 五 法第四十五条の十五第二項第二号 六 法第四十五条の十九第三項第二号 七 法第四十五条の二十五第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一 法第四十六条の二十第二項第二号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十四 法第五十四条第二項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号
(会計帳簿の提出命令) 第四十五条の二十六 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずる		

する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合において、社会福祉法人が非業務執行理事等が責任を負わないとされた後に同法第四十五条の二十四第四項において準用する第百十五条第一項の役員等に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。	(役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任) 第四十五条の二十一 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をするこ とについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 一 理事 次に掲げる行為 イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録 ロ 虚偽の登記 ハ 虚偽の公告 ニ 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録 三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録 (役員等又は評議員の連帯責任) 第四十五条の二十二 役員等又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。	第四節 計算 第一款 会計の原則等	2 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月
			【参照】社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）

(責任の一部免除)
第百十三条 (略)

2 (略)

3 社会福祉法人においては、理事は、定款を変更して社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する第百十四条第一項の規定による定款の定め(理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を評議員会に提出する場合、同法第四十五条の二十四第四項において準用する第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

4 (略)

(責任の一部免除)
第百十三条 (略)

2・3 (略)

4 次条第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除する決議があつた場合において、社会福祉法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(責任の一部免除)
第百十三条 (略)

2 (略)

3 社会福祉法人においては、理事は、定款を変更して社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する第百十五条第一項の規定による定款の定め(同法第四十五条の二十四第四項において準用する第百十五条第一項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4 (略)

(責任の一部免除)
第百十三条 (略)

2・3 (略)

4 非業務執行理事等が社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する第百十五条第一項の契約によつて同法第四十五条の二十四第四項において準用する第百十五条第一項に規定

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、社会福祉法人は、理事（業務執行理事（理事長、理事長以外の理事であつて理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該社会福祉法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項において同じ。）又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）の社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ社会福祉法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該社会福祉法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する理事と契約を締結することとができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した社会福祉法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

三 社会福祉法第四十五条の二十第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額

5 第百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

（理事が自己のためにした取引に関する特則）

第百十六条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。

2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

-
- 一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額
- 3 社会福祉法人においては、理事は、社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならぬ。
- 4 第一項の決議があつた場合において、社会福祉法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。
- （理事会による免除に関する定款の定め）
- 第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、社会福祉法人は、社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができる。
- 2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。
- 3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。
- 4 総評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、社会福祉法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。
- 5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。
- （責任限定契約）
-

「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五條第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

【参考】準用条文（読替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（社会福祉法人に対する損害賠償責任の免除）

第百十二条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の二十第一項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

（責任の一部免除）

第百十三条 前条の規定にかかわらず、役員等の社会福祉法第四十五條の二十第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第百十五條第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員等がその在職中に社会福祉法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として**厚生労働省令**で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数乗じて得た額

イ 理事長

ロ 理事長以外の理事であつて次に掲げるもの 四

(1) 理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(2) 当該社会福祉法人の業務を執行した理事（(1)に掲げる理事を除く。）

(3) 当該社会福祉法人の職員

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 二

2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員等が当該社会福祉法人から受けた退職慰勞金の額

(2) 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) ①又は②に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) 理事長 六

(2) 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 四

(i) 理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(ii) 当該社会福祉法人の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

(iii) 当該社会福祉法人の職員

(3) 理事（①及び②に掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 二

（責任の免除の決議後に受ける退職慰勞金等）

第二條の二十四 法第四十五條の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三條第四項（法第四十五條の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四條第五項及び第百十五條第五項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする

一 退職慰勞金

二 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、定時評議員会に出席して意見を述べることができる。 2 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時評議員会に出席して意見を述べなければならない。 （会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与） 第百十条 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。		
第七款 役員等の損害賠償責任		
（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任） 第四十五条の二十 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に對し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。 2 理事が第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。 3 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。 一 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の理事 二 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十四条第二項中「社員総会」とあるのは	（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に関する読替え） 第十三条の十二 法第四十五条の二十四第四項において役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第四項第三号及び第百十六条第一項の規定を準用する場合においては、「同号中「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項」と、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。	（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法） 第二条の二十三 法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一 役員等（法第四十五条の二十第一項に規定する役員等を含む。以下同じ。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として社会福祉法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の会計年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額 イ 法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会の決議を行つた場合、当該評議員会の決議の日 ロ 法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合、当該決議のあつた日 ハ 法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第一項の契約を締結した場合、責任の原因となる事実が生じた日 （二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日） 二 二に掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

する。

いて、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

3| 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの

4| 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5| 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十五条の二第三項に規定する者

二 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者

三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6| 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八条から第百十条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第百九条（見出しを含む。）中「定時社員総会」とあるのは、「定時評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【参考】準用条文（読替え後）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（監事に対する報告）

第百八条 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（定時評議員会における会計監査人の意見の陳述）

第百九条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十九第一項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあつては、

態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 当該社会福祉法人の理事及び職員

二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

（会計監査人が監査する書類）

第二条の二十二 法第四十五条の十九第二項の厚生労働省令で定める書類は、財産目録（社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。）とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第二号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四条の四第三項第三号

十六 法第五十四条の七第二項第三号

十七 法第五十四条の十一第三項第三号

該社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。 （社会福祉法人と理事との間の訴えにおける法人の代表） 第百四条 社会福祉法第四十五条の十七第一項の規定にかかわらず、社会福祉法人が理事（理事であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が社会福祉法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が社会福祉法人を代表する。 2 【準用対象外】 （監事の報酬等） 第百五条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によつて定める。 2 各監事の報酬等について定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によつて定める。 3 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。 （費用等の請求） 第百六条 監事がその職務の執行について社会福祉法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該社会福祉法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。 一 費用の前払の請求 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求		
第六款 会計監査人 第四十五条の十九 会計監査人は、次節の定めるところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。 この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。 2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合にお	（会計監査人に関する読替え） 第十三条の十一 法第四十五条の十九第六項において会計監査人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第百七条第一項」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十九第一項」と読み替えるものと	（会計監査報告の作成） 第二条の二十一 法第四十五条の十九第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。 2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の

して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ。

- 3| 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条から第百三条まで、第百四条第一項、第百五条及び第百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第百二条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

【参考】準用条文（読替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（理事会への報告義務）

第百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

（理事会への出席義務等）

第百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十四第一項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により定められた理事）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（評議員会に対する報告義務）

第百二条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他**厚生労働省令**で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）

第百三条 監事は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当

法第百一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第百四条第一項中「第七十七条第四項及び第八十一条」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十七第一項」と読み替えるものとする。

の意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該社会福祉法人の理事及び職員

二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3| 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4| 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該社会福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

（監事の調査の対象）

第二十条の二十 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二条に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

【参考】準用条文（読替え後） ○ 社会福祉法 （理事長に欠員を生じた場合の措置） 第四十五条の六 理事長が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長（次項の一時理事長の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。 2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事長の職務を行うべき者を選任することができる。 3・4 【準用対象外】 ○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （代表者の行為についての損害賠償責任） 第七十八条 社会福祉法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。 （理事の職務を代行する者の権限） 第八十条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、社会福祉法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。 2 前項の規定に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、社会福祉法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。 （表見理事長） 第八十二条 社会福祉法人は、理事長以外の理事に社会福祉法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。		第五款 監事 第四十五条の十八 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対
		（監事に関する読替え） 第十三条の十 法第四十五条の十八第三項において監事について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第二項及び第一百四条第一項の規定を準用する場合においては、同
		2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者と （監査報告の作成） 第二条の十九 法第四十五条の十八第一項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。 （理事の報告義務） 第八十五条 理事は、社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。 （評議員による理事の行為の差止め） 第八十八条 評議員は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該社会福祉法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。 2 【準用対象外】 （理事の報酬等） 第八十九条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として社会福祉法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 （競業及び社会福祉法人との取引等の制限） 第九十二条 【準用せず】 2 社会福祉法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。	
（理事長の職務及び権限等） 第四十五条の十七 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。	3 第四十五条の六第一項及び第二項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条及び第八十二条の規定は理事長について、同法第八十条の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十五条の六第一項中「この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合」とあるのは、「理事長が欠けた場合」と読み替えるものとする。

び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。
(最高裁判所規則)
第二百九十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(理事の職務及び権限等)

第四十五条の十六 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

2| 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。

一| 理事長

二| 理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

3| 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

4| 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条(第二項を除く)、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【参考】準用条文(読替え後)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(競業及び利益相反取引の制限)

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人と取引をしようとするとき。

三 社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において社会福祉法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

四、条及び第二百九十五条の規定は、第三項の許可について準用する。

【参考】準用条文（読替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（非訟事件の管轄）

第二百八十七条 この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 【準用対象外】

（疎明）

第二百八十八条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

（陳述の聴取）

第二百八十九条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 この法律の規定により社会福祉法人が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該社会福祉法人

二 六 【準用対象外】

（理由の付記）

第二百九十条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。【準用対象外】

一・二 【準用対象外】

（即時抗告）

第二百九十一条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 【準用対象外】

二 第二百八十九条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

（原裁判の執行停止）

第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。【準用対象外】

（非訟事件手続法の規定の適用除外）

第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条及

(理事会への報告の省略) 第九十八条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。 2 前項の規定は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十六第三項の規定による報告については、適用しない。	(議事録等) 第四十五条の十五 社会福祉法人は、理事会の日（前条第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、前条第六項の議事録又は同条第九項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。 2 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を「厚生労働省令で定める方法」により表示したものの閲覧又は謄写の請求 3 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。 4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写を行うことにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条（第一号に係る部分に限る。）、第二百九十条本文、第二百九十一条（第二号に係る部分に限る。）、第二百九十二条本文、第二百九十三
--	---

(電子署名) 第二条の十八 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。 一 法第四十五条の第十四第七項 二 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第四項前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。 2 一 法第三十四条の第二第二項第三号 二 法第三十四条の第二第三項第二号 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 五 法第四十五条の十五第二項第二号 六 法第四十五条の十九第三項第二号 七 法第四十五条の二十五第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一 法第四十六条の二十第二項第二号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十四 法第五十四条第二項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 法第三十四条の第二第二項第三号 二 法第三十四条の第二第三項第二号 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 五 法第四十五条の十五第二項第二号 六 法第四十五条の十九第三項第二号 七 法第四十五条の二十五第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一 法第四十六条の二十第二項第二号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十四 法第五十四条第二項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号
---	--

- 定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。
- 5| 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 6| 理事会の議事については、**厚生労働省令**で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 7| 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、**厚生労働省令**で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 8| 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 9| 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の規定は理事会の招集について、同法第九十六条の規定は理事会の決議について、同法第九十八条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。
- 【参考】準用条文（読替え後）
 ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
 （招集手続）
 第九十四条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- （理事会の決議の省略）
 第九十六条 社会福祉法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

- たもの
- ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
- ニ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第三項の規定により監事が招集したもの
- 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- イ 法第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項
- ロ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条
- ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第一項
- 六 法第四十五条の十四第六項の定款の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名
- 七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- 八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名
- 4| 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- 一 法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合、次に掲げる事項
- イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ロ イの事項の提案をした理事の氏名
- ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- ニ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
- 二 法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合、次に掲げる事項
- イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
- ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

を理事に委任することができない。 一 重要な財産の処分及び譲受け 二 多額の借財 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備 六 第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十一条の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除 5 その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならぬ。	下この条において同じ。）に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた収支計算書（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書）に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。 二 最終会計年度に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた貸借対照表（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第四十五条の二十七第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。	（理事会の運営） 第四十五条の十四 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるときは、その理事が招集する。 2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。 3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。 4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で	（理事会への報告に関する読替え） 第十三条の九 法第四十五条の十四第九項において理事会への報告について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「第九十一条第二項」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十六第三項」と読み替えるものとする。		（社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制） 第二条の十六 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制	（理事会の議事録） 第二条の十七 法第四十五条の十四第六項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。 一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。） 二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨 イ 法第四十五条の十四第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの ロ 法第四十五条の十四第三項の規定により理事が招集し
---	---	--	---	--	---	--

は取消しの訴えは、被告となる社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。 (担保提供命令) 第二百七十一条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えであつて、債権者が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えを提起した債権者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該債権者が理事、監事又は清算人であるときは、この限りでない。 2 【準用対象外】 3 被告は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。 (弁論等の必要的併合) 第二百七十二条 同一の請求を目的とする評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。 (認容判決の効力が及ぶ者の範囲) 第二百七十三条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。 (原告が敗訴した場合の損害賠償責任) 第二百七十七条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。		
第四款 理事及び理事会 (理事会の権限等) 第四十五条の十三 理事会は、全ての理事で組織する。 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。 一 社会福祉法人の業務執行の決定 二 理事の職務の執行の監督 三 理事長の選定及び解職 3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。 4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定	(特定社会福祉法人等の基準) 第十三条の三 法第三十七条及び第四十五条の十三第五項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。 一 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二項の承認（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以	(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法) 一 第二条の六 令第十三条の三第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第七條の二第二項第二号(1)に規定する法人単位事業活動計算書の当年度決算(A)の項サービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。

【参考】準用条文（読替え後）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（評議員会の決議の不存在又は無効の確認の訴え）

第二百六十五条 評議員会の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

2 評議員会の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。

（評議員会の決議の取消しの訴え）

第二百六十六条 次に掲げる場合には、評議員、理事、監事又は清算人は、評議員会の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより評議員、理事、監事又は清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十二条第一項、第四十五条の六第一項又は第四十六条の七第三項において準用する第七十五条第一項若しくは第七十五条第一項の規定により理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。）となる者も、同様とする。

一 評議員会の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。

二 評議員会の決議の内容が定款に違反するとき。

三 【準用対象外】

2 前項の訴えの提起があつた場合において、評議員会の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

（被告）

第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「評議員会の決議の不存在若しくは無効又は取消しの確認の訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

一 三 【準用対象外】

四 評議員会の決議が存在しないこと又は評議員会の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え 当該社会福祉法人

五 評議員会の決議の取消しの訴え 当該社会福祉法人

六 八 【準用対象外】

（訴えの管轄）

第二百七十条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又

	（評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え） 第四十五条の十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十五条、第二百六十六条第一項（第三号に係る部分を除く。）及び第二項、第二百六十九条（第四号及び第五号に係る部分に限る。）、第二百七十条、第二百七十一条第一項及び第三項、第二百七十二條、第二百七十三條並びに第二百七十七條の規定は、評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十五条第一項中「社員総会又は評議員会（以下この款及び第三百十五條第一項第一号ロにおいて「社員総会等」という。）」とあり、及び同条第二項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百六十六条第一項中「社員等」とあるのは「評議員、理事、監事又は清算人」と、同条第二項中「社員総会等」とあるのは「社員」と、同法第二百七十一条第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十四 法第五十四条第二項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号 （電磁的記録の備置きに関する特則） 第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 一 法第三十四条の二第四項 二 法第四十五条の十一第三項 三 法第四十五条の三十二第二項 四 法第四十五条の三十四第五項	（評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する読替え） 第十三条の八 法第四十五条の十二において評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第七十五条第一項（第七十七條及び第二百十條第四項において準用する場合を含む。）又は」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十二条第一項若しくは第四十五条の六第一項又は同法第四十六条の七第三項において準用する第七十五条第一項若しくは」と読み替えるものとする。

	の氏名又は名称
六	評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
七	議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名
四	次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
一	法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合に掲げる事項
イ	評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容
ロ	イの事項の提案をした者の氏名
ハ	評議員会の決議があつたものとみなされた日
ニ	議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名
二	法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十五条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合に掲げる事項
イ	評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容
ロ	評議員会への報告があつたものとみなされた日
ハ	議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名
	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
	第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
一	法第三十四条の二第二項第三号
二	法第三十四条の二第三項第二号
三	法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百九十四条第三項第二号
四	法第四十五条の十一第四項第二号
五	法第四十五条の十五第二項第二号
六	法第四十五条の十九第三項第二号
七	法第四十五条の二十五第二号
八	法第四十五条の三十二第三項第三号
九	法第四十五条の三十二第四項第二号
十	法第四十五条の三十四第三項第二号
十一	法第四十六条の二十第二項第二号

	第四十五条の十一 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 2 社会福祉法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 3 社会福祉法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつづけているときは、この限りでない。 4 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求 二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
--	---

	三 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合 四 前三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合 (評議員会の議事録) 第二条の十五 法第四十五条の十一第一項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。 2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。 3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。） 二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第一項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第四項において準用する場合を含む。） ロ 法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第二項（法第四十三条第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第四項において準用する場合を含む。） ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二条 ニ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百五条第三項 ホ 法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九条第一項 ヘ 法第四十五条の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九条第二項 五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人
--	---

議があつた場合には、第百八十一条及び第百八十二条の規定は、適用しない。 (評議員会の決議の省略) 第百九十四条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。 2 社会福祉法人は、前項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 3 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求 二 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 4 第一項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終了したものとみなす。 (評議員会への報告の省略) 第百九十五条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。	
(理事等の説明義務) 第四十五条の十 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。	
(理事等の説明義務) 第二条の十四 法第四十五条の十に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。） イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合 ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合 二 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより社会福祉法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合	

10| 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条から第百八十三条まで及び第百九十二条の規定は評議員会の招集について、同法第百九十四条の規定は評議員会の決議について、同法第百九十五条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百八十一条第一項第三号及び第百九十四条第三項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、**政令**で定める。

【参考】準用条文（読替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（評議員会の招集の決定）

第百八十一条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、**厚生労働省令**で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（評議員会の招集の通知）

第百八十二条 評議員会を招集するには、理事（社会福祉法第四十五条の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、**政令**で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（招集手続の省略）

第百八十三条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（延期又は続行の決議）

第百九十二条 評議員会においてその延期又は続行について決

ルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ| 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
二| ファイルへの記録の方式

	とができる。
3	評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。
4	評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
5	次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。
1	前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
2	前項の規定による請求があつた日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
6	評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもつて行う。
7	前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。
1	第四十五条の四第一項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）
2	第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律百十三条第一項の評議員会
3	第四十五条の三十六第一項の評議員会
4	第四十六条第一項第一号の評議員会
5	第五十二条、第五十四条の二第二項及び第五十四条の八の評議員会
8	前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
9	評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第四十五条の十九第六項において準用する同法第九十二条の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

律第八十二条第二項の規定により電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、**厚生労働省令**で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（評議員会の招集に関する読替え）

第十三条の七 法第四十五条の九第十項（法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。）において評議員会の招集について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条第二項並びに第八十二条第一項及び第二項の規定を準用する場合においては、同法第八十一条第二項中「前条第二項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第五項」と、同法第八十二条第一項中「第八十条第二項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の九第五項」と、同条第二項中「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（社会福祉法第三十四条の二第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。）」と読み替えるものとする。

	項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
1	法第三十四条の二第二項第三号
2	法第三十四条の二第三項第二号
3	法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号
4	法第四十五条の十一第四項第二号
5	法第四十五条の十五第二項第二号
6	法第四十五条の十九第三項第二号
7	法第四十五条の二十五第二号
8	法第四十五条の三十二第三項第三号
9	法第四十五条の三十二第四項第二号
10	法第四十五条の三十四第三項第二号
11	法第四十六条の二十第二項第二号
12	法第四十六条の二十六第二項第三号
13	法第五十一条第二項第三号
14	法第五十四条第二項第三号
15	法第五十四条の四第三項第三号
16	法第五十四条の七第二項第三号
17	法第五十四条の十一第三項第三号
	（招集の決定事項）
2	第十二条の十二 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）とする。
	（社会福祉法施行令に係る電磁的方法）
2	第十二条の十三 令第十三条の六第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。
1	次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの
イ	電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
1	送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
2	送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

から第百八十六条まで及び第百九十六条の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。		
【参考】準用条文（読替え後） ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （評議員提案権）		
第百八十四条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までにしなければならない。		
第百八十五条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。		
第百八十六条 評議員は、理事に対し、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する第百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。		
2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。		
（評議員の報酬等） 第百九十六条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。		
（評議員会の運営） 第四十五条の九 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。 2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集するこ	（電磁的方法による通知の承諾等） 第十三条の六 法第四十五条の九第十項（法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。）及び次条において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事

第四十五条の五 監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者が次のいずれかに該当するときは、当該一時会計監査人の職務を行うべき者を解任することができる。 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。 - 二 一時会計監査人の職務を行うべき者としてふさわしくない非行があつたとき。 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 2 前項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行わなければならない。 3 第一項の規定により一時会計監査人の職務を行うべき者を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。	(役員)の欠員補充) 第四十五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。 2 前項の規定は、監事について準用する。 【参考】準用条文(読替え後) ○社会福祉法 (理事又は監事の欠員補充) 第四十五条の七 監事のうち、定款で定めた監事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。 2 【準用対象外】	第三款 評議員及び評議員会	(評議員会の権限等) 第四十五条の八 評議員会は、全ての評議員で組織する。 2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。 3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十四条
			(評議員に関する読替え) 第十三条の五 法第四十五条の八第四項(法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。)において評議員について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第百八十二条第一項」とあるのは、「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五条の九第十項において準用する第百八十二条第一項」と読み替えるものとする。

なければならない。

3| 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（役員等に欠員を生じた場合の措置）

第四十五条の六 この法律又は定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2| 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員職務を行うべき者を選任することができる。

3| 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

4| 第四十五条の二及び前条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

【参考】準用条文（読替え後）

○社会福祉法

（一時会計監査人の職務を行うべき者の資格等）

第四十五条の二 一時会計監査人の職務を行うべき者は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。

2 一時会計監査人の職務を行うべき者に選任された監査法人は、その社員の中から一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。

3 公認会計士法の規定により、計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。）について監査をすることができない者は、一時会計監査人の職務を行うべき者となることができない。

（監事による一時会計監査人の職務を行うべき者の解任）

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十四条（第二号に係る部分に限る。）、第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて準用する。 【参考】準用条文（読替え後） ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （社会福祉法人の役員等の解任の訴え） 第二百八十四条 理事、監事又は評議員（以下この款において「役員等」という。）の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該役員等を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該評議員会の日から三十日以内に、訴えをもつて当該役員等の解任を請求することができる。 一 【準用対象外】 二 評議員	（被告） 第二百八十五条 前条の訴え（次条及び第三百十五条第一項第一号二において「社会福祉法人の役員等の解任の訴え」という。）については、当該社会福祉法人及び前条の役員等を被告とする。 （訴えの管轄） 第二百八十六条 社会福祉法人の役員等の解任の訴えは、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。	（監事による会計監査人の解任） 第四十五条の五 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、当該会計監査人を解任することができる。 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。 二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 2 前項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行わ
---	---	---

〔役員任期〕 第四十五条 役員任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。		〔である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。〕
〔会計監査人の資格等〕 第四十五条の二 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。 3 公認会計士法の規定により、計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。）について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。		
〔会計監査人の任期〕 第四十五条の三 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。 3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。		
〔役員又は会計監査人の解任等〕 第四十五条の四 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。		

関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

7| 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

【参考】準用条文（読替え後）

○社会福祉法

（役員の資格等）

第四十条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人又は被保佐人

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

255 【準用対象外】

七| 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）

（監事のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第二条の十一 法第四十四条第七項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一| 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二| 当該役員の使用人

三| 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四| 前二号に掲げる者の配偶者

五| 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六| 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）

七| 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）

八| 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつてゐる当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。）

九| 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）

九第十項において準用する百八十一第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。 4 第一項の規定は会計監査人について、前二項の規定は会計監査人を辞任した者及び社会福祉法第四十五条の五第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。 （監事等の選任等についての意見の陳述） 第七十四条 監事は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。 2 監事を辞任した者は、解任後又は辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べることができる。 3・4 【準用対象外】	（役員の資格等） 第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。 1 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。 1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 2 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 3 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。 1 社会福祉事業について識見を有する者 2 財務管理について識見を有する者 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の
（理事のうちの各理事と特殊の関係がある者） 第二条の十 法第四十四条第六項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。 1 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 2 当該理事の使用人 3 当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者 4 前二号に掲げる者の配偶者 5 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの 6 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）	

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。		
（役員等の選任） 第四十三条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。	（社会福祉法人に関する読替え） 第十三条の四 法第四十三条第三項（法第四十六条の二十一の規定により適用する場合を含む。）において社会福祉法人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十四条第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第三項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において適用する第百八十一条第一項第一号」と、同条第四項中「第七十一条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の五第一項」と読み替えるものとする。	（補欠の役員の選任） 第二条の九 法第四十三条第二項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。
2 前項の決議をする場合には、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又は定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条、第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社会福祉法人について準用する。この場合において、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事」とあるのは「監事の過半数をもって」と、同法第七十四条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		2 法第四十三条第二項の規定により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。 一 当該候補者が補欠の役員である旨 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名 三 同一の役員（二人以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該二人以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位 四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続
【参考】準用条文（読替え後） ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （監事の選任に関する監事の同意等） 第七十二条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。 （会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定） 第七十三条 社会福祉法人においては、評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。 2 【準用対象外】 （監事等の選任等についての意見の陳述） 第七十四条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。 2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。 3 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の		3 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時評議員会の開始の時までとする。ただし、評議員会の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。

第四十二條 (評議員に欠員を生じた場合の措置) この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員(次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。	(評議員の任期) 第四十一條 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで延長することを妨げない。 2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。	
		(評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者) 第二條の八 法第四十條第五項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。 - 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 - 二 当該役員の使用人 - 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者 - 四 前二号に掲げる者の配偶者 - 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの - 六 当該役員が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。) - 七 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)

- を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならぬ。
- 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。
- 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

- 三 当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）
- 七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつてゐる当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。）
- 八 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）
- イ 国の機関
- ロ 地方公共団体
- ハ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- ニ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- ホ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

			る基準を超える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において同じ。）は、会計監査人を置かなければならない。
			令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。
		一 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の第三十二項の承認（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認）を受けた場合における当該会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る法第四十五条の第三十二項の承認を受けた収支計算書（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書）に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。	第二条の六 令第十三条の三第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第七條の二第一項第二号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書の当年度決算(A)の項サービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。
		二 最終会計年度に係る法第四十五条の第三十二項の承認を受けた貸借対照表（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第四十五条の二十七第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。	
第二款 評議員等の選任及び解任			
（社会福祉法人と評議員等との関係）			
第三十八条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。			
（評議員の選任）			
第三十九条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。			
（評議員の資格等）			
第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。			
一 法人			
二 成年被後見人又は被保佐人			
三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行			

一 社会福祉法人の設立の無効の訴え 設立する社会福祉法人 二〇八 【準用対象外】 (訴えの管轄) 第二百七十条 社会福祉法人の設立の無効の訴えは、被告となる社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。 (弁論等の必要的併合) 第二百七十二条 同一の請求を目的とする社会福祉法人の設立の無効の訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。 (認容判決の効力が及ぶ者の範囲) 第二百七十三条 社会福祉法人の設立の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。				第三節 機関 第一款 機関の設置 (機関の設置) 第三十六条 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。 2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。	第三十七条 特定社会福祉法人(その事業の規模が政令で定め
					第十三条の三 法第三十七条及び第四十五条の十三第五項の政
					(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法

規定は、社会福祉法人の設立について準用する。

- 2 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十条、第二百七十二条から第二百七十四条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第一号中「社員等（社員、評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下この款において同じ。）」とあるのは、「評議員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとする。

【参考】準用条文（読替え後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（贈与又は遺贈に関する規定の準用）

第二百五十八条 生前の処分で財産の抛出をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。

2 遺言で財産の抛出をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。

（財産の帰属時期）

第二百六十四条 生前の処分で財産の抛出をしたときは、当該財産は、社会福祉法人の成立の時から当該社会福祉法人に帰属する。

2 遺言で財産の抛出をしたときは、当該財産は、遺言が効力を生じた時から社会福祉法人に帰属したものとみなす。

（社会福祉法人の設立の無効の訴え）

第二百六十四条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

- 一 社会福祉法人の設立 社会福祉法人の成立の日から二年以内

二・三 【準用対象外】

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

- 一 前項第一号に掲げる行為 設立する社会福祉法人の評議員、理事、監事又は清算人

二・三 【準用対象外】

（被告）

第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「社会福祉法人の設立の無効の訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 二 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 4 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における第二項第三号及び第四号並びに前項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつては、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする 【参考】準用条文（読替え後） ○社会福祉法 （定款の備置き及び閲覧等） 第三十四条の二 社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所に備え置かなければならない。 254 （略）	
（電磁的方法） 第二条の四 法第三十四条の二第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。 （電磁的記録の備置きに関する特則） 第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 一 法第三十四条の二第四項 二 法第四十五条の十一第三項 三 法第四十五条の三十二第二項 四 法第四十五条の三十四第五項	第三十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百五十八条及び第百六十四条の

あつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。		
(定款の補充) 第三十三条 社会福祉法人を設立しようとする者が、第三十一条第一項第二号から第十五号までの各号に掲げる事項を定めないで死亡した場合には、厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。		
(成立の時期) 第三十四条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。		
(定款の備置き及び閲覧等) 第三十四条の二 社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。 2 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。 一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて当該社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 3 何人（評議員及び債権者を除く。）も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。		(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 法第三十四条の二第二項第三号 二 法第三十四条の二第三項第二号 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 五 法第四十五条の十五第二項第二号 六 法第四十五条の十九第三項第二号 七 法第四十五条の二十五第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一 法第四十六条の二十第二項第二号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十四 法第五十四条第二項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号

法人（会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。）であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。 5 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。 6 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。	
ついで、第二条の十一第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第九号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 2 一 設立当初において当該社会福祉法人に帰属すべき財産の財産目録及び当該財産が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類 二 当該社会福祉法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類 三 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書 四 設立者の履歴書 五 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類 六 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書 3 所轄庁は、前二項に規定するもののほか、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができる。 4 社会福祉法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後一月以内にこれを証明する書類を添付して所轄庁に報告しなければならない。 5 第一項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。 （電磁的記録） 第二条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請が（認可）

2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。 第二節 設立	
(申請) 第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。 一 目的 二 名称 三 社会福祉事業の種類 四 事務所の所在地 五 評議員及び評議員会に関する事項 六 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。）の定数 その他役員に関する事項 七 理事会に関する事項 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 九 資産に関する事項 十 会計に関する事項 十一 公益事業を行う場合には、その種類 十二 収益事業を行う場合には、その種類 十三 解散に関する事項 十四 定款の変更に関する事項 十五 公告の方法 2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。 3 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。 4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉	
(設立認可申請手続) 第二条 法第三十一条の規定により、社会福祉法人を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。 一 設立者又は設立代表者の氏名及び住所 二 社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地 三 設立の趣意 四 評議員となるべき者及び役員（法第三十一条第一項第六号に規定する役員をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名 五 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限り。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限り。）、又は同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限り。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項 六 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限り。）、又は同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限り。）、がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項 七 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者（第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限り。）、がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項 八 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者に	

活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの		一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合 二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合 イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員 ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員 ハ 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者 ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者 ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者
(住所) 第二十八条 社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。		
(登記) 第二十九条 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。 2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。	【参照】組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）	
(所轄庁) 第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。 一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。） 二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以		（法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの） 第一条の四 法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 全国を単位として行われる事業 二 地域を限定しないで行われる事業 三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業 四 前各号に類する事業

(要件) 第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。	(公益事業及び収益事業) 第二十六条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。 2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。		(特別の利益供与の禁止) 第二十七条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。
	(社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業) 第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。 一 法第二条第四項第四号に掲げる事業 二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十六項に規定する介護予防支援事業 三 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を経営する事業 四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業 五 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第二号又は第三号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業 六 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を経営する事業 七 前各号に掲げる事業に準ずる事業であつて厚生労働大臣が定めるもの	(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者) 第十三条の二 法第二十七条の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。 一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者 五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業	
		(法人が事業活動を支配する法人等) 第一条の三 令第十三条の二第五号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項各号において「子法人」という。）とする。 2 令第十三条の二第五号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。 3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。	

条の三十四) 第五目 残余財産の帰属(第四十七条) 第六目 清算事務の終了等(第四十七条の二―第四十七 七条の七)	第三款 合併 第一目 通則(第四十八条) 第二目 吸収合併(第四十九条―第五十四条の四) 第三目 新設合併(第五十四条の五―第五十四条の十 二) 第四目 合併の無効の訴え(第五十五条)	第七節 社会福祉充実計画(第五十五条の二―第五十五 条の四) 第八節 助成及び監督(第五十六条―第五十九条の三) 第十一章 雑則(第二百二十五条―第三百三十条) 第十二章 罰則(第三百三十条の二―第三百三十四条)	第六章 社会福祉法人 第一節 通則	(定義) 第二十二條 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福 祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところに より設立された法人をいう。	(名称) 第二十三條 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会 福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。	(経営の原則等) 第二十四條 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手と してふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自 主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福 祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らな ければならない。 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規 定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活 上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、 福祉サービスの提供に提供するように努めなければならない。

（注） 実際の法令の適用に当たっては、必ず官報等で確認ください。
（傍線の部分は改正部分）

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五条）	社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）
目次 第六章 社会福祉法人 第一節 通則（第二十一条―第三十条） 第二節 設立（第三十一条―第三十五条） 第三節 機関 第一款 機関の設置（第三十六条・第三十七条） 第二款 評議員等の選任及び解任（第三十八条―第四十条の七） 第三款 評議員及び評議員会（第四十五条の八―第四十五条の十二） 第四款 理事及び理事会（第四十五条の十三―第四十五条の十七） 第五款 監事（第四十五条の十八） 第六款 会計監査人（第四十五条の十九） 第七款 役員等の損害賠償責任（第四十五条の二十―第四十五条の二十二） 第四節 計算 第一款 会計の原則等（第四十五条の二十三） 第二款 会計帳簿（第四十五条の二十四―第四十五条の二十六） 第三款 計算書類等（第四十五条の二十七―第四十五条の三十五） 第五節 定款の変更（第四十五条の三十六） 第六節 解散及び清算並びに合併 第一款 解散（第四十六条・第四十六条の二） 第二款 清算 第一目 清算の開始（第四十六条の三・第四十六条の四） 第二目 清算法人の機関（第四十六条の五―第四十六条の二十一） 第三目 財産目録等（第四十六条の二十二―第四十六条の二十九） 第四目 債務の弁済等（第四十六条の三十一―第四十六		

社会福祉法三段表 項目別 Index

項 目	該当頁
地域における公益的な取組	法第 24 条第 2 項 p2
特別な利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者の範囲	施行令第 13 条の 2 p3-4
補欠の役員の選任	施行規則第 2 条の 9 p14
役員の欠員補充	法 45 条の 7 p20
評議員の報酬等の定め	法第 45 条の 8 第 4 項 一般法人法第 196 条準用 p21
理事の報酬等の定め	法第 45 条の 16 第 4 項 一般法人法第 89 条準用 p35
評議員会における理事等の説明義務	法第 45 条の 10 施行規則第 2 条の 14 p24-25
内部管理体制の整備 (社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制)	施行規則第 2 条の 16 p30
施行日までの定款変更	法附則第 7 条 p124
最初の評議員の選任	法附則第 9 条 p124
旧理事の任期の延長	法附則第 14 条 p125

社会福祉法三段表（社会福祉法人関係部分） 目次

第6章 社会福祉法人

第1節 通則（第22条—第30条）	2
-------------------	---

第2節 設立（第31条—第35条）	5
-------------------	---

第3節 機関

第1款 機関の設置（第36条・第37条）	10
----------------------	----

第2款 評議員等の選任及び解任（第38条—第45条の7）	11
------------------------------	----

第3款 評議員及び評議員会（第45条の8—第45条の12）	20
-------------------------------	----

第4款 理事及び理事会（第45条の13—第45条の17）	29
------------------------------	----

第5款 監事（第45条の18）	36
-----------------	----

第6款 会計監査人（第45条の19）	38
--------------------	----

第7款 役員等の損害賠償責任（第45条の20—第45条の22）	40
---------------------------------	----

第4節 計算

第1款 会計の原則等（第45条の23）	45
---------------------	----

第2款 会計帳簿（第45条の24—第45条の26）	46
---------------------------	----

第3款 計算書類等（第45条の27—第45条の35）	47
----------------------------	----

第5節 定款の変更（第45条の36）	58
--------------------	----

第6節 解散及び清算並びに合併

第1款 解散（第46条・第46条の2）	59
---------------------	----

第2款 清算	60
--------	----

第1目 清算の開始（第46条の3・第46条の4）	
--------------------------	--

第2目 清算法人の機関（第46条の5—第46条の21）	
-----------------------------	--

第3目 財産目録等（第46条の22—第46条の29）	
----------------------------	--

第4目 債務の弁済等（第46条の30—第46条の34）	
-----------------------------	--

第5目 残余財産の帰属（第47条）	
-------------------	--

第6目 清算事務の終了等（第47条の2—第47条の7）	
-----------------------------	--

第3款 合併	91
--------	----

第1目 通則（第48条）	
--------------	--

第2目 吸収合併（第49条—第54条の4）	
-----------------------	--

第3目 新設合併（第54条の5—第54条の11）	
--------------------------	--

第4目 合併の無効の訴え（第55条）	
--------------------	--

第7節 社会福祉充実計画（第55条の2—第55条の4）	108
-----------------------------	-----

第8節 助成及び監督（第56条—第59条の3）	111
-------------------------	-----

第11章 雑則（第125条—第130条）	117
----------------------	-----

第12章 罰則（第130条の2—第134条）	118
------------------------	-----

社会福祉法等の一部を改正する法律附則（抄）	124
-----------------------	-----

※ 無断複製・転載禁止

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会

社会福祉法改正ハンドブック

平成 29 年 2 月 28 日

事務局 社会福祉法人全国社会福祉協議会 法人振興部内
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928 E-mail keieikyo@shakyo.or.jp
